

令和4年度 横浜市社会福祉審議会

日時：令和5年3月17日（金）10:00～11:30

場所：市庁舎18階 なみき14・15会議室

次 第

1 新委員紹介

2 専門分科会等からの活動報告

【資料3】

(1) 民生委員審査専門分科会について

(2) 身体障害者障害程度審査部会について

3 報告事項

(1) 横浜市中期計画2022～2025について

【資料4】

(2) 第5期 地域福祉保健計画骨子案について

【資料5】

(3) 第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・

認知症施策推進計画の策定について

【資料6】

(4) 中高年のひきこもり支援の取組について

【資料7】

4 その他

令和5年度健康福祉局予算について

《配付資料》

【資料1】横浜市社会福祉審議会について

【資料2】横浜市社会福祉審議会委員名簿

【資料3】専門分科会等からの活動報告

【資料4】横浜市中期計画2022～2025（健康福祉局抜き刷り版）

【資料5】第5期 地域福祉保健計画における素案骨子（案）について

【資料6】第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・

認知症施策推進計画（よこはま地域包括ケア計画）の策定について

【資料7】中高年のひきこもり支援について

【資料8】令和5年度健康福祉局予算概要

横浜市社会福祉審議会について

1 設置目的

社会福祉審議会は、社会福祉法第 7 条第 1 項により、都道府県・政令指定都市・中核市に設置することとなっており(必置義務)、社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)の調査審議を目的としています。

2 根拠法令等

社会福祉法、社会福祉法施行令、横浜市社会福祉審議会条例、横浜市社会福祉審議会運営要綱

3 審議会の構成

審議会は、横浜市社会福祉審議会運営要綱第 2 条により委員 20 人以内で組織することとなっており、社会福祉法第 8 条により、市会議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験のある者のうちから市長が任命することとなっています。

※委員の構成(20人)は次のとおり。

市会議員	3 人
社会福祉事業に従事する者	12 人
学識経験のある者	5 人

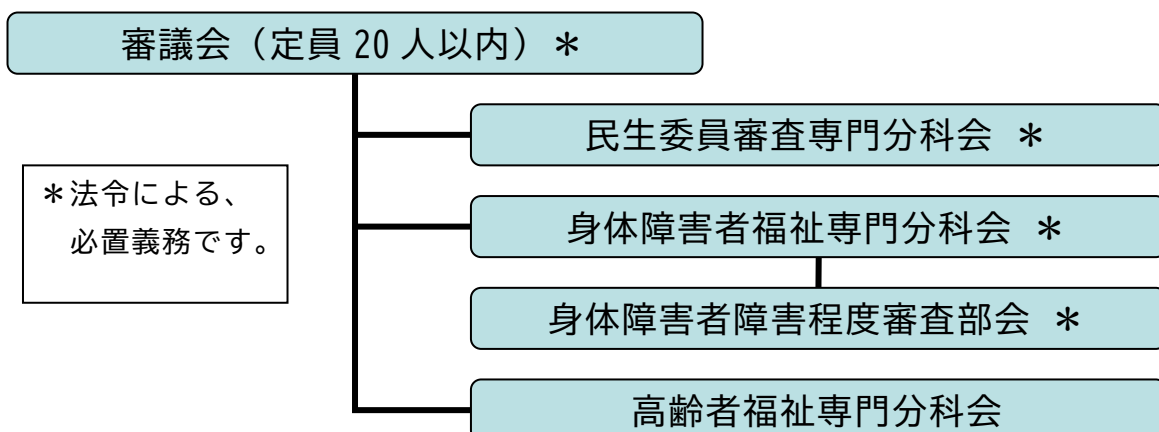
(参考) 社会福祉法 第 8 条

地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

4 任期・報酬

任期は 3 年(令和 4 年 1 月 12 日～令和 7 年 1 月 11 日)、報酬は 14,000 円(日額)となっています。

5 組織(専門分科会及び審査部会)



6 これまでの審議会の開催状況

(令和3年度)

- ・ 社会福祉審議会：1回
- ・ 民生委員審査専門分科会：2回
- ・ 身体障害者障害程度審査部会：12回
- ・ 生活保護申請対応検証専門分科会：5回

(令和2年度)

- ・ 社会福祉審議会：1回
- ・ 民生委員審査専門分科会：2回
- ・ 身体障害者障害程度審査部会：12回

7 答申等の状況

諮問年月日	答申年月日	件名	
昭48.7.24	昭51.3.31	老人の居宅対策について	
昭48.7.24	昭51.3.31	身体障害者の居宅対策について	
昭51.7.20	昭53.2.23	社会福祉施設のあり方について 1 老人福祉施設対策について 2 身体障害者の施設対策について	
昭53.7.20	昭54.4.17	リハビリテーション施設のあり方について	(中間答申)
	昭55.3.31		(答申)
昭53.7.20	昭55.3.31	高齢者の生きがい対策について	
—	昭55.10.30	国際障害者年についての意見具申について	
昭57.7.5	昭59.3.27	高齢者の生きがいや健康を高める具体的施策	
昭57.7.5	昭59.3.27	身体障害者のスポーツ振興について	
昭59.7.5	昭60.7.15	社会福祉施設の設置・運営のあり方について	(中間答申)
	昭61.10.27		(答申)
平2.4.27	平4.12.1	横浜市における地域福祉人材の育成とその活用のあり方について	
—	平14.12.16	地域福祉計画の策定について (意見具申)	
—	平18.1.31	民生委員あり方検討専門分科会報告 (報告)	
—	平20.7.9	福祉人材の確保等に関する検討専門分科会報告 (報告)	
平22.8.13	平23.3.7	横浜における持続可能な福祉社会の構築について (答申)	
令元.5.30	令2.1.10	横浜市敬老特別乗車証制度のあり方について 持続可能な制度の構築に向けて (答申)	
令3.3.26	令4.2.7	神奈川区生活支援課における生活保護申請に対する不適切な対応の検証について (答申)	

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

社会福祉法施行令（抄）

昭和33年6月27日
政令第185号

（民生委員審査専門分科会）

- 第2条** 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法*第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。
- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
 - 3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

- 第3条** 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。
- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
 - 3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

*法＝社会福祉法（昭和26年法律第45号）

横浜市社会福祉審議会条例

制 定 平成12年2月25日条例第3号

(趣旨等)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき本市に設置する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、3年を超えない範囲で、その審議事項の調査審議が終了するときまでとする。

(委員長職務代理)

第3条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(高齢者福祉専門分科会)

第5条 法第11条第2項の規定により、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会長は、当該専門分科会において選任する。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

5 第4条第1項及び第3項から第5項までの規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令（平成11年政令第393号）第52条の規定による改正前の社会福祉審議会令の規定により指名され、又は互選されている委員長の職務を行う委員、民生委員審査専門分科会以外の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員、専門分科会長並びに専門分科会長の職務を行う委員又は臨時委員は、施行日以後最初に開催される会議の日までは、この条例の規定により指名され、又は互選されたものとみなす。
- 3 施行日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成13年1月11日までとする。

附 則（平成12年9月条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月条例第75号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年12月条例第117号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

横浜市社会福祉審議会運営要綱

制 定 昭和40年3月1日

最近改正 令和4年2月8日 健企第161号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 横浜市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の所管事項、組織、運営等について必要な事項は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）（以下「法」という。）、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）（以下「令」という。）及び横浜市社会福祉審議会条例（平成12年2月横浜市条例第3号）（以下「条例」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定数）

第2条 審議会は委員20人以内で組織する。

（所管事項）

第3条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 民生委員の適否の審査に関すること。
- (2) 身体障害者の福祉に関すること。
- (3) 高齢者の福祉に関すること。
- (4) 低所得者の福祉に関すること。
- (5) その他社会福祉の増進に関すること。

ただし、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を除く。

（専門分科会の設置）

第4条 法第11条第1項の規定に基づき、審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

3 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、前2項の事項以外の事項を調査審議するため、その他の専門分科会を置くことができる。

（専門分科会長の選任）

第5条 前条第1項から第4項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選によってこれを定める。

（審査部会の設置）

第6条 身体障害者福祉専門分科会に、令第3条の規定に基づき身体障害者障害程度審査部会（以下「審査部会」という。）を置く。

2 審査部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関すること。
- (2) 身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定に関すること。

- 3 審議会は、前項の審議事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。
- 4 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は会務を掌理する。

(会議の招集)

第7条 審査部会は、部会長が招集する。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから委員長が任命する。
- 3 幹事は、委員長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(会議の傍聴)

第9条 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(秩序の維持)

第10条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第11条 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営の支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、委員長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第12条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、委員長はその旨を宣告するものとする。

- 2 委員長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
- 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、委員長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(守秘義務)

第13条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分

を失った後も同様とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和40年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和41年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和46年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年7月24日から施行し、昭和48年5月12日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年2月23日から施行し、昭和52年6月10日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月24日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年7月24日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年1月6日以降最初に開催される審議会総会（以下「総会」という。）での承認後から施行する。【平成13年5月25日施行】

(経過措置)

- 2 平成13年1月6日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。
- 3 平成13年4月1日以降に総会が開催されるときは、この要綱中、「令第4条」を「令第2条」に改める」規定を、「令第4条」を「令第3条」に改める」規定に読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月8日から施行する。

横浜市社会福祉審議会 委員名簿

(任期：令和4年1月12日～令和7年1月11日)

令和5年3月
横浜市社会福祉審議会

(敬称略)

	氏名	団体	専門分科会			就任
			民生	高齢	身障	
市会議員	1 芥藤 伸一	市会健康福祉・医療委員会 委員長	○			R3.6
	2 山下 正人	市会健康福祉・医療委員会 副委員長	○			R4.5
	3 藤崎 浩太郎	市会健康福祉・医療委員会 委員	○			R4.5
社会福祉事業従事者(五十音順)	4 荒木田 百合	横浜市社会福祉協議会 会長		○		R2.8
	5 飯山 文子	横浜知的障害関連施設協議会 副会長	○			H31.1
	6 泉 今日子	認知症の人と家族の会神奈川県支部 事務局長		○		H31.1
	7 井上 敏正	横浜市町内会連合会 委員	○			R2.6
	8 内田 元久	横浜市身体障害者団体連合会 副理事長			○	R4.1
	9 漆原 恵利子	横浜市福祉事業経営者会 理事		○		R4.1
	10 加藤 由紀子	横浜市介護支援専門員協議会 理事長		○		H31.1
	11 佐伯 滋	横浜市心身障害児者を守る会連盟 幹事			○	R4.1
	12 高岡 徹	横浜市総合リハビリテーションセンター センター長			○	R4.1
	13 谷口 実	横浜市障害者地域作業所連絡会 会長			○	R4.1
	14 早川 陽子	横浜市労働組合連盟 副委員長			○	H28.1
15 石井 マサ子	横浜市民生委員児童委員協議会 会長	○			R5.3	
学識経験者(五十音順)	16 石渡 和実	東洋英和女学院大学 名誉教授	○			H31.1
	17 茨木 尚子	明治学院大学社会学部社会福祉学科 教授			○	R4.1
	18 川島 通世	神奈川県弁護士会 弁護士	○			H28.1
	19 岸 恵美子	東邦大学看護学部 教授		○		H28.1
	20 水野 恭一	横浜市医師会 会長	○			H29.8

令和5年3月17日一部改選

横浜市社会福祉審議会事務局名簿【令和4年度】

1	健康福祉局長	きとう ひろたか 佐藤 広毅
2	保健所長（担当理事兼務）	たはた かずお 田畑 和夫
3	健康福祉局 担当理事 （こころの健康相談センター長兼務）	しらかわ のりひと 白川 教人
4	健康福祉局 副局長（総務部長兼務）	かわい ゆうこ 川合 裕子
5	健康福祉局 総務部医務担当部長 （保健医療医務監兼務）	いがらし よしみつ 五十嵐 吉光
6	健康福祉局 地域福祉保健部長	うちだ さわこ 内田 沢子
7	健康福祉局 生活福祉部長	すずき しげひさ 鈴木 茂久
8	健康福祉局 障害福祉保健部長	にしの ひとし 西野 均
9	健康福祉局 高齢健康福祉部長	きとう たいすけ 佐藤 泰輔
10	健康福祉局 健康安全部長	みずの けいいちろう 水野 圭一郎

令和5年3月17日現在

専門分科会等からの活動報告

標記について、次のとおり報告します。

1 民生委員審査専門分科会について

民生委員審査専門分科会では、民生委員・児童委員及び主任児童委員の候補者について市長からの諮問を受け、候補者としての適否について審査を行いました。

(1) 運用状況の概要

会議の開催回数	公開された会議の回数	非公開とされた会議の回数	傍聴者数(合計)
2 回	0 回	2 回	0 人

(2) 内訳

開催日	議 題	公開・非公開の別	傍聴者数
6月6日	会長の選出	非公開	0 人
	職務代理者の指名		
	民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の審査		
11月1日	民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の審査	非公開	0 人

2 身体障害者障害程度審査部会について

身体障害者障害程度審査部会では、身体障害者手帳の障害程度審査及び身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定（年4回）を行いました。

(1) 運用状況の概要

会議の開催回数	公開された会議の回数	非公開とされた会議の回数	傍聴者数(合計)
12 回	0 回	12 回	0 人

(2) 内訳

開催日	議 題	公開・非公開の別	傍聴者数
月 1 回	身体障害者手帳の障害程度審査	非公開	0 人
	身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定（年4回）		

資料 4

令和 5 年 3 月
横浜市社会福祉審議会

明日をひらく都市 横浜

横浜市中期計画 2022-2025

(健康福祉局 抜き刷り版)

City of YOKOHAMA

中期計画の全体像

共にめざす都市像

「明日をひらく都市 OPEN×PIONEER 2040 YOKOHAMA」に向けて

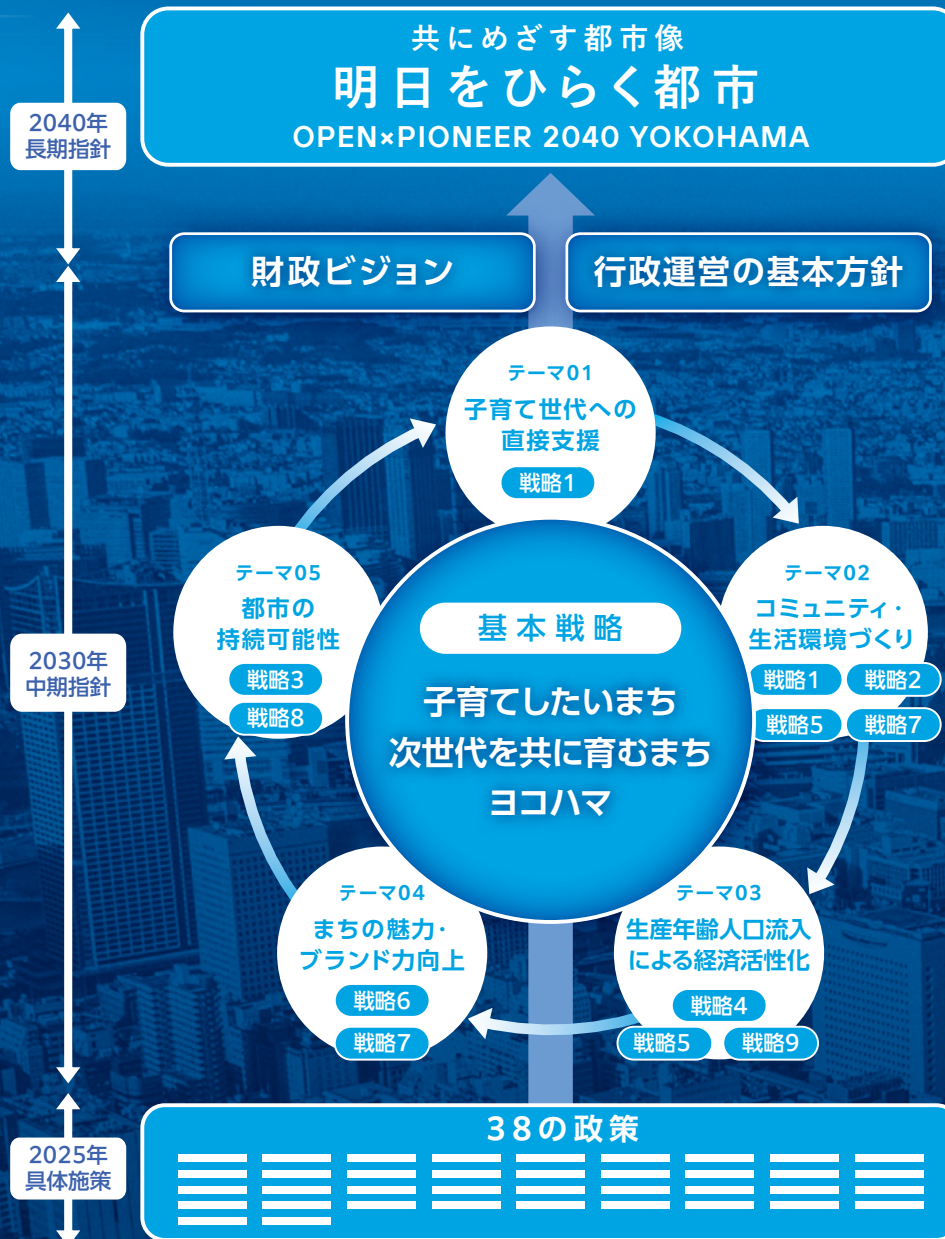
「明日をひらく都市」を実現していくためには、明日をひらく都市を「共にめざす」仲間を増やす必要があります。

仲間とは、現在の横浜を支えてくださっている方々はもちろんのこと、今後横浜市民になっていただく方、横浜で生まれる方、横浜で働く方です。

仲間を増やすために、「横浜で子育てしたい」と思っただけのような、あらゆる策を講じる必要があります。

計画では、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を「基本戦略」に掲げて、「住みたい都市」「住み続けたい都市」「選ばれる都市」となり、「明日をひらく都市を共にめざす仲間」を増やしていきます。子育て世代を支援し、仲間を増やしながら、高齢者を支えていく等の好循環を創出していきます。

また、「財政ビジョン」で掲げた「必要な施策の推進と財政の健全性の維持」を実現していくためには、政策の優先順位付けも必須です。そのため、「基本戦略」への貢献度が高い策を優先して実行していくことと、「行政運営の基本方針」を踏まえた行政サービスの最適化（事業手法の創造・転換）をセットで進め、将来の横浜市民を支える財源もしっかり確保していきます。



参考 基本戦略・戦略の構造



V 9つの戦略及び38の政策

10年程度の中長期的な戦略を定めるとともに、戦略を踏まえて計画期間の4年間に重点的に取り組む38の政策をとりまとめています。

戦 略		政 策	
戦略 1	すべての子どもたちの未来を創るまちづくり	政策 1	切れ目なく力強い子育て支援 ~妊娠・出産期・乳幼児期~ p.26
		政策 2	切れ目なく力強い子育て支援 ~乳幼児期・学齢期~ p.28
		政策 3	困難な状況にある子ども・家庭への支援 p.30
		政策 4	児童虐待・DVの防止と社会的養護の充実 p.32
		政策 5	子ども一人ひとりを大切にされた教育の推進 p.34
		政策 6	豊かな学びの実現 p.36
戦略 2	誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり	政策 7	市民の健康づくりと安心確保 p.40
		政策 8	スポーツ環境の充実 p.42
		政策 9	地域コミュニティの活性化 p.44
		政策 10	地域の支えあいの推進 p.46
		政策 11	多文化共生の推進 p.48
		政策 12	ジェンダー平等の推進 p.50
		政策 13	障害児・者の支援 p.52
		政策 14	暮らしと自立の支援 p.54
		政策 15	高齢者を支える地域包括ケアの推進 p.56
		政策 16	在宅医療や介護の推進 p.58
		政策 17	医療提供体制の充実 p.60
戦略 3	Zero Carbon Yokohamaの実現	政策 18	脱炭素社会の推進 p.64
		政策 19	持続可能な資源循環の推進 p.66

戦略 4

未来を切り拓く経済成長と国際都市・横浜の実現

政策20	中小・小規模事業者の経営基盤強化	p.70
政策21	スタートアップの創出・イノベーションの推進	p.72
政策22	観光・MICEの振興	p.74
政策23	市内大学と連携した地域づくり	p.76
政策24	国際ビジネス支援と地球規模課題解決への貢献	p.78
政策25	世界から集いつながる国際都市の実現	p.80

戦略 5

新たな価値を創造し続ける郊外部のまちづくり

政策26	人を惹きつける郊外部のまちづくり	p.84
政策27	豊かで暮らしやすい住まい・環境づくり	p.86
政策28	日常生活を支える地域交通の実現	p.88

戦略 6

成長と活力を生み出す都心・臨海部のまちづくり

政策29	活力ある都心部・臨海部のまちづくり	p.92
政策30	市民に身近な文化芸術創造都市の推進	p.94

戦略 7

花・緑・農・水の豊かな魅力あふれる
ガーデンシティ横浜の実現

政策31	自然豊かな都市環境の充実	p.98
政策32	活力ある都市農業の展開	p.100

戦略 8

災害に強い安全・安心な都市づくり

政策33	地震に強い都市づくり	p.104
政策34	風水害に強い都市づくり	p.106
政策35	地域で支える防災まちづくり	p.108

戦略 9

市民生活と経済活動を支える都市づくり

政策36	交通ネットワークの充実	p.112
政策37	国際競争力のある総合港湾づくり	p.114
政策38	公共施設の計画的・効果的な保全更新	p.116

9つの戦略及び38の政策

戦略	番号	名称	頁
1	政策1	切れ目なく力強い子育て支援 ～妊娠・出産期・乳幼児期～	7頁
1	政策3	困難な状況にある子ども・家庭への支援	9頁
2	政策7	市民の健康づくりと安心確保	11頁
2	政策10	地域の支えあいの推進	13頁
2	政策13	障害児・者の支援	15頁
2	政策14	暮らしと自立の支援	17頁
2	政策15	高齢者を支える地域包括ケアの推進	19頁
2	政策16	在宅医療や介護の推進	21頁
2	政策17	医療提供体制の充実	23頁
5	政策27	豊かで暮らしやすい住まい・環境づくり	25頁
5	政策28	日常生活を支える地域交通の実現	27頁
8	政策35	地域で支える防災まちづくり	29頁

政策の目標

希望する人が安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりが進んでいます。「横浜市版子育て世代包括支援センター」を基盤として、妊娠期からの切れ目のない支援を充実させるとともに、若い世代に対して、これから迎える妊娠・出産・子育てに関する普及啓発が進み、全ての子育て家庭及び妊産婦が心身ともに健康に過ごすことができます。また、出産費用や子どもの医療費などの妊娠・出産・子育てに関する家庭の経済的負担を軽減することで、子育てしやすい環境づくりが進んでいます。

全ての子どもが健やかに育つよう、乳幼児の心身の発育・発達等の確認及び適切な指導を行うことで、乳幼児の健康が保持・増進されています。

地域における子育て支援の場や機会の拡充、子育てに関する情報提供・相談対応の充実などにより、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくりが進んでいます。

政策指標

子育て環境が整っていることを理由に、横浜に住み続けたいと考える子育て世帯等の割合

直近の現状値	目標値
14.1%	20.0%

子どもの育てにくさを感じている保護者のうち、解決方法を知っている方の割合

直近の現状値	目標値
80.1%	83.0%

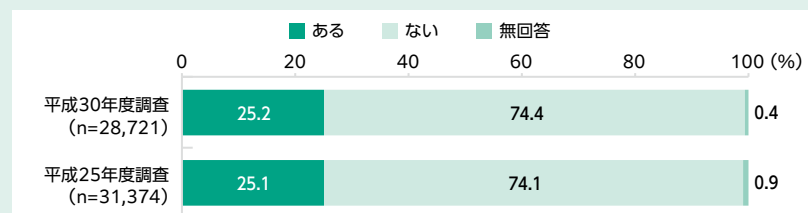
関係するSDGsの取組



現状と課題

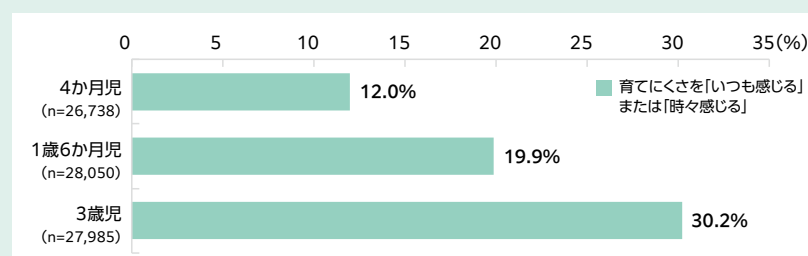
- 少子化や地域のつながりの希薄化により、「自分の子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をした経験」がない人が約75%と、子どもを生み育てるイメージを持ちにくくなっています。若い世代が、主体的に自らのライフプランを選択できるよう、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発を行うことが求められています。
- 出産年齢が上昇することで、不妊に悩む方の増加や、妊娠・出産に伴う合併症などのリスクが高まるとともに、産後の母の心身の不調や育児の負担感に影響を与えています。産後うつなど、心身に不安を抱える妊産婦の早期把握と、妊娠期からの適切な支援が求められています。
- 3歳児の保護者のうち、約30%が育てにくさを感じており、保護者が悩みを一人で抱えることなく育児ができるよう、個々の状況に応じた支援が求められています。日常的に感じる疑問や困り事を、気軽に相談し解決できる身近な場所を充実させるとともに、多くの人が子育て家庭に心を寄せ、温かく見守る環境づくりが必要です。
- 全ての子育て家庭及び妊産婦が安心して子どもを産み育てられるよう、相談支援や経済的支援など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の更なる充実が必要です。

自分の子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をした経験



【出典】横浜市子ども・子育て支援事業計画

子の育てにくさを感じると回答した保護者の割合



【出典】横浜市子ども青少年局

◎ 主な施策

1	妊娠・出産・子育てに関する普及啓発及び相談支援の充実	主管局	こども青少年局
<p>自分らしいライフプランを選択できるよう、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を啓発するとともに、不妊・不育に関する相談体制の確保や、予期せぬ妊娠をした方や出産・子育てに悩む方への相談支援を行います。</p>			

施策指標	①妊娠・出産・子育てに関する教室・講座への参加者数 ②妊娠・出産に関する相談件数	
	直近の現状値	目標値
	①19,245人/年 ②26,176件/年	①22,700人/年 ②28,746件/年

2	妊娠期からの切れ目のない支援の充実	主管局	こども青少年局
<p>出産費用（基礎的費用）の無償化を含む妊娠・出産・子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。あわせて、妊娠届出者に対する面談や、妊産婦健康診査、妊婦歯科健康診査、産後母子ケア、産前産後ヘルパー派遣など、母子ともに安全・安心な出産を迎えられるよう、切れ目のない支援を充実させます。</p>			

施策指標	①妊娠・出産・子育てに係る家庭の経済的負担の軽減 ②産婦健康診査の受診率	
	直近の現状値	目標値
	①出産育児一時金 42万円 （令和4年度） ②87.7%	①出産育児一時金など国の制度の動向を見極めながら、子育て家庭の負担軽減策を実施 ②89.0%

3	乳幼児の健やかな育ちのための支援の充実	主管局	こども青少年局
<p>乳幼児の健やかな発育・発達を支援し、疾病や障害の早期発見・早期支援につながるよう、新生児の聴覚検査、乳幼児の健康診査・歯科健診、視聴覚検診、心理相談など、心身の発育状況の確認及び適切な指導等を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。</p>			

施策指標	乳幼児健診受診率	
	直近の現状値	目標値
	4か月児 96.4% 1歳6か月児 96.0% 3歳児 96.1%	97.6% 97.0% 96.5%

4	地域における子育て支援の場や機会の充実	主管局	こども青少年局
<p>地域子育て支援拠点を中心に、子育て中の親子が気軽に利用でき、親同士や地域とのつながりを持つことのできる場や機会の充実を図ります。また、地域における子育て支援の質の維持・向上に取り組むとともに、相談支援や情報提供の充実、関係機関同士の連携及びネットワーク強化を図り、それぞれの家庭に寄り添ったきめ細かな支援を行います。</p>			

施策指標	「地域における子育て支援の場」の利用者数	
	直近の現状値	目標値
	43,728人/月	85,485人/月

5	小児医療費助成の拡充	主管局	健康福祉局
<p>将来を担う子どもたちの健やかな成長を図るため、中学3年生までの医療費助成の所得制限や一部負担金を撤廃し、安心して医療機関を受診できる環境を整えます。</p>			

施策指標	小児医療費助成制度の所得制限及び一部負担金の撤廃	
	直近の現状値	目標値
	中学3年生まで助成対象（3歳以上所得制限あり） 一部負担金あり	令和5年度内に実施

政策の目標

子ども・青少年の体験活動の機会や居場所の提供の充実を図るとともに、その成長を見守り支えるための地域における環境づくりを進めることで、子ども・青少年が社会との関わりの中で、健やかに育ち、自立した個人として成長できている。

貧困やひきこもりなどの様々な困難を抱える子ども・若者及びその家庭が、早期に適切な支援につながり、社会的に孤立することなく、自立した生活を送ることができています。

政策指標

若者自立支援機関等の支援により、状態の安定・改善が見られた割合

直近の現状値	目標値
84%	90%

子どもに対する生活支援事業の利用により生活習慣に改善が見られた割合

直近の現状値	目標値
89%	90%

就労支援計画を策定したひとり親のうち、就職した又は就職に向けて取り組んでいる者の割合

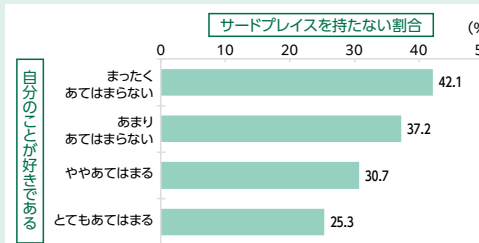
直近の現状値	目標値
87%	90%

関係するSDGsの取組

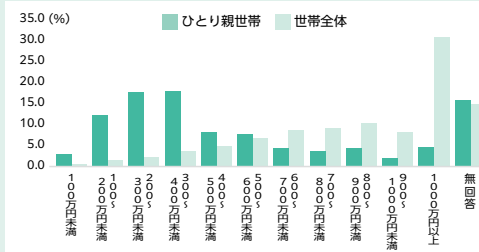


現状と課題

- 「中高生の放課後の過ごし方や体験活動に関するアンケート調査（平成30年度）」では、自分のことが好きではないと回答し、自己肯定感が低いと思われる生徒ほど、学校・家庭以外の第三の場を持たない傾向が見られることから、誰もが気軽に安心して集える居場所が身近にあることが重要です。
- 少子化や情報化社会の進展などを背景に、家族以外の社会や地域の人と直接つながる機会が減少しており、貧困やひきこもり、無業、ヤングケアラーなどの困難を抱えている子ども・若者が、地域の中で認知されにくく、本人や家族が社会的に孤立している状況があります。困難な状況が長期化・深刻化する前に、早期に支援につなげる必要があります。
- 生まれ育った環境により、子どもの生活や学び、進路等への負の影響が生じることで、生活困窮等の世代間連鎖が懸念されます。支援を必要とする家庭に育つ子どもが将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるよう、基本的な生活習慣の習得や高校等への進学・中退防止に向けた生活・学習支援に取り組む必要があります。
- 不安定な就労等により生活困窮に陥るリスクが高いひとり親家庭や、家庭の支えを得られにくい児童養護施設等退所後の児童は、特に困難を抱えやすい状況にあるため、孤立を防ぎ、自立につなぐための総合的な支援が必要です。



※「サードプレイス(第三の場)を持たない割合」: 居場所がない、又は単一の居場所しか持たないと回答した割合
【出典】横浜市中高生の放課後の過ごし方や体験活動に関するアンケート調査(H30年)



【出典】横浜市子どもの生活実態調査(R2年)

◎ 主な施策

1 子ども・青少年の体験活動・居場所の充実	主管局	こども青少年局
<p>青少年関連施設等におけるプログラムの提供や、青少年の居場所の充実、子ども食堂等の地域の取組の支援等により、学校・家庭以外の第三の場や多様な世代との交流、体験機会を提供します。施設スタッフなどの第三者とのコミュニケーションを促進することで、課題を早期に発見し、必要に応じ関係機関につなぐなど、子ども・青少年が社会との関わりの中で、健やかに成長できるよう取り組みます。</p>		

施策指標	自然・科学等体験プログラムの参加者数	
	直近の現状値	目標値
	106,599人/年	250,800人/年

2 困難を抱える若者への支援	主管局	こども青少年局
<p>ひきこもりなどの困難を抱える若者とその家族に対し、若者自立支援機関等が連携し、個別相談や居場所の提供、社会体験・就労訓練などの継続的な支援を実施します。若者自立支援に携わる関係機関等への研修や講師派遣等を実施し、人材育成、支援ネットワークの構築を進めます。</p>		

施策指標	若者自立支援機関の社会参加体験先・就労訓練先の箇所数	
	直近の現状値	目標値
	98か所	130か所

3 子どもの生活の安定や将来の自立に向けた基盤づくり	主管局	こども青少年局
<p>養育環境に課題があるなど、様々な事情から支援を必要とする家庭に育つ子どもたちが、将来の自立に向けてたくましく生き抜く力を身に付けることができるよう、それぞれの状況に応じた適切な生活支援や学習支援等を実施します。また、ヤングケアラーについて、社会的認知度の向上及び早期発見につなげていくための広報・啓発等に取り組むとともに、実態把握調査の結果等を踏まえ、支援策の検討を進めます。</p>		

施策指標	子どもに対する生活支援事業の登録者数	
	直近の現状値	目標値
	318人/年	430人/年

4 児童養護施設等を退所する子どもへの支援	主管局	こども青少年局
<p>施設等に入所している児童が、施設等退所後に安定した生活が送れるよう、施設等や関係機関による入所中から退所後までの継続した支援体制を構築します。また、資格取得及び進学・就職に係る費用の助成や自立援助ホーム等の活用等、施設等退所者の自立に向けた支援の充実を図ります。</p>		

施策指標	退所後児童に対する継続支援計画の作成割合	
	直近の現状値	目標値
	53%	70%

5 ひとり親家庭の自立支援	主管局	こども青少年局、健康福祉局
<p>ひとり親家庭の児童が健やかに成長できる環境をつくるため、個々の家庭の状況に応じた子育て・生活支援や就業支援、子どもへのサポートなどの総合的な自立支援を行い、世帯の生活の安定と向上を図ります。</p>		

施策指標	就労支援計画策定件数	
	直近の現状値	目標値
	410件/年	1,700件(4か年)

政策の目標

健康寿命の延伸に向け、乳幼児期から高齢期まで継続して健康づくりに取り組むための環境や健康を支える体制を整備するとともに、適切かつ迅速な感染症対策等により感染拡大を抑えることで、誰もが心身ともに健やかな生活を送ることができています。

政策指標

健康寿命の延伸

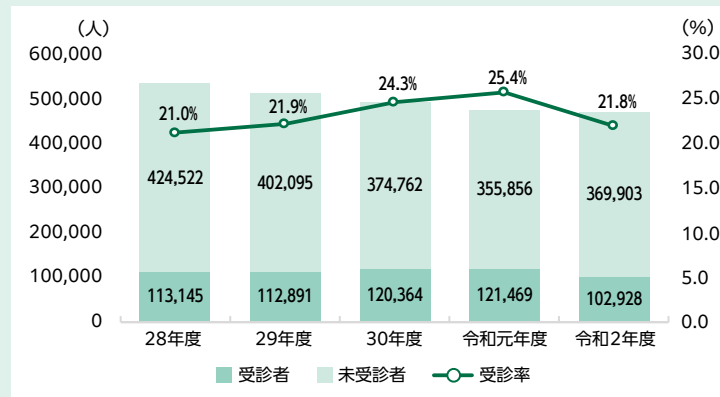
直近の現状値	目標値*
男性72.60年(令和元年) 女性75.01年(令和元年)	男性72.90年(令和4年) 女性75.18年(令和4年)

*令和4年実績を令和6年度に算出予定

関係するSDGsの取組



国民健康保険特定健康診査 経年受診率



【出典】横浜市健康福祉局

現状と課題

- 横浜市の令和元年の健康寿命は男性72.60年、女性75.01年であり、平均寿命と健康寿命との差は、男性が9.43年、女性では12.78年です（「健康寿命算定プログラム」により算出）。
- 将来にわたって健やかな生活を送るために、乳幼児期から高齢期まで継続して健康づくりに取り組むことの重要性について市民に広く啓発し、健康に関心がない人や関心があっても取り組めない人でも健康につながる行動を促す仕掛けや環境づくりが必要です。
- 働き世代を中心とする壮年期に、がん、心疾患、糖尿病、COPD*等の生活習慣病の予防につながる生活を送り、重症化する人を減らすことは、国際的にも重視されています。
- 生活習慣病の重症化予防の観点からも重要である特定健康診査の受診率を向上させていく必要があります。
- がんの早期発見・早期治療の機会を逃さないために、がん検診の受診率の向上とともに、「がんがありそう（要精密検査）」と判定された人の精密検査の受診率向上が必要です。
- こころの不調は、誰にでも起こりうるものであり、本人・周囲が早めに気づき対処することで、こころの健康の維持、早期回復につなげることが求められます。
- 新型コロナウイルス感染症から市民の安全と健康を守るため、国・県・関係機関と連携し、ワクチン接種体制や診療・検査体制の充実のほか、療養環境の整備、保健所体制の強化等に取り組んできました。引き続き感染状況に応じた適切な対応を進めるとともに、その他の様々な感染症への対策に取り組むことで市民の生活と健康を守る必要があります。

*慢性閉塞性肺疾患

国民生活基礎調査に基づく横浜市民のがん検診受診率の推移

	平成25年調査	平成28年調査	令和元年調査
胃がん	37.6%	42.6%	50.7%
肺がん	37.6%	45.5%	47.9%
大腸がん	35.8%	41.9%	44.6%
子宮頸がん	44.6%	46.1%	52.2%
乳がん	43.0%	45.7%	51.6%

【出典】横浜市健康福祉局

◎ 主な施策

<p>1 健康的な生活習慣の定着と健康を守り支える環境づくり</p>	<p>主管局</p>	<p>健康福祉局、 医療局、道路局</p>	<p>生活習慣病による早世の減少 (30~69歳、人口10万対)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>173.3(令和2年)</td> <td>158.3(令和6年)</td> </tr> </tbody> </table>	直近の現状値	目標値	173.3(令和2年)	158.3(令和6年)
直近の現状値	目標値						
173.3(令和2年)	158.3(令和6年)						
<p>年齢や疾病・障害の有無等、個々の状態に応じた健康維持、生活習慣病予防、疾病の重症化予防に向け、計画的・継続的な健康づくりの取組を促進します。よこはまウォーキングポイントや健康みちづくり等の健康づくりの場を創出するほか、自然と健康になれる食環境や受動喫煙防止対策など、健康を守り支える環境づくりに取り組みます。また、健康診査等のデータを分析し健康づくりの支援に活用することで、個人の健康意識の向上や行動変容につなげます。</p>							
<p>2 健康危機管理対策の推進</p>	<p>主管局</p>	<p>健康福祉局、医療局</p>	<p>感染症の特性に応じた検査・診療体制の確保及び ワクチン接種体制の構築</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コロナ専門病院の開設 ワクチン接種の加速化</td> <td>対応の更なる推進</td> </tr> </tbody> </table>	直近の現状値	目標値	コロナ専門病院の開設 ワクチン接種の加速化	対応の更なる推進
直近の現状値	目標値						
コロナ専門病院の開設 ワクチン接種の加速化	対応の更なる推進						
<p>安心・安全な市民生活を守るため、新型コロナウイルス感染症対策や、新興・再興感染症^{※1※2}への対応を推進します。また、結核・麻しん、季節性インフルエンザ、レジオネラ症等の様々な感染症への対策や、食中毒等の未然防止に取り組みます。</p>							
<p><small>※1 新興感染症：最近新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症(SARS,鳥インフルエンザ、エボラ出血熱等) ※2 再興感染症：近い将来克服されると考えられていたものの再び流行する傾向が出ている感染症(結核、マラリア等)</small></p>							
<p>3 がん検診・国保特定健診等の受診の促進</p>	<p>主管局</p>	<p>健康福祉局</p>	<p>①がん検診の精密検査受診率(胃、肺、大腸、子宮、乳がん検診) ②国民健康保険特定健康診査受診率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①胃78%、肺65%、大腸45%、 子宮43%、乳84% ②21.8%(令和2年度)</td> <td>①全て90% ②33%(令和6年度)</td> </tr> </tbody> </table>	直近の現状値	目標値	①胃78%、肺65%、大腸45%、 子宮43%、乳84% ②21.8%(令和2年度)	①全て90% ②33%(令和6年度)
直近の現状値	目標値						
①胃78%、肺65%、大腸45%、 子宮43%、乳84% ②21.8%(令和2年度)	①全て90% ②33%(令和6年度)						
<p>がんの早期発見、早期治療を図るため、がん検診やがん検診精密検査の受診率向上に取り組みます。また、横浜市国民健康保険加入者の生活習慣病の早期改善を図るため、特定健康診査や特定保健指導に取り組みます。</p>							
<p>4 健康経営の普及、取組支援</p>	<p>主管局</p>	<p>健康福祉局</p>	<p>横浜健康経営認証制度 新規認証事業所数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>897事業所(累計)</td> <td>1,197事業所(累計)</td> </tr> </tbody> </table>	直近の現状値	目標値	897事業所(累計)	1,197事業所(累計)
直近の現状値	目標値						
897事業所(累計)	1,197事業所(累計)						
<p>働き世代の健康づくりを推進するため、関係機関や民間企業等と連携し健康経営の普及に取り組みむとともに、市内事業所が従業員の健康づくりに積極的に取り組めるよう支援します。</p>							
<p>5 歯科口腔保健の推進</p>	<p>主管局</p>	<p>健康福祉局、 教育委員会事務局</p>	<p>60歳代でなんでも噛んで食べることのできる者の割合^{※2}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>81.0%(令和2年度)</td> <td>81.5%(令和6年度)</td> </tr> </tbody> </table>	直近の現状値	目標値	81.0%(令和2年度)	81.5%(令和6年度)
直近の現状値	目標値						
81.0%(令和2年度)	81.5%(令和6年度)						
<p>生活の質や心身の健康に大きな影響を与える歯と口腔の健康を守るため、「横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、オーラルフレイル^{※1}予防や成人期を中心とした歯周病予防の啓発等、乳幼児期から高齢期までのライフステージ等に応じた歯科口腔保健の取組を推進します。</p>							
<p><small>※1 オーラルフレイル：口腔機能の軽微な低下などを含む、身体の衰え(フレイル)の一つ ※2 国民健康保険特定健康診査の問診結果により算出</small></p>							
<p>6 こころの健康づくりの推進</p>	<p>主管局</p>	<p>健康福祉局</p>	<p>支援者向け人材育成研修受講者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>946人/年 【参考】510人/年(令和元年度)</td> <td>3,300人(4か年)</td> </tr> </tbody> </table>	直近の現状値	目標値	946人/年 【参考】510人/年(令和元年度)	3,300人(4か年)
直近の現状値	目標値						
946人/年 【参考】510人/年(令和元年度)	3,300人(4か年)						
<p>こころの病気に関する知識や予防策の周知など、メンタルヘルス対策の推進と相談体制の充実に取り組みます。悩みを抱えている人への対処方法等について啓発を進め、こころの不調に気付き、見守りや支援を行う担い手を育成します。</p>							

政策の目標

地域住民が地域に関心を持ち、それぞれの状況に応じて活動に参加することで、地域でつながる機会が広がっています。また、地域住民、事業者、関係機関が福祉保健などの地域の課題に協働して取り組む地域福祉保健計画を推進し、多様性の理解や、身近な地域の支えあいの仕組みづくりが進んでいます。

政策指標

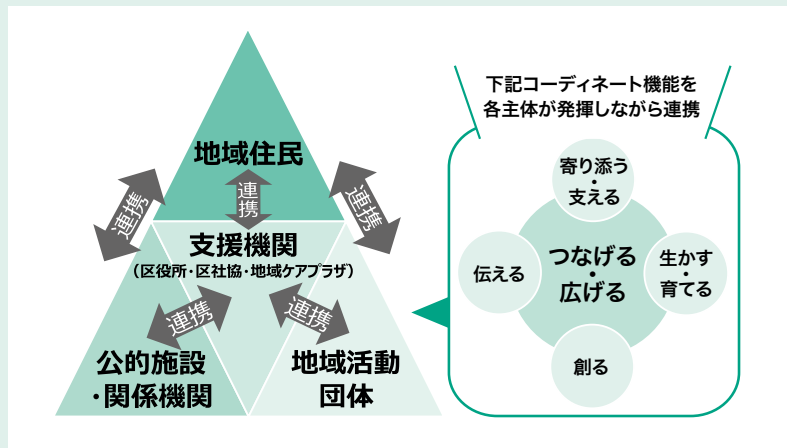
地域ケアプラザ等による地域福祉団体・機関とのネットワーク数

直近の現状値	目標値
707件/年	800件/年

関係するSDGsの取組



様々な主体による連携した地域づくり体制(イメージ)

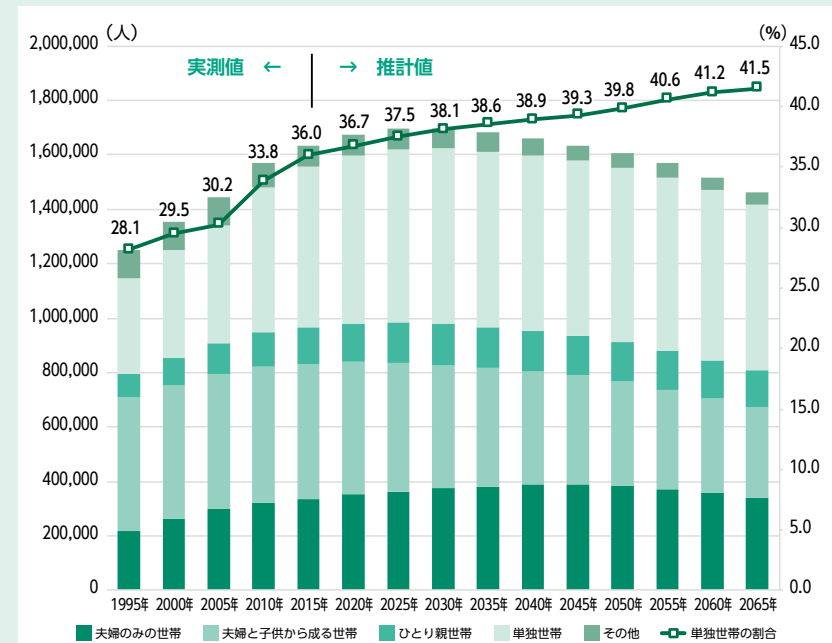


【出典】第4期横浜市地域福祉保健計画

現状と課題

- 人口減少、少子高齢化、地域のつながりの希薄化等に伴い、地域活動の担い手不足や新たな担い手の発掘が課題となっています。「支える側」と「支えられる側」という関係を越えて、高齢者、障害者、子ども等を含めた全ての人々がそれぞれの力を生かし、地域と関わりながら自分らしく健康やかに暮らせる社会が求められています。
- 身近な福祉保健活動の拠点として地域ケアプラザを日常生活圏域ごとに設置し、地域の福祉・保健活動やネットワークづくりの支援等を行ってきました。地域課題が多様化・複合化する中で、地域ケアプラザの地域支援の取組強化がますます重要になっています。
- 世帯構造の変化(世帯の縮小化)、地域のつながりの希薄化等により、社会的孤立や様々な課題を複合的に抱える世帯が今後増えていくことが考えられます。支援が必要な人を早期に発見し適切な支援につなげられるよう、生活課題や地域課題の把握・解決の仕組みづくり、体制づくりを一層推進していくことが必要です。

家族類型別世帯数の推移と推計



【出典】2015年までは国勢調査、2020年以降は政策局「横浜市将来人口推計」

◎ 主な施策

1	地域福祉保健推進のための基盤づくり	主管局	健康福祉局
<p>地域のつながり・支えあいを推進する関係組織・団体への支援の充実や多様な主体の連携・協働による地域づくりなど、地域福祉保健計画を推進します。身近な福祉保健活動の拠点である地域ケアプラザの整備を引き続き進めるとともに、相談支援の充実や地域での支えあいの推進に向け、ICTの活用や日中の体制強化を図ります。あわせて、ニーズに合わせた地域ケアプラザの機能や圏域、人材育成等の検討を進めます。</p>			

施策指標	地域ケアプラザの相談件数	
	直近の現状値	目標値
	280,850件/年	300,000件/年

2	身近な地域で支援が届く仕組みづくり	主管局	健康福祉局
<p>孤独や孤立で悩まれている方や、いわゆる「ごみ屋敷」問題等、地域で困り事を抱えている人に早期に気付き、相談窓口につながるよう、高齢者・障害者等の分野や対象者に捉われない見守り体制の構築や見守りの意識を広げるための取組を推進します。地域福祉保健活動を推進するため、民生委員・児童委員等の地域の担い手づくり、参加しやすい環境づくりを進めます。また、地域における災害時要援護者支援の取組を推進します。</p>			

施策指標	ひとり暮らし高齢者等の把握数*	
	直近の現状値	目標値
	230,177人	327,128人

※ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業（在宅で75歳以上のひとり暮らし高齢者等について、本市が保有する個人情報を民生委員及び地域包括支援センターへ提供し、地域における見守り活動等へつなげる事業）における把握数。

3	誰もがお互いを受け入れ、共に支えあう意識の啓発と醸成	主管局	健康福祉局
<p>福祉のまちづくり条例及び福祉のまちづくり指針の啓発などを通じて、高齢者、障害者等への理解促進や、思いやり・譲り合いの心を育む等、市民が多様性を尊重し、同じ地域の住民の誰もが受け入れられ参加できる風土づくりに取り組みます。</p>			

施策指標	福祉のまちづくりに関する研修受講者数	
	直近の現状値	目標値
	39人/年	400人(4か年)

4	身近な地域における権利擁護の推進	主管局	健康福祉局
<p>成年後見制度等の権利擁護を必要とする人が地域の中で安心して生活を送ることができるよう、買い物等の日常的な意思決定を支援する区社協あんしんセンターや、相続や各種申請手続等の法律行為を支援する成年後見制度など、個々の状態に応じて適切な制度利用へつなげます。また、地域で権利擁護を担う市民後見人の養成・活動支援・受任促進に取り組みます。</p>			

施策指標	区社協あんしんセンター契約終了者数のうち成年後見制度利用移行者数	
	直近の現状値	目標値
	38人/年	80人/年

政策の目標

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、就労や社会参加を通じて多様な活動に取り組み、地域共生社会の一員として、自分らしく生きることができています。

障害のある児童が、一人ひとりの育ちに適した療育や必要な相談支援等を受けることにより、多様な人間関係を育み、社会生活の経験を積むことができます。

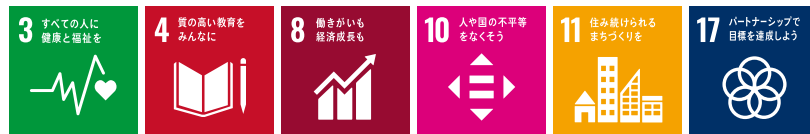
政策指標

情報・制度・サービスの満足度*

直近の現状値	目標値
53.0% (令和元年度)	63.0%

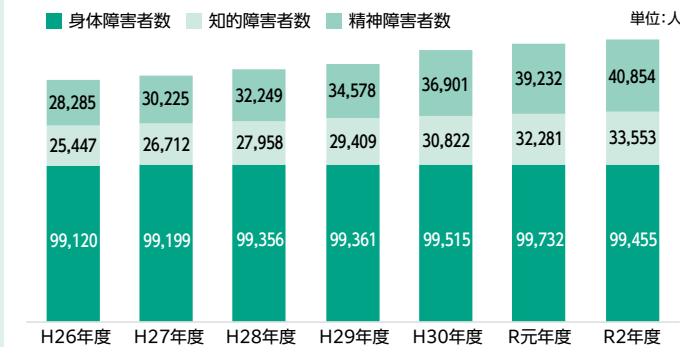
*当事者向けアンケート調査において「情報・制度・サービスに不満がない」と回答した人の割合

関係するSDGsの取組



障害者手帳所持者数
(横浜市)

※各年度末時点

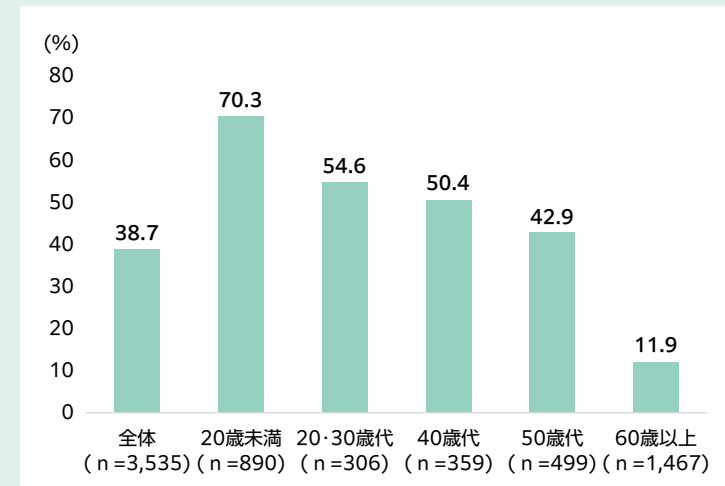


【出典】横浜市健康福祉局

現状と課題

- 市内の障害者手帳所持者数は年々増加しています。また、医療的ケア児・者や重症心身障害児・者など、日常的に支援を必要とする人も増加傾向にあります。
- 近年、軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害の子どもは増加しています。また、個々のニーズは多様化しており、それに適した療育を受けられるよう体制を強化する必要があります。さらに、地域療育センターを中心とした障害児への支援や学校における障害の特性や状態に応じた教育の充実等、関係機関が連携するとともに、成人期の支援を含めた発達障害児・者の支援体制の構築が求められています。
- 一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、障害者の多様な活動や住まいの場を確保し本人の選択肢を広げるとともに、日常的な困り事に対応できるよう、各区基幹相談支援センター・精神障害者生活支援センター・区福祉保健センターの三機関を中核とした相談支援体制を充実させていく必要があります。
- 第4期障害者プラン策定に係るアンケート調査では20歳未満の7割、20歳から40歳代の5割が働きたいと回答しており、多様な働き方や障害者就労に対する理解の促進に取り組む必要があります。

年代別今後の就労希望割合(横浜市)



【出典】第4期横浜市障害者プラン

◎ 主な施策

1 障害のある人を地域で支える基盤の整備	主管局	健康福祉局
<p>障害児・者が希望する場所で安心して生活することができるよう、各区の三機関（基幹相談支援センター・精神障害者生活支援センター・区福祉保健センター）が中核となって地域のあらゆる社会資源と連携し、相談や緊急時の対応等の充実を図ります。また、発達障害児・者が適切な時期に適切な支援を受けられるよう、発達障害者支援センター等による相談支援や関係機関・地域住民への研修、啓発の充実に取り組みます。</p>		

施策指標	地域生活への移行や定着に関する支援の利用者数	
	直近の現状値	目標値
	1,113人分/年	1,303人分/年

2 医療的ケア児・者、重症心身障害児・者への支援の充実	主管局	教育委員会事務局、 こども青少年局、健康福祉局
<p>医療的ケア児・者、重症心身障害児・者等とその家族の生活を支援するため、多機能型拠点の整備や医療・福祉・教育等の多分野にわたる相談・調整を行うコーディネーターの養成・配置、支援に必要な知識・技術の普及啓発を行う支援者の養成に取り組むとともに、医療的ケア児・者等の施設等での受入れを進めるため、看護師等に対する研修を充実します。</p>		

施策指標	横浜型医療的ケア児・者等支援者数（養成研修修了者数）	
	直近の現状値	目標値
	136人（累計）	336人（累計）

3 障害児支援の拡充	主管局	こども青少年局
<p>発達障害児の増加や個々のニーズの多様化等を踏まえ、療育の中核機関である地域療育センターについて、利用申込後の初期支援や保育所等への支援、集団療育等の充実に取り組みます。また、学校における障害の特性や状態に応じた教育の充実を図るなど、関係機関が連携しながら、切れ目のない一貫した支援を進めていきます。</p>		

施策指標	①地域療育センターが実施する初期支援「ひろば事業」の利用児童数 ②地域療育センターが実施する保育所等への巡回訪問回数	
	直近の現状値	目標値
	①2,262人/年 ②1,576回/年	①16,000人/年 ②2,100回/年

4 住まい・暮らしの支援	主管局	健康福祉局
<p>障害のある人が安心して生活できるよう、グループホームの整備や松風学園（入所施設）の再整備に加え、地域での暮らしを望む障害者に対する日常的な相談支援等の充実に取り組みます。</p>		

施策指標	グループホームの定員数	
	直近の現状値	目標値
	5,119人分（累計）	6,000人分（累計）

5 就労や日中活動の支援	主管局	健康福祉局
<p>多様化するニーズを踏まえた就労促進や雇用後の定着支援、ICTやロボット等の活用を含む多様な働き方や障害者就労に対する理解の促進により、障害者の就労を支えます。また、障害のある人の日々の生活の充実に向け、本人の希望に合った日中活動の充実や障害児・者がスポーツや文化芸術に親しめる環境づくりを進めます。</p>		

施策指標	障害者就労支援センターの登録者数（定着支援）	
	直近の現状値	目標値
	2,787人	2,950人

政策の目標

生活に困窮している人やひきこもり状態にあって孤立している人などに対し、関係機関等との連携によりきめ細やかな支援が早期に行われることで、地域社会の中で安心して生活することができ、それぞれの人の状況に応じた自立が図られています。

困難を抱えた人を早期に適切な支援につなげることで、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

依存症の予防や理解促進、早期発見・早期支援が推進されることにより、依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けることができます。

政策指標

生活困窮者自立支援制度利用者・生活保護受給者の就労者数

直近の現状値	目標値
3,550人/年 【参考】3,170人/年(令和元年度)	3,500人/年

自殺死亡率(人口10万人当たり)

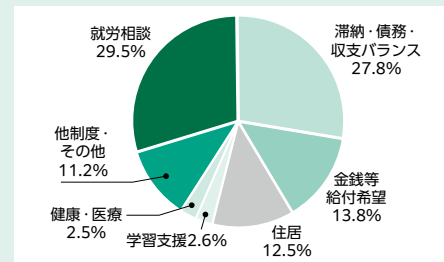
直近の現状値	目標値
15.0 (令和2年)	11.3 (令和6年)

関係するSDGsの取組



現状と課題

- 世帯構成の変化や地域のつながりの希薄化等に加え、新型コロナウイルス感染症の流行による経済活動や地域の見守り活動などの停滞の影響を受け、生活に困窮する人、地域で孤立する人が増加しています。
- 生活に関する困り事が複合化・複雑化しているため、多様な機関が分野を越えて連携・協力する横断的な支援体制づくりを行い、必要な支援を受けられていない人が適切な相談機関等につながるようになっていくことが必要です。
- 「横浜市子ども・若者実態調査/市民生活実態調査(平成29年度)」では、市内在住のひきこもり状態にある人は15歳から39歳で約1.5万人、40歳から64歳で約1.2万人と推計されています。
- 自殺死亡率は、平成22年以降は減少傾向にありましたが、令和2年はコロナ禍の影響で増加しており、社会・生活環境の変化によって生じた各課題に対応していく必要があります。
- 依存症の本人は、元々何らかの生きづらさや孤独などの困難を抱えている場合も少なくないと言われています。そのため、困難を抱える人が早期に相談につながり、自分らしく健康的な暮らしに向かって回復を続けるための支援が必要です。



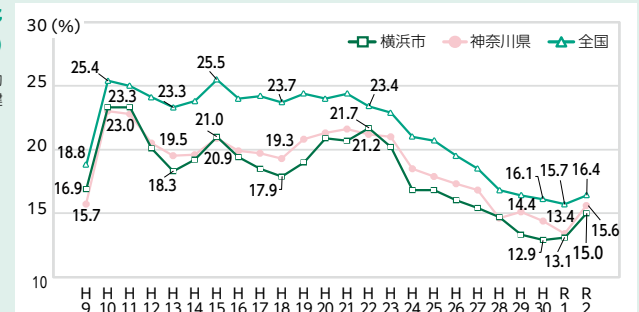
生活困窮者自立支援制度における初回相談の主訴

就労、金銭に関する相談が特に多いです。その他の制度を希望する方も多く、他制度との連携が重要です。

【出典】横浜市健康福祉局

自殺死亡率の年次推移(全国・神奈川県・横浜市)

【出典】人口動態(厚生労働省)を基に横浜市健康福祉局が作成



◎ 主な施策

1	生活困窮者自立支援制度利用者・生活保護受給者への就労支援	主管局	健康福祉局
<p>生活にお困りの人に対し、就労支援専門員が支援を行うとともに、区役所内に設置されたハローワーク窓口であるジョブスポットや関係機関等と連携し、早期就労に向けた支援を行います。</p>			

施策指標	生活困窮者自立支援制度利用者・生活保護受給者の就労支援者数	
	直近の現状値	目標値
	7,049人/年 【参考】6,118人/年(令和元年度)	6,600人/年

2	生活に困窮している人への自立支援	主管局	健康福祉局
<p>様々な事情により生活にお困りの人に対し、一人ひとりの状況に応じた社会的自立や家計再建などによる経済的自立のための相談支援を実施します。また、情報が届かず支援が受けられない人を減らすため、情報発信の仕組みを充実させるとともに、関係機関とのネットワークづくりや地域の社会資源の活用により、地域で自立した生活が送りがやすくなるための支援体制を構築します。</p>			

施策指標	生活困窮者自立支援制度による支援者数(就労支援除く)	
	直近の現状値	目標値
	6,610人/年 【参考】582人/年(令和元年度)	730人/年

3	ひきこもり状態にある人への支援	主管局	健康福祉局
<p>ひきこもり状態にある人が社会から孤立せず、当事者・家族が抱える不安が解消されるよう、市民や支援者向けの理解促進のための情報発信・啓発や当事者・家族等への支援に取り組みます。また、地域で相談支援を行う関係機関との連携やバックアップ体制を強化します。</p>			

施策指標	ひきこもり地域支援センターの新規相談件数	
	直近の現状値	目標値
	479件/年	2,400件(4か年)

4	自殺対策の拡充	主管局	健康福祉局
<p>様々な悩みや生活上の困難を抱える人に早期に気づき、必要な支援につなげるため、自殺対策を支える「ゲートキーパー」を育成します。自殺の背景には健康や経済的な問題など複合的な要因があることを踏まえ、相談・支援につながりやすい仕組みづくりや、社会状況や対象者に沿った普及啓発を進めます。</p>			

施策指標	ゲートキーパー養成数	
	直近の現状値	目標値
	33,972人(累計)	48,972人(累計)

5	依存症対策の充実	主管局	健康福祉局、 教育委員会事務局
<p>依存症の本人や家族等が気軽に相談し、早期に支援につながり、回復に必要な支援を受けることができるよう、正しい理解の促進と偏見の解消、相談先の普及・啓発に取り組みます。行政、医療、福祉・保健、教育、司法などの幅広い関係機関や民間支援団体等が連携し、関係者が一体となって依存症対策の取組を進めます。</p>			

施策指標	支援者向け研修受講者数	
	直近の現状値	目標値
	689人/年 【参考】88人/年(令和元年度)	1,000人(4か年)

政策の目標

個々の健康状態や関心に応じて参加できる場や、知識・経験を生かして活躍できる環境の整備を進め、「活力ある地域」を目指します。介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援が一体的に推進され、高齢者一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり支えあう地域が実現しています。

日常生活に支援や手助けが必要になっても、個々の状況に応じて施設・住まいや在宅生活を支えるサービスが選択でき、本人や家族が安心して生活できています。

政策指標

現在受けている介護サービスの質に満足している人の割合*

直近の現状値	目標値
70.9% (令和元年度)	71.9%

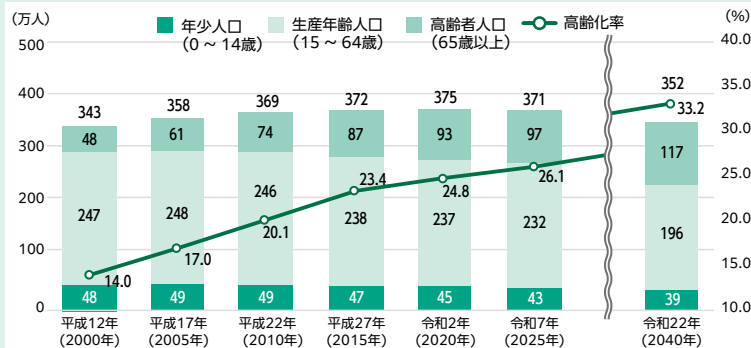
*令和元、4、7年度に横浜市高齢者実態調査実施

関係するSDGsの取組



総人口と高齢者人口
(横浜市)

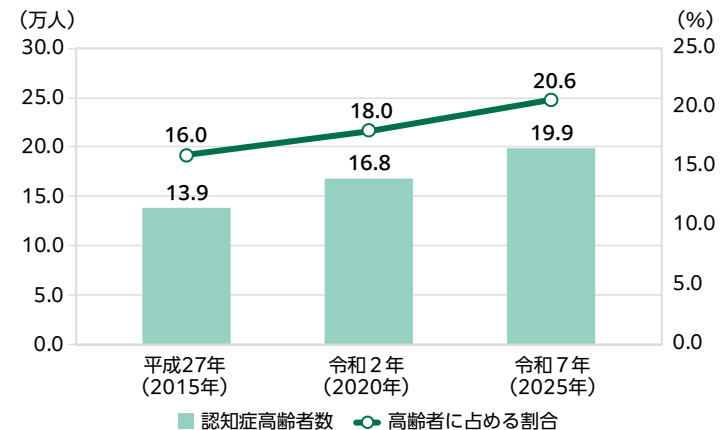
【出典】第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画



現状と課題

- 団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年に向け、日常生活圏単位での、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される包括的な支援・サービス体制（地域包括ケアシステム）の構築を進めています。
- 2040年には、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となるほか、団塊の世代を中心に85歳以上人口が急速に増加することが予測されています。また、要支援・要介護認定者数は2020年から2040年までの20年間で約1.5倍増加し、2040年には25.8万人となる見込みです。認知症高齢者の増加も見込まれ、医療・介護の必要性が一層高まります。
- 人とつながる地域活動は、高齢者の健康に良い影響を与えることが近年の研究で分かっており、個々の健康状態、関心に応じて運動や趣味などの多様な活動に参加できる通いの場等の充実と、参加しやすい仕組みづくりが必要です。
- 令和元年度横浜市高齢者実態調査では、施設系は約7割、居住系サービスや在宅サービスの事業所においても約5割の事業所が、職員が不足していると回答しています。2025年には横浜市で約6,500人の介護職員が不足すると予測されており、高齢者施設や介護サービス事業所の人材不足が課題となっています。

認知症高齢者数(横浜市)



【出典】第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

◎ 主な施策

1 介護予防の推進	主管局	健康福祉局
市民が介護予防に取り組むことができるよう、人や活動につながっていない高齢者の把握と身近な地域における通いの場等の充実や参加促進を図ります。また、高齢者が虚弱になっても役割を持ちながら継続して参加できるよう、通いの場等への専門職の積極的活用や、介護予防活動の創出・持続に向けた支援を行います。		

施策指標	通いの場への参加率	
	直近の現状値	目標値
	6.0%	8.2%

2 社会参加の推進	主管局	健康福祉局
ライフスタイルに合わせて、高齢者等がこれまで培った知識・経験を生かし「地域を支える担い手」として活躍できるような環境の整備や、ボランティア等を通じた社会参加・生きがいづくりの支援に取り組めます。		

施策指標	ボランティア等への参加者数(シニアボランティアポイント及びプロボノ参加者数)	
	直近の現状値	目標値
	4,863人/年	15,180人/年

3 住民主体による活動の支援・多様な主体間の連携体制の構築	主管局	健康福祉局
高齢者の生活支援・介護予防・社会参加が充実した地域づくりに向け、地域ケアプラザ(地域包括支援センター)や区社会福祉協議会に配置している生活支援コーディネーターをはじめとした関係者が、多様な主体と連携を図り、地域ニーズに対応した住民主体による活動の支援を行います。		

施策指標	住民主体による地域の活動把握数	
	直近の現状値	目標値
	8,844件	9,380件

4 地域生活を支えるサービスの充実とニーズに応じた施設・住まいの確保	主管局	健康福祉局、建築局
個々の状況に応じたサービスの選択が可能となるよう、24時間対応可能な地域密着型サービスの充実や特別養護老人ホーム等の整備に取り組むとともに、施設・住まいに関する相談体制の充実に取り組めます。		

施策指標	特別養護老人ホームに要介護3以上で入所した人の平均待ち月数	
	直近の現状値	目標値
	10か月	9か月

5 介護人材の確保・定着支援・専門性の向上	主管局	健康福祉局
増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、本市で介護の仕事を希望する外国人と受入施設等のマッチング支援や、資格取得と就労の一体的支援等により新たな人材の確保に取り組めます。また、国の制度と連動した処遇改善、介護現場の業務効率化や職員の負担軽減等を目的としたICT、ロボットなどのテクノロジーの導入・活用支援など様々な取組を通じて、人材の確保、定着支援、専門性の向上を図ります。		

施策指標	資格取得・就労等の支援を活用した就職者数(資格取得・就労支援、住居確保、介護ロボット等導入支援)	
	直近の現状値	目標値
	203人/年	300人/年

6 認知症施策の推進	主管局	健康福祉局
認知症にやさしい地域を目指すため、地域で認知症の本人や家族を手助けする認知症サポーターを養成するなど、身近な見守り支援体制の構築を進めるとともに、もの忘れ検診や認知症疾患医療センター、初期集中支援チーム等を通じた認知症の早期発見・早期対応により、適切な医療・介護につなげます。また、若年性認知症の人や介護者が相談でき、支援を受けられる体制づくりを進めます。		

施策指標	認知症サポーター養成講座受講者数	
	直近の現状値	目標値
	357,737人(累計)	400,000人(累計)

政策の目標

在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の連携強化により、医療・介護が必要になっても、地域で最後まで安心して暮らし続けることができます。

在宅医療、本人の意思決定、人生の最終段階の医療・ケアについての市民や医療・介護従事者の理解が促進され、あらかじめ本人による準備や環境の整備がなされていることで、人生の最後まで自分らしく生きることができています。

政策指標

在宅看取り率

直近の現状値	目標値
29.2% (令和2年)	32.4% (令和6年)

人生の最終段階に向けた希望について、意思表示している人の割合*

直近の現状値	目標値
44.3% (令和元年度)	53.6%

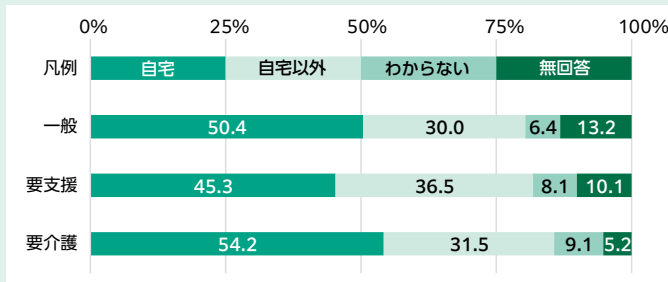
*令和元、4、7年度に横浜市高齢者実態調査実施

関係するSDGsの取組



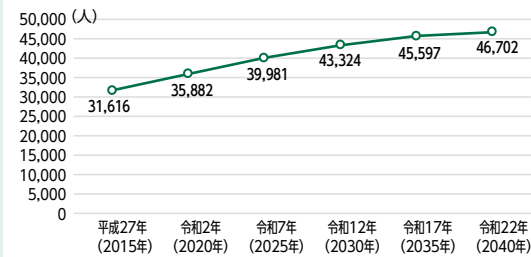
介護が必要になった場合の暮らし方の希望

【出典】第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画



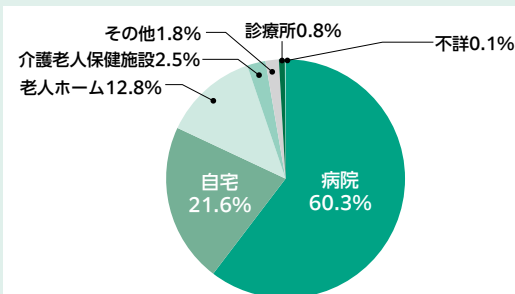
現状と課題

- 令和元年度横浜市高齢者実態調査では、介護が必要になった場合の暮らし方について「自宅」での生活を希望する高齢者は、元気な高齢者だけでなく、要支援・要介護認定を受けている高齢者においても半数程度を占めています。また、人生の最終段階に向けた心づもりについて、高齢者の45%、40歳から64歳までの72%が「特に何もしていない」と回答しています。
- 医療・介護が必要になっても地域生活を継続するためには、在宅生活を支える医療・介護等の充実と連携強化、医療・介護従事者の確保・養成等を進めることが必要であり、地域包括ケアシステムの構築における重要な要素となっています。
- 市民一人ひとりが自らの意思で自身の生き方を選択し、最後まで自分らしく生きることができるよう、死後の対応を含めた本人による準備についての普及・啓発が必要です。
- 死亡者数の増加が見込まれる中、増え続ける火葬需要への対応が課題となっています。また、埋葬需要の増加に向け、民間の新規墓地整備の推移や墓地に対する要望の多様化を踏まえながら、計画的に市営墓地の整備を進める必要があります。



死亡者数の推移

【出典】「横浜市将来人口推計」(H29年度)



令和2年死亡場所別死亡者割合

【出典】横浜市看取りに関する調査

◎ 主な施策

1 最期まで自分らしく生きるための支援	主管局	健康福祉局
<p>「人生会議」^{※1}の考え方やもしも手帳、エンディングノート^{※2}等の普及・啓発を通じて、人生の最期まで自分らしく生きることに関心を持つきっかけづくりや、高齢期の暮らし方を意識し、あらかじめ様々な準備^{※3}を行うことを支援します。</p>		

※1 「人生会議」：人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス ※2 エンディングノート：これまでの人生を振り返り、これからの人生をどう歩んでいきたいか自分の思いを記すノート
 ※3 医療・福祉サービスの選択から看取り、葬儀等の手続きも含めた準備

施策指標	本人の意思決定支援に関する講座等の開催数	
	直近の現状値	目標値
	263回/年	320回/年

2 在宅医療支援の充実	主管局	医療局、健康福祉局
<p>各区の在宅医療連携拠点を中心に、医療と介護が切れ目なく、効率的に提供されるよう連携を強化します。医療・介護が必要な場面（入退院時調整・療養生活・急変時対応・人生の最終段階）に応じ、既往歴や生活歴、薬剤服用歴、主治医等の情報をまとめた共有ツール（在宅療養サポートマップ等）の活用などにより、医療職や介護職など支援者の中で共通イメージを持ち、円滑な連携ができるよう、必要な患者情報の共有を推進します。</p>		

施策指標	在宅医療連携拠点での新規相談者数	
	直近の現状値	目標値
	3,185人/年	3,250人/年

3 在宅医療と介護をつなぐ人材の育成	主管局	医療局、健康福祉局
<p>在宅医療を担う医師の養成等により、多くの医師が在宅医療に取り組むことができる体制の整備を図るとともに、新人からの段階に応じたキャリアラダー等を活用し、在宅医療を支える訪問看護師等の人材育成に取り組めます。また、協力医療機関と連携し、在宅医療・介護関係者による多職種連携の推進等に必要な知識・技術の向上を目的とした研修や連絡会を実施するなど、医療・介護連携の強化に取り組めます。あわせて、在宅療養上の課題の一つである誤嚥性肺炎対策として、在宅医療・介護関係者向け研修の実施や歯科医師向け嚥下機能評価研修支援を行います。</p>		

施策指標	在宅医療・介護を担う人材の育成等に関する研修の参加者数	
	直近の現状値	目標値
	3,448人/年	4,023人/年

4 市営斎場・市営墓地の整備	主管局	健康福祉局
<p>今後も増加が見込まれる火葬の需要に対応するため、東部方面において市内で5か所目となる市営斎場を整備します。また、整備中の（仮称）舞岡墓園に加え、深谷通信所跡地等を対象とした新たな墓地整備計画を推進するとともに、今後の墓地整備についての検討を踏まえ、多様化する墓地ニーズへの対応を進めます。</p>		

施策指標	東部方面斎場（仮称）の整備	
	直近の現状値	目標値
	実施設計	建設工事 （令和8年度供用開始）

政策の目標

将来の医療需要増加に向け、限られた医療資源を最大限活用し、最適な医療提供体制を構築することで、必要な医療を受けられ、本人・家族が安心して生活することができています。

救急時や災害時においても迅速に対応できる救急・災害医療体制の充実・強化が図られています。

政策指標

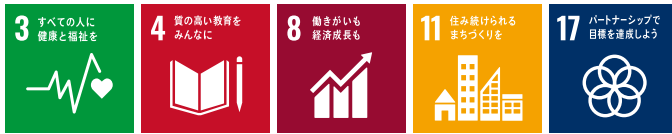
入院医療の市内完結率*

- ①急性期・一般病棟
- ②回復期リハビリテーション病棟
- ③療養病棟

直近の現状値	目標値
①84.5%	①84.5%
②88.3%	②89.4%
③73.4%	③76.0%
(令和2年度)	(令和6年度)

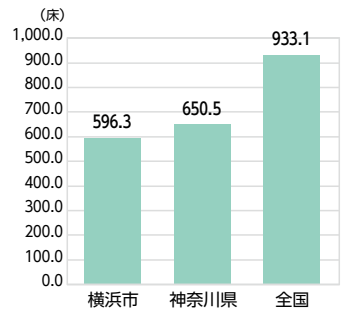
*当年度中に入院した患者のうち、市内医療機関へ入院した患者の割合を医療機能別に集計(YoMDBの医療レセプトデータから独自算出)

関係するSDGsの取組



人口10万対病床数 (一般・療養)

【出典】令和2年医療施設調査(厚生労働省)を基に横浜市医療局が作成



横浜市の病床 (一般・療養)内訳 (R2.7.1時点)

【出典】令和2年度病床機能報告*(神奈川県)を基に横浜市医療局が作成

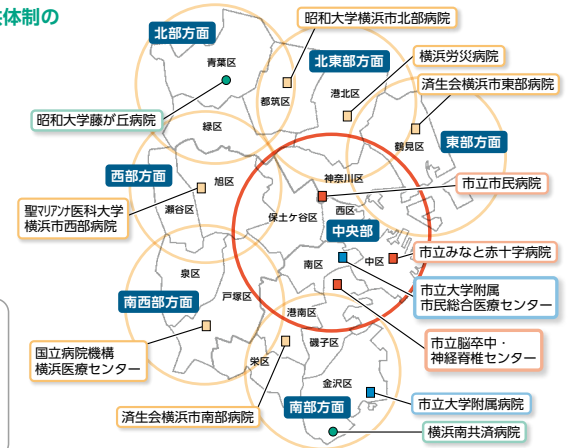
*病床機能報告：医療法に基づき、病床(一般病床・療養病床)を有する医療機関が、現在の医療機能等について、毎年都道府県に報告するもの

高度急性期	4,524床
急性期	10,795床
回復期	3,411床
慢性期	4,372床
休棟中等	140床
計	23,242床

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、医療機関の受入体制の確保のほか、Y-CERT(医療調整本部)による円滑な入院調整等を行ってきました。引き続き、医療機関や関係団体と連携しながら、感染症発生時の医療提供体制の維持に取り組んでいく必要があります。
- 横浜市の病床については、今後も高度急性期・急性期機能において充足が見込まれる半面、回復期・慢性期機能において不足が見込まれています。
- 将来の医療需要増加に備え、ICTを活用した地域医療連携ネットワークの構築や遠隔ICU体制の整備を行っており、今後一層医療ビッグデータや医療分野におけるICT技術の積極的な活用が必要です。
- 一生のうちにがんと診断される確率は2人に1人と推計されており、がんになり患った際に、適切に治療を受けながら、自分らしい生活を送ることができる社会の実現が求められています。
- 少子化が進行する中、安心して出産・子育てができる環境を確保するために、産科・周産期医療や小児医療の提供体制の確保が必要です。
- 救急需要予測では、高齢化の進展により2030年の救急出場件数は24万件超に達する見込みのため、増大する救急需要に的確に対応するための救急救命体制の整備が必要です。
- 地震、風水害等の災害が多発する中、災害に対応できる医療体制の整備が必要です。

本市の医療提供体制のイメージ



〈凡例〉
 ■ 地域中核病院
 ■ 市立病院
 ■ 市大附属病院
 ● 上記を除く
 ● 三次救急医療機関

【出典】横浜市医療局

◎ 主な施策

1 デジタル時代にふさわしい医療政策の推進	主管局	医療局
<p>本市独自のYoMDB^{※1}や全国がん登録、NDB^{※2}など本市が活用可能なデータを研究者や専門家とも連携しながら、医療分野の現状把握を進め、データ分析に基づく施策立案や効果検証の実現に取り組みます。地域医療を取り巻く様々な課題解決に向け、地域医療連携ネットワーク・遠隔ICUなどICTの活用を推進します。そのほか、デジタルコンテンツを積極的に用いた医療に関する啓発にも取り組みます。</p>		

※1 YoMDB：横浜市が保有する医療・介護・保健データを、医療政策への活用を目的に分析用のデータベースにしたもの。(Yokohama original Medical Database) ※2 NDB：厚生労働省が運用するレセプト情報・特定健康診査等情報データベースのこと。(National Database)

2 2025年問題に対応できる地域医療構想の実現	主管局	医療局、政策局
<p>今後、更に需要が高まる回復期・慢性期病床の増床・転換など、地域の实情に合った病床機能の確保・連携体制の構築が促進されるよう、データ（医療需要推計や病床利用率等）提供等を通じて、医療関係者等が参加する協議の場の活性化を支援します。また、老朽化が進んでいる南部病院・労災病院等の地域中核病院や横浜市立大学医学部・附属2病院等について、再整備に向けた支援や検討を進めます。</p> <p>さらに、地域医療の担い手となる医療人材の確保・養成に向けて、看護専門学校に対する運営助成等の支援や、市内医療機関における働きやすい勤務環境づくり等の支援により、医療従事者の離職防止や人材の獲得・復職の促進を図ります。</p>		

施策指標	データの活用による医療政策の推進	
	直近の現状値	目標値
	データの活用による医療政策の推進	施策立案・評価検証への活用

施策指標	①地域中核病院の再整備 ②横浜市立大学附属病院再整備基本計画策定の進捗	
	直近の現状値	目標値
	①南部病院：基本計画 ②再整備構想策定済み	①南部病院：建設工事 ②再整備実施計画策定

3 妊娠・出産から一貫した子どものための医療体制の充実	主管局	医療局
<p>市民が安心して出産できる環境の確保のため、産科拠点病院や出産を取り扱う医療機関への支援や産科医師が働きやすい環境整備の支援、ハイリスクな分娩に対する医療提供体制の整備を進めます。小児科専門医による24時間365日の小児科二次救急患者の受入れや、小児科医師の勤務状況改善、子どものかかりつけ医を持つことの啓発などを通じ、小児医療・小児救急医療体制を確保します。</p>		

施策指標	産科拠点病院及び小児救急拠点病院数の維持	
	直近の現状値	目標値
	10(3+7)病院	10(3+7)病院

4 がんをはじめとする5疾病^{※1}対策の推進	主管局	医療局
<p>がんの予防や早期発見に取り組むとともに、がんと診断されたときに適切な医療、相談支援等を受けられるよう、先進医療・がんゲノムの推進等がんに関する医療の充実、小児がん対策、がん患者や家族等への支援、緩和ケアの充実等、総合的ながん対策を推進します。</p> <p>心疾患の再発・再入院の予防に向け、運動、食事、服薬等による心臓リハビリテーションを推進します。また、適切な自己管理が継続できるよう、医療機関と身近なスポーツ施設等の連携を進めます。</p>		

※1 5疾病：がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患 ※2 75歳未満年齢調整死亡率：高齢化が進んだことなどによる年齢構成の違いの影響をなくし、75歳以上の死亡を除くことで壮年期死亡の減少を評価できるように計算した死亡率。

施策指標	がんの75歳未満年齢調整死亡率 ^{※2} (人口10万人対)の減少	
	直近の現状値	目標値
	119.1(令和2年度)	109.6(令和6年度)

5 救急救命体制及び災害時医療の充実による危機管理体制の強化	主管局	消防局、健康福祉局、医療局
<p>増大する救急需要に的確に対応するための救急救命体制の整備や適正利用の啓発等により、緊急性の高い傷病者を医療機関へつなぐことができる体制を維持します。災害時の円滑な医療救護活動に向け、関係機関との連携や備えの推進に取り組みます。</p>		

施策指標	緊急度が高い傷病者に対する救急車等の現場到着時間	
	直近の現状値	目標値
	6分台	6分台を維持

政策の目標

地域にある既存ストックや良好な住環境を生かしながら、質の高い住宅の整備・誘導を図ることにより、多様な住まい方や働き方・学び方が可能となる、ゆとりある住まいや住環境が創出されています。

空家等対策では、専門家団体などと連携し、予防や管理不全の防止・解消等の施策を進めるとともに、地域活性化や子育て支援などにつながる空家等の活用が促進されています。

地域ごとの特徴を持った様々な課題や多様なライフスタイルに対して、多様な主体との協働・共創、地域まちづくり支援の充実やデジタル技術の活用等により、地域活性化が図られています。

政策指標

「市内での定住意向」のある市民の割合

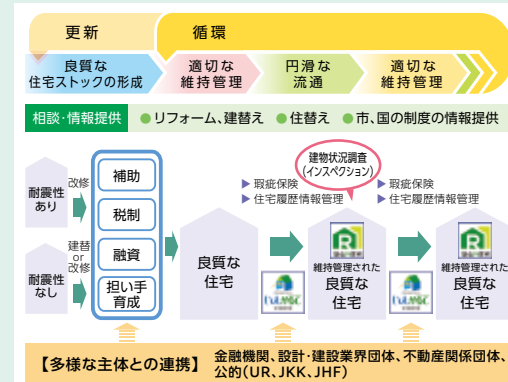
直近の現状値	目標値
76.6%	増加

関係するSDGsの取組

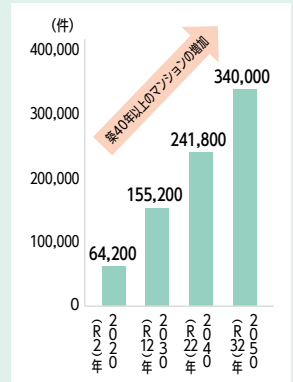
現状と課題

- 住宅の高経年化や居住者の高齢化が進行する一方、在宅ワークなどのニーズが高まっていることから、低層住宅地や大規模団地などの住宅地の再生を図りつつ、多様な住まい方や働き方・学び方が可能となるゆとりある住まいや住環境を創出していく必要があります。
- 高齢者、障害者、子育て世帯、外国人などの住宅確保要配慮者が年々増加していることから、市営住宅や民間賃貸住宅などの既存ストックを活用した重層的な住宅セーフティネットを充実していく必要があります。
- 今後、高経年化するマンションの増加が想定されるため、管理組合による適正な維持管理や円滑な再生を促進していく必要があります。また、住宅ストックの有効な利活用や環境への配慮の観点からも、良質な住宅が建設され、適切に維持管理し、長く大切に使うことが求められています。
- 少子高齢化の進展により、地域コミュニティの衰退とともに、空家の増加による防災・衛生等への悪影響が懸念されます。空家化の予防とともに、地域活性化につながる地域貢献施設などへの空家等の活用を促進していく必要があります。
- 市民発意のまちづくり活動等について、地域に働きかける取組や助成等の支援を行ってきました。引き続き、地域ごとに特徴を持った様々な課題等に対して、多様な主体との連携した地域まちづくりの推進が必要です。

良質な住宅の循環システムのイメージ



築40年以上のマンションの戸数(累計)



【出典】横浜市建築局

【出典】平成30年住宅・土地統計調査(総務省)を基に横浜市建築局が作成

◎ 主な施策

1	多様な住まい方や働き方・学び方が可能となるゆとりある住まいや住環境の創出	主管局	建築局
<p>多様な住まい方や働き方・学び方が可能となるゆとりある住まいや住環境の創出を図るため、用途地域等の見直しを進めるとともに、大規模団地等でのハードとソフト両面からの総合的な再生、様々な世代に配慮した住宅の供給促進などを進めます。</p>			

施策指標	大規模団地等の再生支援の件数	
	直近の現状値	目標値
	6件/年	46件(4か年)

2	重層的な住宅セーフティネットの充実	主管局	建築局、健康福祉局
<p>高齢者、障害者、子育て世帯、外国人などの住宅確保要配慮者が増加していることを踏まえ、市営住宅の建替えや大規模リフォームと、これに伴うまちづくりを着実に進めつつ、家賃補助付きセーフティネット住宅などの多様な住まいを供給します。また、福祉関係機関、不動産事業者、NPO法人等の多様な主体と連携した相談体制や支援体制の充実を図ることとし、横浜市居住支援協議会を核とした入居から退去までの切れ目のない支援を目指します。</p>			

施策指標	①工事着手済の市営住宅数 ②家賃補助付きセーフティネット住宅の供給戸数	
	直近の現状値	目標値
	①1件/年 ②100戸(累計)	①8件(4か年) ②700戸(累計)

3	マンションの適正管理・再生や良質な住宅の供給・流通の促進	主管局	建築局
<p>マンションの適正な維持管理や円滑な再生(改修、建替え)への支援を進めます。また、不動産関連団体や設計・建設団体などと連携し、ライフステージに応じたきめ細やかな相談・情報提供の充実を図ることにより、省エネや防災をはじめとした、性能が高く、長期にわたり使用できる良質な住宅の供給・流通を促進します。</p>			

施策指標	①マンション管理組合支援の件数 ②マンション管理計画認定制度認定件数	
	直近の現状値	目標値
	①134件/年 ②—	①632件(4か年) ②100棟(4か年)

4	地域活性化や子育て支援等に資する総合的な空家等対策の推進	主管局	建築局
<p>不動産・法務・建築の専門家団体や多様な主体と連携した相談窓口の充実、居住中の世帯への普及啓発などにより、空家化の予防・適切な空家の管理を促進します。また、空家活用のマッチングや専門相談員派遣、改修費補助等の取組を進めることにより、地域活性化や子育て支援などにつながる空家等の活用を促進します。さらに、管理不全な空家について、指導や支援策による自主改善の促進に取り組みます。</p>			

施策指標	①空家活用の件数 ②管理不全な空家の改善件数	
	直近の現状値	目標値
	①5件/年 ②13件(1年あたりの平均件数)	①30件(4か年) ②60件(4か年)

5	地域の様々な主体と連携した地域まちづくりの推進	主管局	都市整備局
<p>地域の様々な主体との協働・共創、地域福祉保健計画等に基づく身近なハード整備(専門家派遣、整備の補助等)など他分野との連携による地域主体のまちづくり活動の支援充実やデジタル技術の活用等により、地域の課題解決や魅力づくりに向けた地域まちづくりを推進します。</p>			

施策指標	地域まちづくり支援の件数	
	直近の現状値	目標値
	77件/年	315件(4か年)

政策の目標

主な交通手段であるバスネットワークの維持や、地域内の多様な移動ニーズに対応するため、既存の公共交通の利用促進や改善、新たな移動サービスの導入、ICT活用、高齢者等外出支援、他分野連携など総合的な視点から検討や取組を進め、持続可能な地域交通の実現に向けた取組が推進されています。また、歩行者空間の整備や、自転車活用など多様なニーズに応えるみちづくりが進んでいます。さらに、通学路における子どもの交通事故死ゼロを目指した交通安全対策の推進など、誰もが安全・安心・円滑・便利に移動できる環境整備が進んでいます。

政策指標

バス・地下鉄などの便に対する満足度

直近の現状値	目標値
52.4%	増加

地域交通サポート事業*などの本格運行地区数

*地域交通サポート事業：生活に密着した地域交通の導入に向け、地域の主体的な取組を支援する事業

直近の現状値	目標値
17地区	30地区

通学路における子どもの交通事故死ゼロ

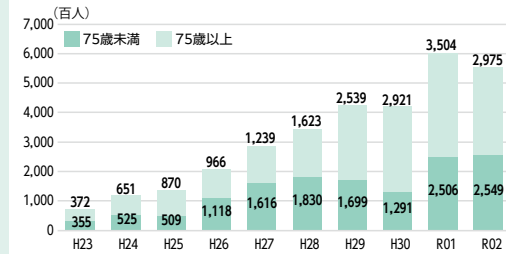
直近の現状値	目標値
1人	0人(毎年)

関係するSDGsの取組



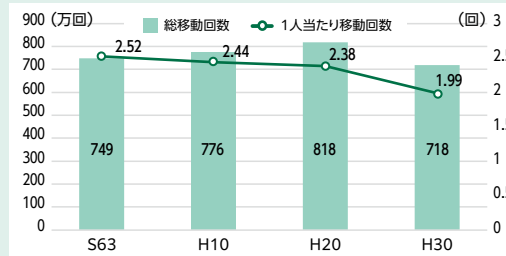
現状と課題

- 高齢化に伴う体力低下や運転免許証返納により、起伏が多い郊外住宅地を中心に、日常生活に必要な買い物、通院等の移動が難しくなるとともに、子育て世帯では子どもの送迎の負担が、就業地や居住地の選択にも影響するなど、あらゆる世代にとって身近な移動は課題となっています。
- 地域交通を取り巻く環境は厳しく、外出頻度の減少や生産年齢人口の減少、あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響等によるバス路線の減便が加速しています。身近な範囲での移動について、多様化するニーズや小規模な需要への対応が必要となっています。
- 子どもの歩行中の事故や、高齢者や障害者等の円滑な移動などの観点から、子どもから高齢者まで安全・安心に移動できる歩行者空間を引き続き整備していくことが求められています。
- 健康づくりや環境意識の高まりにより、自転車が快適に移動できる経路等の確保や日常生活や観光など様々な利用場面で自転車を利用できる仕組みの整備など、社会やニーズの変化に応える移動環境づくりが求められています。
- 働き方の変化、高齢者や共働き世帯の増加、育児・介護の両立など、郊外部における多様なライフスタイルやニーズに応えていくためには、地域交通と移動環境を確保していくことが重要です。



運転免許の申請取消(自主返納)件数の推移(全国)

【出典】警察庁運転免許統計を基に横浜市都市整備局が作成



横浜市民の総移動回数と1人当たりの移動回数の推移

【出典】東京都圏パーソントリップ調査(東京都圏交通計画協議会)を基に横浜市都市整備局が作成

◎ 主な施策

1	市民・企業・交通事業者・行政等みんなで支える地域交通の実現	主管局	都市整備局、道路局、交通局
<p>地域交通の確保に向けて、交通事業者、住民、地域の企業・団体など関係者と理念を共有し、支えあいの関係構築を促していきます。あわせて、広報による需要喚起や公共交通の利用を促すモビリティマネジメントの推進など、地域交通の利用促進に関する取組を進めます。</p>			

施策指標	地域交通の利用促進に関する取組件数	
	直近の現状値	目標値
	40件/年	52件/年

2	地域の総合的な移動サービスの確保	主管局	都市整備局、政策局、健康福祉局、道路局
<p>バスネットワークの維持や、地域の主体的な取組による移動サービスの確保を着実に進めます。地域内の多様なニーズに対応するため、バスやタクシーをはじめ、企業・NPO・住民など多様な担い手による運行やICTを活用し、市域全体への展開を目指します。また、高齢者の外出支援の観点で、敬老パスのICカード化により得られる利用実績等も踏まえながら、敬老バス制度（75歳以上無償化）も含め、持続可能な地域の総合的な移動サービスの検討を進めます。</p>			

施策指標	敬老バス制度を含む地域の総合的な移動サービスの検討	
	直近の現状値	目標値
	—	モデル実証、制度設計、運用開始

3	子どもから高齢者まで人にやさしい移動環境の確保	主管局	道路局、健康福祉局、都市整備局、教育委員会事務局
<p>誰もが安全・安心に外出できるように、通学路や生活道路においてビッグデータや事故データ等を活用・分析した安全対策を推進するとともに、踏切等の安全対策や交通安全教育・啓発等に取り組めます。また、駅やその周辺において、歩道の段差解消、歩行者空間及びエレベーター等の整備、バリアフリー基本構想の策定や駅改良に向けた検討など、利便性の向上につながる取組を推進します。</p>			

施策指標	ビッグデータや事故データ等を活用・分析した交通安全対策の取組地区数	
	直近の現状値	目標値
	4地区(累計)	14地区(累計)

4	多様な移動ニーズに応じた自転車利用環境の整備	主管局	道路局
<p>交通ルールの周知・啓発や自転車が快適に利用できる通行空間の整備、持続可能な自転車駐車場に向けた保全・運営の最適化に取り組むとともに、市内広域でのシェアサイクル事業社会実験を進めるなど、地域内で自転車が快適に利用しやすい移動環境づくりを進めます。</p>			

施策指標	自転車通行空間の整備延長	
	直近の現状値	目標値
	86km(累計)	103km(累計)

政策の目標

切迫する地震や激甚化する風水害から命を守るため、市民一人ひとりの備えや防災意識を醸成するための取組、地域防災の担い手育成、防災組織の体制の充実、要援護者の避難体制の構築等、自助共助の取組が進んでいます。

地域防災の要である消防団の充実強化を行うとともに、避難者が安心して避難生活を送れるよう地域防災拠点の環境整備・運営強化が進んでいます。

政策指標

「自助」…災害に備えて3日分以上の防災備蓄を行っている市民の割合

直近の現状値	目標値
約5割	約6割

「共助」…地域の防災訓練や研修に参加している市民の割合

直近の現状値	目標値
約5割	約6割

関係するSDGsの取組



令和元年度台風15号の際の被害の様子



令和元年台風第19号による被害の特徴(全国)

台風第19号による死者84名のうち、65歳以上の高齢者が約65%を占めた。

【出典】令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ(第2回)資料(R2年内閣府)

現状と課題

- 近年、全国各地で地震や風水害が発生しており、横浜市でも、いつ起きてもおかしくない大規模地震や、激甚化する風水害などの自然災害による被害が懸念されています。こうした状況の中、自然災害による被害を防ぐためには、行政主体の取組だけでは限界もあります。
- そのため、防災訓練や研修により市民一人ひとりが「自らの命は自らで守る」という防災意識を醸成するとともに、平時における備蓄食料等の準備やハザードマップの確認、居住環境に応じた避難行動等の防災意識の向上が必要です。また、地域防災の担い手育成や災害により被害を受けやすい要援護者が避難できるようにするための仕組みの検討など、自助と共助の両面から地域防災力の強化を図ることが一層重要です。あわせて地域防災の要である消防団の充実強化の取組を推進します。
- 災害発生時に避難者が安心して避難生活を送れるよう、地域防災拠点の環境整備、一人ひとりの人権に配慮した避難所運営が必要です。また、交通機関途絶時は、混乱を防止し、帰宅困難者の安全を確保するため、企業等に対する一斉帰宅抑制のほか、外国人を含めた来街者に対する適切な情報発信や、十分な一時滞在施設の確保が必要です。

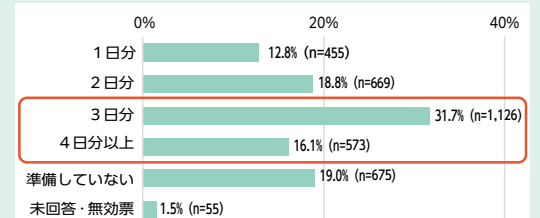
研修・訓練への参加状況(横浜市)

【経年比較】※上位5位を抜粋

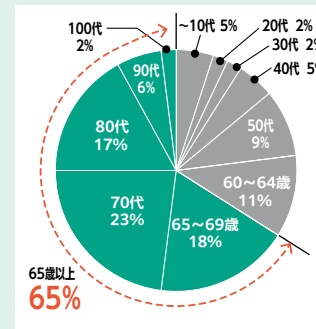
	平成27年 (n=3,217)	30年 (n=2,682)	令和3年 (n=3,553)
1位	何も参加していない 52.1%	何も参加していない 49.5%	何も参加していない 47.5%
2位	自治会・町内会の防災訓練 38.5%	自治会・町内会の防災訓練 41.1%	自治会・町内会の防災訓練 38.5%
3位	地域防災拠点の訓練 6.2%	地域防災拠点の訓練 7.9%	地域防災拠点の訓練 8.4%
4位	上記以外の区役所・消防署主催の講習会や訓練 5.3%	上記以外の区役所・消防署主催の講習会や訓練 5.3%	参加したことはあるが何か分からない 5.3%
5位	家庭防災員研修 4.2%	家庭防災員研修 4.4%	上記以外の区役所・消防署主催の講習会や訓練 4.7%

【出典】令和3年度横浜市民の防災・減災の意識、取組に関するアンケート調査

食料、飲料水を「準備している」割合(横浜市)



【出典】令和3年度横浜市民の防災・減災の意識、取組に関するアンケート調査



◎ 主な施策

1 防災意識の浸透(自助意識の向上)	主管局	消防局、総務局
災害から命を守るため、横浜市民防災センターでの自助共助プログラムや、デジタル技術 (AR,VR) を活用したコンテンツ、オンライン防災研修、高齢者への火災予防対策の推進、学校での防災教育などを通じて、市民一人ひとりに「自らの命は自らで守る」防災意識の浸透を図ります。また、ハザードマップ、マイ・タイムライン、防災アプリなどのツールや多様な情報伝達手段を活用し、適切な避難行動を支援します。		

施策指標	①「自らの命は自らで守る」の意識を持った人の数 ^{※1} ②マイ・タイムラインの周知活動の実施数	
	直近の現状値	目標値
	①2万人/年 ②891団体 ^{※2} /年	①20万人(4か年) ②2,800団体 ^{※2} (4か年)

※1 横浜市民防災センターでの自助共助プログラムの修了者数 ※2 団体・市内の自治会町内会

2 地域防災の担い手育成、防災組織体制の充実(共助の推進)	主管局	建築局、総務局、消防局
地域防災の担い手育成や、防災組織体制の充実を図るため、防災・減災推進員の育成やアドバイザー派遣、マンションの防災力向上の認定制度の活用などにより、地域特性に応じた災害リスクの認識や防災への取組などの地域支援、マンションでの自主防災組織の結成等を促進します。さらに、建築物や危険物施設等への立入検査などを通じて事業所の防火・防災管理体制を強化します。		

施策指標	よこはま防災力向上マンション認定件数	
	直近の現状値	目標値
	—	50件(4か年)

3 災害時に向けた要援護者等の支援の推進	主管局	健康福祉局
災害時に支援が必要な方の円滑・迅速な避難を確保するため、一人で避難が困難な在宅要援護者に対しては、個別避難計画 ^{※1} の作成の検討などの取組を通じて、ご本人含め、支援者、地域、関係機関等と連携した支援を進めていきます。また、浸水想定区域等に位置する要配慮者利用施設に対しては、引き続き避難確保計画 ^{※2} の作成及び訓練の実施に必要な支援を行います。		

施策指標	個別避難計画の取組推進	
	直近の現状値	目標値
	計画作成に向けた検討	計画作成の推進

※1 個別避難計画：災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の要援護者ごとに作成しておく避難のための計画 ※2 避難確保計画：洪水又は土砂災害のリスクが高い地域における高齢者施設などの要配慮者利用施設が、避難を確保するために必要な事項を定めた計画

4 消防団の充実強化	主管局	消防局
地域防災の要である消防団の災害対応力の更なる向上を目指し、地域や学校等と連携し、様々な世代の団員を確保するとともに、消防団事務のデジタル化を進め、活動に伴う報告等の効率化を図ります。また、教育、訓練、車両、資機材等の充実、器具置場や訓練施設の整備を推進します。		

施策指標	消防団員の充足率	
	直近の現状値	目標値
	96.9%	100%

5 避難者等対策の充実強化	主管局	総務局、環境創造局、資源循環局、健康福祉局、水道局
避難者が安心して避難生活を送れるよう、地域防災拠点の環境整備(トイレ、生活用品、飲料水等)を進めるとともに、一人ひとりの人権やペット同行避難者の受け入れに配慮した拠点運営を推進します。加えて、PPA事業により設置した蓄電池を非常時の防災用電源(防災用無線等)に活用します。 また、帰宅困難者対策の強化として、横浜駅周辺等に想定される帰宅困難者の解消に向け、適切な訓練や情報発信を行うとともに、一時滞在施設の拡充を図ります。		

施策指標	①地域防災拠点の環境整備 下水直結式仮設トイレ(ハマッコトイレ)の整備箇所数 ②一斉帰宅抑制賛同事業者数及び一時滞在施設数	
	直近の現状値	目標値
	①365箇所(累計) ②176事業者・231施設	①456箇所 [※] (令和5年度完了) ②200事業者・250施設

※全拠点への配備完了(建替えを実施している都岡小学校、瀬谷小学校、菅田の丘小学校は除く)

令和4年12月
横浜市政策局政策課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
電話：045-671-2010 FAX：045-663-4613



第5期横浜市地域福祉保健計画における素案骨子（案）について

令和6年度から5年間を計画期間とする、第5期「横浜市地域福祉保健計画（以下、「市計画」という。）」の策定に向け、現行計画の実施状況や主な課題、施策の方向性等について「地域福祉保健計画策定・推進委員会」等を中心に協議・検討を重ねています。

この度、市計画の素案骨子についてまとめましたので、御報告します。

1 計画の理念と目指す姿

市計画では、第3期市計画より基本理念として「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなで作ろう」を掲げています。

この基本理念は維持しつつも、コロナ禍にある地域の状況を踏まえ、アフターコロナ、人口減少、少子高齢化の進展等も見据えて、次期計画の目指す姿を、『認めあい』、『つながり』、『ともに』に整理しました。

【第5期市計画の基本理念と目指す姿】

基本理念

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなで作ろう

目指す姿1
＜認めあい＞

お互いに尊重しあい、安心して自分らしく暮らせる地域

〔委員会等での主なご意見〕

- ・様々な立場や背景、価値観の違いといった多様性を理解した共生社会づくりが必要
- ・生活困窮、成年後見、精神疾患、ひきこもり等、理解を広げるハードルの高い分野での啓発が必要
- ・外国人住民が増えており、多文化共生の要素が必要
- ・障害がなかなか理解されず、支援が届かない等

目指す姿2
＜つながり＞

気にかけて、支えあい、健やかに暮らせる地域

〔委員会等での主なご意見〕

- ・複雑・多様化する生活課題に対し、支援が必要な人が、早期に適切な支援につながる仕組みづくりが必要
- ・あらゆる世代や国籍・性別・障害など様々な立場の人が日常的につながり、交流する機会や場が必要
- ・地域で子育てを支援し、子どものころから地域とつながることが必要
- ・身近な地域でのちょっとした気配りが大切で、それが隣近所の絆を深めることになる等

目指す姿3
＜ともに＞

助けが必要な人も、手を差し伸べる人も、ひとりで抱え込まなくていい地域

〔委員会等での主なご意見〕

- ・病気や障害で、世間の偏見に対する恐れから人に言うことができない人も多し、どうしたら一緒に考える場に来てもらえるか検討が必要
- ・身近に困っている人がいることを知ることができれば、助けることもできる
- ・コロナ禍により埋もれていた生活困窮者の課題が顕在化した。このような問題を身近なものとしてとらえる必要がある等

2 素案骨子（案）について

市計画の理念及び目指す姿の実現に向けて、素案骨子について次のように整理しました。

(1)素案骨子の構成

- 第1章 計画策定の趣旨 ・ ・ 計画の説明、基本理念 等
- 第2章 横浜市の地域福祉保健を取り巻く状況 ・ ・ 統計データ、これまでの取組 等
- 第3章 計画が目指す姿 ・ ・ 『認めあい』『つながり』『ともに』の解説 等
- 第4章 推進のための取組
 - 1 身近な地域で支えあう仕組みづくり
 - 2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり
 - 3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進
- 第5章 推進体制 ・ ・ 推進体制、計画推進の視点、進行管理・評価方法 等

(2)推進のための取組の主な方向性

ア 身近な地域で支えあう仕組みづくり

日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実に取り組むほか、地域の課題解決に向けた住民・関係機関の連携を促進していきます。また、高齢化の進展等を見据えて権利擁護を推進するとともに、生活困窮、8050問題やひきこもり状態にある方、そのご家族への支援などに取り組みます。併せて、地域における子育て支援の場や機会を拡充します。

イ 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

地域では人口減少・少子高齢化等により担い手不足等の課題があります。地域で活動している関係組織・団体の支援に取り組むほか、社会福祉法人・企業・学校等の福祉保健活動への参画を支援します。また、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が協働して地域を支えるための基盤づくりを進めます。

ウ 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

障害者や外国人、性的少数者など、様々な立場や背景、価値観の違いといった多様性を理解し、尊重しあえる地域づくりを進めます。また、身近な地域で交流し、つながり、社会に参加する機会を創出・拡充するとともに、一人ひとりの状況に合わせた健康づくりを推進します。デジタル技術の活用など、アフターコロナも含めた新たな時代や環境の変化に即したつながりづくり等も検討・創出します。

3 協議・検討経過

- ・横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会（附属機関）〔令和4年4月〕
- ・横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会（懇談会）〔令和4年7月・11月〕
- ・関係諸団体（13団体）ヒアリング〔令和4年9月～10月〕
- ・横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 分科会1・2〔令和4年7月・9月〕

4 策定スケジュール（予定）

令和4年度	12月	常任委員会（素案骨子）
	12月～5月	素案の検討
令和5年度	5月	常任委員会（素案及びパブリックコメント）
	6月	パブリックコメントの実施
	6月～12月	原案の検討
	9月	常任委員会（パブリックコメントの結果）
	2月	常任委員会（原案）
	3月	計画策定

第 9 期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (よこはま地域包括ケア計画) の策定について

1 趣旨

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく老人福祉計画と、介護保険法第 117 条に基づき介護保険事業計画を一体のものとして策定することが義務付けられた、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画です。

また、「認知症施策推進計画」は、国の認知症施策推進大綱に基づき、本市が独自に策定するもので、これら 3 つの計画を合わせて「よこはま地域包括ケア計画」としています。

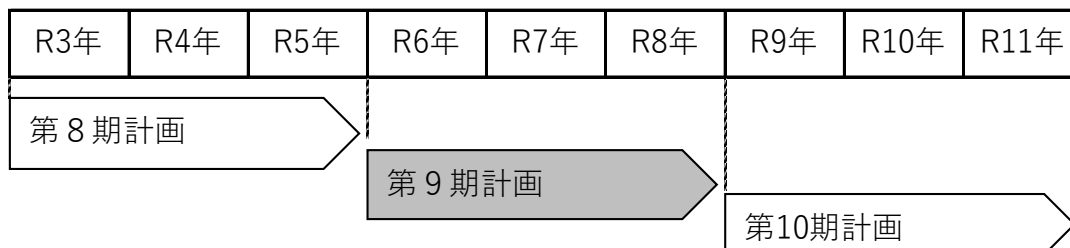
このたび、令和 5 年度をもって、現行の第 8 期計画の期間が終了となるため、第 9 期計画を策定します。

2 計画期間

令和 6 年度から 8 年度（3 年間）

この計画に基づき、3 年間の第 1 号被保険者（65 歳以上高齢者）の介護保険料水準を決定します。

(参考) 第 8 期（令和 3～5 年度）保険料基準月額 6,500 円



3 策定の流れ

(1) 高齢者実態調査の実施（令和 4 年度）

次期計画策定のための基礎的資料を得るため、令和 4 年 10 月から 12 月に、高齢者の生活実態、介護保険サービスの利用状況・利用意向、介護サービス事業所・介護施設等の運営状況、介護従事者の現状や意識などについて、調査を実施しました。現在、年度末に公表予定の報告書作成に向け、単純集計・クロス集計等による調査結果分析を行っています。

(2) 第 8 期計画の振り返り、第 9 期計画の検討（令和 4～5 年度）

第 9 期計画の策定にあたっては、高齢者実態調査の調査結果や第 8 期計画の振り返りのほか、国の動向等を踏まえて検討を進めます。

また、当事者や専門的な見地から幅広い視点での協議を行うため、公募の市民、保健・医療・福祉関係者、学識経験者により構成された「介護保険運営協議会」で検討を行います。

4 スケジュール（予定）

令和4年	10月～12月	高齢者実態調査実施
	12月～3月	高齢者実態調査結果集計・分析・報告書の作成
令和5年	2月～9月	第8期計画の振り返り、第9期計画の施策展開の検討
	10月	計画素案公表
	10月～12月	市民説明会開催、パブリックコメント実施
令和6年	1月～2月	計画原案のとりまとめ、介護保険料の推計
	3月	計画策定
	4月	介護保険料の改定

（参考）高齢者実態調査の概要

調査分類	対象者数	調査票分類
A 市民向け調査	18,795 人	1 高齢者一般調査（65歳以上） 2 一般調査（40歳以上64歳以下） 3 介護保険在宅サービス利用者調査（要支援） 4 介護保険在宅サービス利用者調査（要介護） 5 介護保険サービス未利用者調査（要支援・要介護） 6 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護利用者調査 7 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所利用者調査 8 特別養護老人ホーム入所申込者調査
B 事業所向け調査	7,653 か所	9 特別養護老人ホーム調査 10 介護老人保健施設調査 11 介護サービス事業所（居住系）調査 12 介護サービス事業所（訪問・通所系）調査 13 居宅介護支援事業所調査 14 地域ケアプラザ調査 15 医療機関調査（認知症に関する調査）
C 従事者向け調査	(4,690 人) ※回収数	16 ケアマネジャー調査 17 訪問介護員（ホームヘルパー）調査 18 施設介護職員調査

中高年のひきこもり支援について

平成 29 年度に本市では初めてとなる「市民生活実態調査」を実施し、中高年でひきこもり状態にある方が約 12,000 人いると推計されました。この結果を受け、中高年のひきこもり状態にある方やそのご家族に対する支援の充実のため、令和 4 年 4 月に健康福祉局に「ひきこもり支援課」を新設しました。ひきこもり支援課の相談実績及び今年度実施した「市民生活実態調査」の結果について報告します。

1 ひきこもり支援課の機能と相談実績

(1) ひきこもり支援課の機能

ア 当事者・家族支援

ひきこもり支援課では、中高年（概ね 40 歳以上）のひきこもり状態にあるご本人やそのご家族を対象として、電話や対面による相談支援を行っています。

イ 支援者養成・後方支援

ひきこもり支援に対する共通理解を促進するため、支援者を対象とした研修を実施しています。また、ひきこもり支援について検討・協議を行う連絡協議会の開催を通じたネットワークの構築や、地域の関係機関へのスーパーバイザー派遣を行っています。

ウ 情報発信・啓発

市のホームページやチラシ、パンフレットの配布、市民を対象とした講演会の開催等、ひきこもりに関する情報発信・啓発を行っています。

(2) ひきこもり支援課の相談実績

ひきこもり支援課での相談業務は、令和 4 年 5 月 25 日から開始しており、令和 5 年 2 月末までに新規対応した中高年の相談件数は 414 件です。

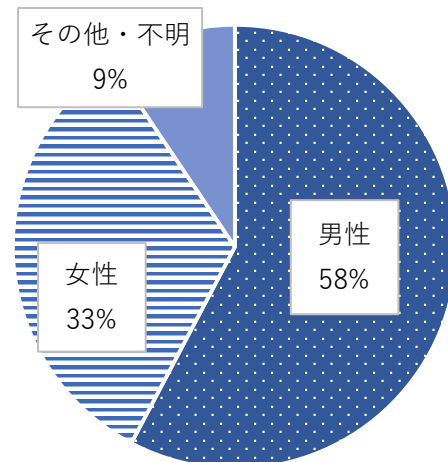
【相談の傾向】

ア 相談者（当事者との関係）

当事者からの相談が約 4 割、親が約 3 割、きょうだい約 1 割です。その他親族や知人等からの相談も受け止めています。

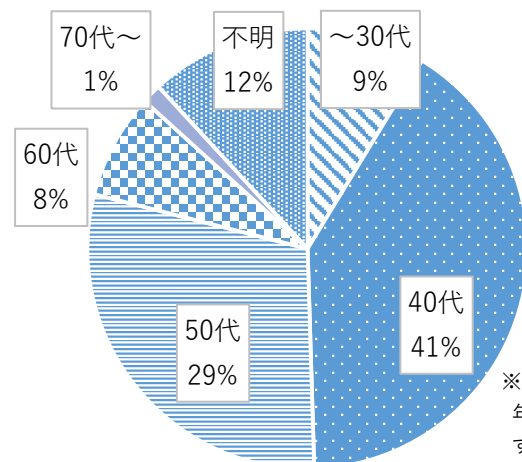
イ 当事者の性別

男女比は概ね 2 : 1 です。



ウ 当事者の年代

40 代が約 4 割、50 代が約 3 割となっています。



※39 歳以下の相談は、主に青少年相談センターが担っていますが、個別対応として、ひきこもり支援課で受けたものを計上しています。

2 「市民生活実態調査」の結果について

「市民生活実態調査」は、本市の 40 歳から 64 歳の方を対象に、生活状態及び困難を抱える方のニーズや課題を把握し、今後のひきこもり支援施策に生かすことを目的に、5 年に一度実施しています。この度、平成 29 年度以来 2 回目となる調査を実施しました。

(1) 本調査におけるひきこもり群の定義

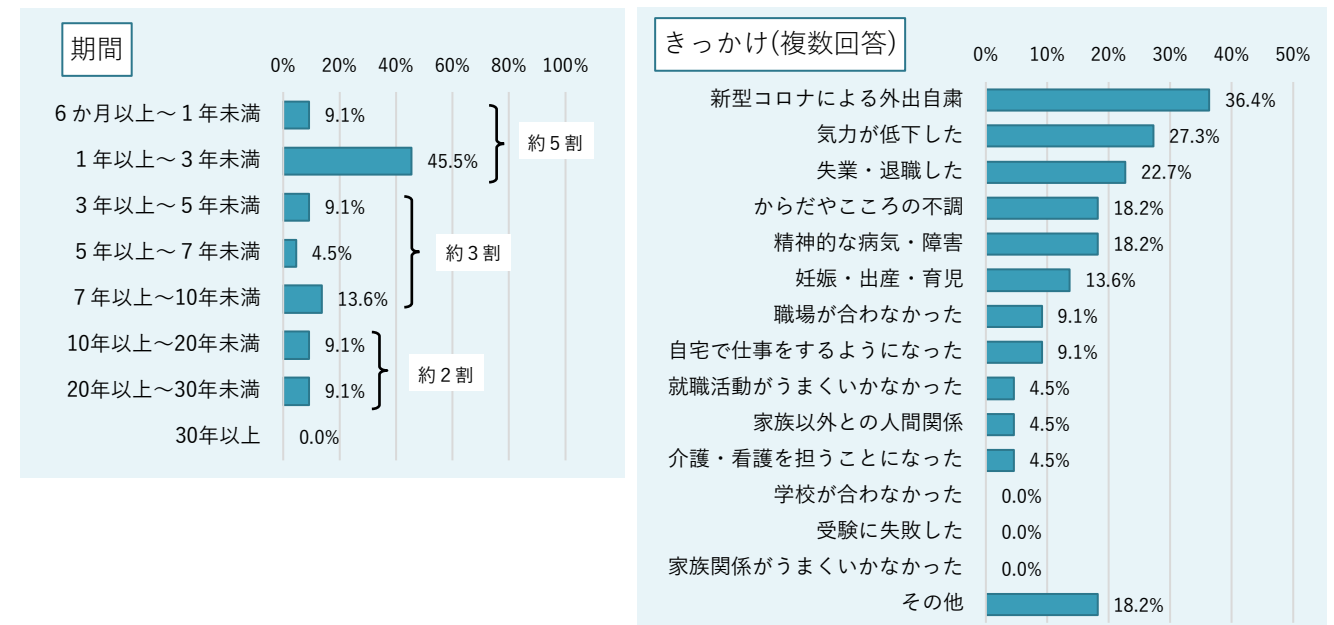
ほとんど家から出ない状態が 6 か月以上継続し、かつ、身体的な病気・障害等をその理由としない者

(2) ひきこもり状態にある方の推計人数

中高年（40～64 歳）：約 20,000 人（出現率：1.53%）

(3) ひきこもり状態になってからの期間・きっかけ

ひきこもり状態になってからの期間は、「6 か月以上～3 年未満」が約 5 割、「3 年以上～10 年未満」が約 3 割、「10 年以上」が約 2 割でした。ひきこもり状態となったきっかけとしては、「新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛」、「気力が低下した」、「失業・退職した」を挙げる方が多くいました。



3 令和 5 年度の取組

(1) 個別支援の充実

電話や面談、家庭訪問、関係機関への同行等を通じて個々の状況に合わせた丁寧な支援を実践していきます。また、個別の事例ごとに地域の様々な支援機関と連携し、当事者・家族を支えるチームづくりを行います。

(2) 支援者向け研修の実施及び個別のケース支援を通じた後方支援

区福祉保健センターや地域ケアプラザ等の支援者に対し、理解促進を目的とした研修等を実施します。また、個別事例への助言等の後方支援により、支援者のスキルアップを図ります。

(3) 当事者向け情報発信及び市民に対する普及啓発の充実

様々な媒体等を活用し、相談窓口の情報が当事者・家族に伝わるよう更なる周知を図ります。また、パンフレットの作成・配布等も行っていきます。



令和5年度

予算概要

健康福祉局

健康福祉局予算案の考え方

超高齢社会が進展し人口減少の局面を迎え、さらに新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、福祉・保健分野における市民ニーズは多様化・複雑化しており、支援を必要とされる方へのきめ細やかな対応が求められています。

このような状況の中で、福祉・保健分野における市民生活の安心・安全を確保するため、「横浜市中期計画 2022～2025」や財政ビジョンをはじめとする各種計画の目標達成に向けた施策を着実に実施します。また、10年、20年先を見据え、データ活用やDXの推進により、将来にわたって持続可能な施策の充実を目指し、各種取組を推進していきます。

<令和5年度の5つの柱>

- 1 市民の健康づくりと安心確保
- 2 地域の支え合いの推進
- 3 障害者の支援
- 4 暮らしと自立の支援
- 5 高齢者を支える地域包括ケアの推進

<主な取組>

「市民の健康づくりと安心確保」

健康寿命の延伸を目指し、生活習慣の改善や生活習慣病予防、歯科口腔保健の推進及び各種がん検診や特定健診の受診率向上に向けた取組を進めるとともに、第3期健康横浜21を策定します。また、増加する火葬や墓地の需要に対応するため、5か所目の市営斎場整備を着実に進めるとともに、市営墓地の整備に取り組みます。さらに、市民が安心した生活を継続することができるよう、新型コロナウイルス感染症の各種対策を実施します。

「地域の支え合いの推進」

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるまちづくりを地域と共に進めるため、第5期横浜市地域福祉保健計画を策定します。また、身近な福祉保健活動の拠点である地域ケアプラザについて、ICT活用等による相談支援の充実など着実な運営や整備を進めていきます。さらに、災害時要援護者支援では、福祉専門職等への研修を実施するなど個別避難計画の作成支援に取り組みます。

「障害者の支援」

障害のある人もない人も誰もが自らの意思により自分らしく生きることができるよう、引き続き第4期障害者プランを推進します。地域共生社会の実現を目指し、医療的ケア児・者等への支援や相談支援の充実に加え、重度障害者を対象とした就労時の身体介助等の支援や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。さらに、第2期自殺対策計画の策定や依存症対策、障害者差別解消に向けた取組等を一層進めます。

「暮らしと自立の支援」

様々な事情により生活にお困りの方からの相談を広く受け止め、自分らしく安定した生活の実現に取り組むとともに、包括的な支援体制の整備を進めます。ひきこもり支援については、ひきこもりの状態にある当事者や家族等を支援するとともに、関係機関のバックアップ体制を充実させます。また、小児医療費助成については、中学3年生までの所得制限及び一部負担金を撤廃します。

「高齢者を支える地域包括ケアの推進」

介護が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護サービスの充実を図るとともに、介護予防や社会参加を通じた生きがいづくりや、認知症の方やご家族等を支援する取組を進めます。また、これらの取組を推進するために、第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画を策定します。さらに、高齢者等外出支援の観点で、敬老特別乗車証の利用実績データを活用し、制度の検討を進めます。

市民の皆様の「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」を目標に、職員一丸となって取り組んでいきます。

健康福祉局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項目	4年度	5年度	増△減	増減率 (%)	備考
7款 健康福祉費	404,340,963	410,918,964	6,578,001	1.6	
1項 社会福祉費	46,574,281	50,032,910	3,458,629	7.4	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費
2項 障害者福祉費	128,314,433	135,638,661	7,324,228	5.7	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3項 老人福祉費	17,221,219	17,662,443	441,224	2.6	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4項 生活援護費	132,410,562	134,651,740	2,241,178	1.7	生活保護費、援護対策費
5項 健康福祉施設整備費	9,206,538	7,672,087	△ 1,534,451	△ 16.7	健康福祉施設整備費
6項 公衆衛生費	67,456,831	61,787,839	△ 5,668,992	△ 8.4	健康安全費、健康診査費、健康づくり費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7項 環境衛生費	3,157,099	3,473,284	316,185	10.0	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
17款 諸支出金	124,780,740	126,492,382	1,711,642	1.4	
1項 特別会計繰出金	124,780,740	126,492,382	1,711,642	1.4	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	529,121,703	537,411,346	8,289,643	1.6	

(特別会計)

国民健康保険事業費会計	320,134,290	323,020,354	2,886,064	0.9
介護保険事業費会計	318,090,364	328,344,470	10,254,106	3.2
後期高齢者医療事業費会計	90,003,246	91,751,276	1,748,030	1.9
公害被害者救済事業費会計	34,919	35,151	232	0.7
新墓園事業費会計	2,148,776	1,425,432	△ 723,344	△ 33.7
特別会計計	730,411,595	744,576,683	14,165,088	1.9

健康福祉局一般会計予算の財源

	4年度	5年度
特定財源	(47.9)	(48.1)
一般財源	253,703,175	258,393,349
合	(52.1)	(51.9)
計	275,418,528	279,017,997
合	(100)	(100)
計	529,121,703	537,411,346

() 内は構成比

目 次

・	令和5年度健康福祉局予算案の考え方	1
・	令和5年度健康福祉局予算案総括表	2
<hr/>		
I	地域福祉保健の推進	4
1	地域福祉保健計画推進事業等	3
2	権利擁護事業	4
	3 地域ケアプラザ整備・運営事業	
	4 福祉のまちづくり推進事業等	
<hr/>		
II	高齢者保健福祉の推進	8
・	介護保険制度関連事業の概要	9
・	横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けて	10
5	介護保険事業	11
6	(地域支援事業) 介護予防・日常生活支援総合事業	12
7	(地域支援事業) 包括的支援事業	14
8	(地域支援事業) 任意事業	15
	9 生活の支援(介護保険外サービス等)	
	10 認知症施策の推進	
	11 高齢者の社会参加促進	
	12 介護人材支援事業	
	13 低所得者の利用者負担助成事業	
	14 地域密着型サービス推進事業	
	15 施設や住まいの整備等の推進	
<hr/>		
III	障害者施策の推進	18
・	障害福祉主要事業の概要	23
16	障害者の地域生活支援等	24
17	障害者の地域支援の拠点	25
18	障害者の相談支援	26
19	障害者の移動支援	27
20	障害者支援施設等自立支援給付費	28
21	障害者グループホーム設置運営事業	29
22	障害者施設の整備	
	23 障害者の就労支援	
	24 障害者のスポーツ・文化	
	25 障害者差別解消・障害理解の推進	
	26 重度障害者医療費助成事業・更生医療事業	
	27 こころの健康対策	
	28 依存症対策事業	
	29 精神科救急医療対策事業	
<hr/>		
IV	生活基盤の安定と自立の支援	27
30	生活保護・生活困窮者自立支援事業等	33
31	ひきこもり相談支援事業	34
32	援護対策事業	35
	33 小児医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業	
	34 後期高齢者医療事業	
	35 国民健康保険事業	
<hr/>		
V	健康で安全・安心な暮らしの支援	31
・	健康福祉局及び医療局の局再編成にかかる概要	
36	市民の健康づくりの推進	42
37	がん検診事業	43
38	予防接種事業	44
39	感染症・食中毒対策事業等	45
40	衛生研究所運営事業	46
41	医療安全の推進	47
	42 食の安全確保事業	
	43 快適な生活環境の確保事業	
	44 動物の愛護及び保護管理事業	
	45 難病対策事業 公害健康被害者等への支援	
	46 斎場・墓地管理運営事業	
	47 新型コロナウイルス感染症対策	
・	外郭団体関連予算案一覧	41
・	財源創出の取組	42

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しています。
 ※各事業の令和5年度予算額の横に、()で前年度予算額を併記しています。
 ※【基金】と記載している事業は、社会福祉基金を充当している事業です。
 ※【コロナ】と記載している項目や事業は、新型コロナウイルス感染症対策の関連事業です。

I 地域福祉保健の推進

1	地域福祉保健計画 推進事業等	<p>事業内容 福祉保健の取組への住民参加を促進し、地域活動団体や社会福祉施設等と行政が協働して、地域づくり、支え合いの取組を進めます。</p> <p>1 地域福祉保健計画推進事業 2,060万円 (1,703万円) 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、行政、社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的として、<u>第5期横浜市地域福祉保健計画（計画期間：6～10年度）を策定します。</u> また、第4期市計画を推進するとともに、区計画の推進を支援します。</p> <p>2 民生委員・児童委員事業〈拡充〉 3億5,617万円 (3億5,988万円) 地域福祉の担い手である民生委員・児童委員、主任児童委員の活動費を支給するとともに、引き続き、民生委員活動の周知や活動を支援する取組を行います。 <u>また、民生委員に対する調査等を行い、今後の推薦事務や活動内容について、改善を検討します。</u></p>	
本 年 度	5 億4,257万円		
前 年 度	5 億3,648万円		
差 引	609万円		
本年度の 財源内訳	国	653万円	
	県	—	
	その他	373万円	
	市 費	5 億3,231万円	
		<p>3 ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業 1,006万円 (1,437万円) 在宅で75歳以上のひとり暮らし高齢者について、本市が保有する個人情報（名簿）を民生委員及び地域包括支援センターへ提供し、相談支援や地域における見守り活動等につなげます。 また、各区の実情に応じて、75歳以上の高齢者のみで構成された世帯に属する高齢者の個人情報（名簿）も民生委員及び地域包括支援センターへ提供します。</p> <p>4 災害時要援護者支援事業〈拡充〉 1億5,048万円 (1億3,982万円) <u>個別避難計画については、モデル事業を踏まえ課題を整理するとともに、福祉専門職への研修の実施など、取組を推進していきます。</u> また、非常用電源が未配備の福祉避難所への配備を進めます。</p> <p>5 ごみ問題を抱えている人への支援事業 526万円 (538万円) いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に基づき、不良な生活環境の解消及び発生の防止を図ります。各区の対策連絡会議が中心となって、当事者に寄り添い、専門家の助言を得ながら、福祉的支援を重視した対策を実施します。 また、解消した案件についても地域や関係機関と連携し、再発防止に取り組みます。</p>	

2	権利擁護事業	
本年度	6億1,254万円	
前年度	6億563万円	
差引	691万円	
本年度の財源内訳	国	2億4,125万円
	県	5,682万円
	その他	3,618万円
	市費	2億7,829万円

事業内容

高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう、権利擁護を推進します。

成年後見制度の利用促進に関する法律を踏まえ、本市における成年後見制度利用促進基本計画について、第4期横浜市地域福祉保健計画と一体的に推進します。

1 横浜生活あんしんセンター運営事業

2億8,200万円（2億8,094万円）

生活や金銭管理など幅広く権利擁護に関する相談を受けるとともに、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などが困難な高齢者や障害のある方を支援する権利擁護事業を補助します。

2 中核機関運営事業

5,191万円（5,176万円）

地域における成年後見制度の利用を促進するため、中核機関「よこはま成年後見推進センター」と市協議会を運営します。

市協議会は、弁護士をはじめとする専門職団体と福祉等の関係機関により、制度が市民にさらに広く認知されるよう区域を超えた市域の課題を検討します。

市協議会で協議した方向性を踏まえ、中核機関は、制度の効果的な広報・相談のほか、相談機関の連携や人材育成等を通じ、利用促進に取り組みます。

3 市民後見人養成・活動支援事業

4,772万円（4,869万円）

地域における権利擁護を市民参画で進めるため、市民後見人バンク登録者に対する活動支援を行います。バンク登録者全体研修のほか、受任者への個別面談や後見活動への助言などを実施します。また、関係機関と連携しながら、バンク登録者への受任促進を進めていきます。

4 成年後見制度利用促進事業

971万円（1,054万円）

(1) 成年後見サポートネット

地域包括支援センター等の相談機関と弁護士等の専門職団体の連携を促進し、相談機関のスキルアップを図るために、区ごとに成年後見サポートネットを実施します。

併せて、成年後見制度利用促進基本計画に基づく「区域の協議会」に位置付け、区内の成年後見に係る相談分析と課題検討を行うほか、相談機関のバックアップ機能を果たします。

(2) 親族調査事務委託

権利擁護を必要とする高齢者や障害者への対応を速やかに行うため、区長申し立てに係る親族調査及び親族図の作成等を専門職団体に委託して実施します。

5 成年後見制度利用支援事業

2億2,120万円（2億1,370万円）

成年後見制度利用のための区長申し立てにおける申し立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な場合に、その費用の一部または全部を助成します。

3	地域ケアプラザ整備・運営事業	
本年度	35億4,444万円	
前年度	37億4,030万円	
差引	△1億9,586万円	
本年度の財源内訳	国	—
	県	—
	その他	2,635万円
	市費	35億1,809万円

※ 地域包括支援センターの事業費は含まない。同経費は介護保険事業費会計に計上。(12ページ：7番参照)

事業内容

市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域活動交流及び地域包括支援センター等の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。

1 整備事業 2億2,110万円(6億8,529万円)

地域ケアプラザの整備計画の完了に向けて、残り

1か所の整備を進めます。

(整備計画数：146か所

6年度の港南区 上永谷駅前で整備完了)

所在区	名称	主な事業内容	しゅん工予定	開所予定
港南区	上永谷駅前	工事	6年5月	6年7月

2 運営事業〈拡充〉

33億2,334万円(30億5,501万円)

(1) 地域ケアプラザの運営 (145か所)

地域における身近な福祉保健の拠点として、様々な相談を受けるとともに、次の事業を実施します。

- ア 地域活動交流事業
- イ 生活支援体制整備事業
- ウ 地域包括支援センター運営事業
- エ 介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業
- オ 一般介護予防事業
- カ 居宅介護支援事業
- キ 通所系サービス事業 (一部施設のみ実施)

(2) 地域ケアプラザ運営の指導・支援等

効果的な運営を図るため、運営についての指導・支援等を実施します。

- ア 施設運営指導
- イ 指定管理者選定
- ウ 機能等の検討・調査〈新規〉

(3) 地域活動交流コーディネーター及び生活支援コーディネーター向けの研修

(4) ICT環境整備事業

SNSを活用した相談支援等の検討や、オンライン相談に関する職員研修を実施することにより、オンライン相談等のICTを活用した取組を進めます。

(5) 地域ケアプラザ借地料等

(6) 福祉避難所応急備蓄物資の整備 (新規整備分のみ)

4	福祉のまちづくり推進事業等		事業内容 「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ソフト（知識や情報など無形の要素）とハード（施設整備など有形の要素）を一体的にとらえ、福祉のまちづくりを推進します。 また、福祉ニーズに十分に対応できるよう、環境等の整備を行います。
	本年度	5億6,515万円	
	前年度	5億393万円	
	差引	6,122万円	
本年度の財源内訳	国	1億2,280万円	1 福祉のまちづくり推進事業 1,032万円（1,040万円） 福祉のまちづくり推進指針を普及啓発するため、動画等を活用した広報を行います。また、社会情勢の変化を踏まえた施策の検討を行います。 （1）「福祉のまちづくり推進会議」の開催 （2）福祉のまちづくり条例に基づく施策の検討 （3）推進指針の広報等 （4）福祉のまちづくり普及啓発 （5）条例対象施設についての事前協議・相談等
	県	—	
	その他	470万円	
	市費	4億3,765万円	
2 ノンステップバス導入促進補助事業 1,821万円（1,711万円） 誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、導入に係る経費の一部を補助します。（33台）			
3 福祉有償運送事業 415万円（421万円） 福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等の登録、検査等を実施します。また、登録に先立ち、福祉有償運送の必要性及び適正な実施等について関係者による事前協議を行うため、福祉有償移動サービス運営協議会を開催します。			
4 再犯防止推進計画推進事業 129万円（148万円） 「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすための更生支援の方向性—横浜市再犯防止推進計画—」を効果的、効率的に推進するため、「横浜市更生支援ネットワーク会議」を通じて、刑事司法関係者と市内福祉関係者等との連携協力関係を築きます。			
5 地域福祉保健関係職員人材育成事業〈拡充〉 1,345万円（993万円） <u>社会福祉職・保健師の専門性を向上させるため、人材育成ビジョンに基づき、データを活用した新たな研修プログラムの開発や組織的な人材育成の推進など、職員から責任職までの一貫したキャリア形成支援を充実させます。</u> <u>また、各種媒体等を活用した採用広報、若手職員によるリクルート活動など、優秀な人材の確保をさらに進めます。</u>			
6 福祉保健システム運用事業 5億1,773万円（4億6,080万円） 高齢・障害・児童福祉等のサービス提供に使用する福祉保健システムの運用保守等を行います。また、情報システム標準化、法・制度改正対応等の改修を行います。			

II 高齢者保健福祉の推進

介護保険制度関連事業の概要

介護 保険 事業 費 会 計	1 介護保険給付 (10ページ：5番) 3,045億1,578万円		
	在宅(居宅)サービス 1,487億1,684万円 <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 住宅改修 居宅介護支援 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 介護予防住宅改修 介護予防支援 	地域密着型サービス 491億1,534万円 <ul style="list-style-type: none"> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護
	予防給付 <要支援者対象> (再掲) 68億9,916万円		
	施設サービス(介護保険3施設) 890億8,979万円 <ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設/介護医療院 	その他 175億9,381万円 <ul style="list-style-type: none"> 高額介護(予防)サービス費 高額医療合算介護(予防)サービス費 特定入所者介護 (予防) サービス費 審査支払手数料 	
一般 会計 ／ 介護 特会 (再 掲)	2 地域支援事業 (11～13ページ) 169億275万円		
	介護予防・日常生活支援 総合事業 95億8,746万円 (11ページ：6番) <ul style="list-style-type: none"> 地域づくり型介護予防事業 訪問支援事業 よこはまシニアボランティアポイント事業 介護予防・生活支援サービス事業 (訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス等) 	包括的支援事業 58億3,107万円 (12ページ：7番) <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター運営費 生活支援体制整備事業 地域包括ケア推進事業 ケアマネジメント推進事業 地域ケア会議推進事業 市民の意思決定支援事業 (エンディングノート等普及啓発) 認知症初期集中支援推進事業 認知症地域支援推進事業 在宅医療・介護連携推進事業 (医療局予算：3億9,881万円) 	任意事業 14億8,422万円 (13ページ：8番) <ul style="list-style-type: none"> 介護給付費適正化事業 介護相談員派遣事業 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 高齢者配食・見守り事業 ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業 成年後見制度利用支援事業 介護サービス自己負担助成費 地域で支える介護者支援事業
	3 その他事務費 73億2,475万円 <ul style="list-style-type: none"> 職員人件費 保険運営費 計画策定・管理費 要介護認定等事務費 等 		
4 生活の支援(介護保険外サービス等) (13ページ：9番) 16億3,951万円			
<ul style="list-style-type: none"> ねたきり高齢者等日常生活用具(あんしん電話)貸与事業 中途障害者支援事業 陽性高齢者ショートステイ事業 介護サービス継続支援事業 			
5 低所得者の利用者負担助成事業 (16ページ：13番) 1億7,566万円			
<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人による利用者負担軽減【一般会計】 介護サービス自己負担助成費【介護保険事業費会計(再掲)】 			

横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けて

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される『横浜型地域包括ケアシステム』の構築を進めます。

3年度からスタートした「よこはま地域包括ケア計画（第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）」では、ポジティブ・エイジングを基本目標に掲げ、2025年問題の解決に向けて着実に取り組みます。

2025年の目指す将来像

地域で支え合いながら、介護・医療が必要になっても安心して生活でき、
高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる

※第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

第8期計画の施策体系と主要事業

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して ～介護予防・生活支援・社会参加～

- ・地域づくり型介護予防事業 [11ページ 6番] 8,562万円
- ・よこはまシニアボランティアポイント事業 [11ページ 6番] 8,303万円
- ・生活支援体制整備事業 [12ページ 7番] 10億5,703万円
- ・敬老特別乗車証交付事業 [14ページ 11番] 127億1,127万円
- ・全国健康福祉祭参加事業 [14ページ 11番] 3,749万円

II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して ～在宅介護・在宅医療、多職種連携～

- ・ケアマネジメント推進事業等 [12ページ 7番] 436万円
- ・地域密着型サービス事業所整備等事業 [16ページ 14番] 3億9,577万円
- ・在宅医療・介護連携推進事業 3億9,881万円（医療局事業）

III ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して ～施設や住まいの整備～

- ・地域密着型サービス事業所整備等事業（再掲） [16ページ 14番] 3億9,577万円
- ・特別養護老人ホーム整備事業 [17ページ 15番] 35億2,171万円
- ・高齢者施設・住まいの相談センター運営事業 [17ページ 15番] 6,369万円

IV 安心の介護を提供するために ～介護人材の確保・定着支援・専門性の向上～

- ・介護人材支援事業 [15ページ 12番] 4億752万円

V 地域包括ケアの実現のために ～自分らしい暮らしの実現とサービスの適正化～

- ・地域包括ケア推進事業 [12ページ 7番] 3,841万円
- ・市民の意思決定支援事業（エンディングノート等普及啓発） [12ページ 7番] 687万円

VI 自然災害・感染症対策 ～緊急時の備えと対応～

- ・介護サービス継続支援事業 [13ページ 9番] 6億3,369万円

認知症施策推進計画

- ・認知症支援事業 [14ページ 10番] 1億4,080万円
- ・認知症初期集中支援推進事業 [14ページ 10番] 1億3,572万円
- ・認知症地域支援推進事業 [14ページ 10番] 2,460万円
- ・地域で支える介護者支援事業 [14ページ 10番] 1,850万円

5	介護保険事業 (介護保険事業費会計)		事業内容 介護保険法、第8期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定、保険給付、介護保険事業者に対する指導監査等を行います。 また、要介護認定に係る申請等の行政手続きのオンライン化を順次進めます。	
	本年度	3,287億4,328万円	1 被保険者 (1) 第1号被保険者(65歳以上) 約94万1千人 (2) 第2号被保険者(40~64歳) 約134万人	
	前年度	3,184億7,647万円	2 要介護認定 介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施します。 要介護認定者数 約19万2千人	
差引		102億6,681万円	3 保険給付費 3,045億1,578万円 (2,942億3,253万円)	
本年度の財源内訳	国	709億6,551万円	(1) 在宅介護サービス費 1,487億1,684万円	
	県	466億912万円	(2) 地域密着型サービス費 491億1,534万円	
	第1号保険料	658億4,694万円	(3) 施設介護サービス費 890億8,979万円	
	第2号保険料	846億8,359万円	(4) 高額介護サービス費等 175億9,381万円	
	その他	104億4,827万円	4 介護保険料(第1号被保険者)	
	市費	501億8,985万円	(1) 保険料基準額 〈月額換算〉6,500円(3~5年度)	
			(2) 保険料軽減 ア 低所得者の保険料軽減 消費税率引上げによる公費を投入し第1~4段階の負担割合について0.05~0.25の軽減を行います。 イ 低所得者減免	
(3) 段階別保険料 ※消費税率引上げによる公費を投入した軽減措置後の保険料負担割合、保険料年額(月額)				
段階	割合	対象者		保険料年額(月額)
第1段階	※0.25	生活保護受給者・高齢福祉年金受給者等・中国残留邦人等支援給付対象者		※19,500円(月1,625円)
第2段階	※0.25	本人、世帯とも 市民税非課税者	(うち本人年金80万円以下等の者)	※19,500円(月1,625円)
第3段階	※0.35		(うち本人年金120万円以下等かつ第2段階を除く者)	※27,300円(月2,275円)
第4段階	※0.60		(うち第2段階・第3段階を除く者)	※46,800円(月3,900円)
第5段階	0.90	本人市民税非課税 世帯市民税課税者	(うち本人年金80万円以下等の者)	70,200円(月5,850円)
第6段階	1.00(基準額)		(うち第5段階を除く者)	78,000円(月6,500円)
第7段階	1.07	本人市民税課税者	(合計所得金額120万円未満の者)	83,460円(月6,955円)
第8段階	1.10		(合計所得金額120万円以上160万円未満の者)	85,800円(月7,150円)
第9段階	1.27		(合計所得金額160万円以上250万円未満の者)	99,060円(月8,255円)
第10段階	1.55		(合計所得金額250万円以上350万円未満の者)	120,900円(月10,075円)
第11段階	1.69		(合計所得金額350万円以上500万円未満の者)	131,820円(月10,985円)
第12段階	1.96		(合計所得金額500万円以上700万円未満の者)	152,880円(月12,740円)
第13段階	2.28		(合計所得金額700万円以上1,000万円未満の者)	177,840円(月14,820円)
第14段階	2.60		(合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満の者)	202,800円(月16,900円)
第15段階	2.80		(合計所得金額1,500万円以上2,000万円未満の者)	218,400円(月18,200円)
第16段階	3.00		(合計所得金額2,000万円以上の者)	234,000円(月19,500円)
「合計所得金額」とは、介護保険法施行令上の合計所得金額				

6	〔地域支援事業〕 介護予防・日常生活 支援総合事業 (介護保険事業費会計)	
	※5「介護保険事業」の再掲	
	本年度	95億8,746万円
	前年度	95億2,780万円
	差引	5,966万円
本年度の 財源内訳	国	32億750万円
	県	11億4,089万円
	第1号 保険料	11億7,373万円
	第2号 保険料	24億6,433万円
	その他	2億4,202万円
	市費	13億5,899万円

事業内容

要介護状態の予防と自立に向けた支援及び多様な生活支援が提供される地域をつくることを基本的な考え方として、介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。

1 地域づくり型介護予防事業〈拡充〉

8,562万円 (8,857万円)

(1) 介護予防普及啓発事業

フレイル予防等の普及イベントや講演会の開催、啓発媒体の作成・配布等を行います。さらに、各區で健康づくりと連携した普及啓発を実施します。

(2) 地域介護予防活動支援事業〈拡充〉

地域の介護予防活動グループの活性化や住民の立場で介護予防を広める人材の育成・支援をします。

また、通いの場等への参加促進のため、高齢者社会参加ポイント事業をモデル実施します。

(3) 元気づくりステーション事業

介護予防を目的とした自主グループ「元気づくりステーション」の新規立ち上げや活動の活性化等の支援を行います。また、身近な場所で誰もが継続的に介護予防に取り組めるよう活動を広げます。

(4) 一般介護予防事業評価事業

健康とくらしの調査の結果や医療・介護等のデータを活用して多角的な検討・分析を行い、高齢者の身体的・社会的状況等を圏域ごとに把握することで地域特性を踏まえた事業の検討を行います。

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職を元気づくりステーションなどの地域グループや地域ケア会議などに派遣し、介護予防の推進を図ります。

2 訪問支援事業

1億5,203万円 (1億5,361万円)

心身の状況等の理由により閉じこもり傾向の方等を対象に保健師・看護師が自宅を訪問して、介護予防や自立に向けた支援を行います。

3 よこはまシニアボランティアポイント事業

8,303万円 (7,366万円)

元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントがたまり、ポイントに応じて寄附又は換金することができる制度です。これにより、高齢者の介護予防や社会参加を通じた生きがいを促進します。

引き続き登録者及び活動者を増やすため、より参加しやすい対象活動や効果的な運営方法等の検討を行います。

4 介護予防・生活支援サービス事業

92億6,678万円 (92億1,196万円)

介護保険の要支援認定を受けた方等を対象に、横浜市訪問介護相当サービス、横浜市通所介護相当サービス、基準を緩和した横浜市訪問型生活援助サービス、住民主体のボランティア等による支援を行う横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業を実施します。

7	〔地域支援事業〕 包括的支援事業 (介護保険事業費会計) ※5「介護保険事業」の再掲		事業内容 福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」の設置運営を行います。 また、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。
	本年度	58億3,107万円	1 地域包括支援センター運営費 41億6,527万円 (40億1,575万円) (5年度末見込：設置数 146か所) 保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門的な職員を圏域高齢者人口に応じて配置し、次の事業を行います。 (1) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護 (2) 地域のケアマネジャーへの支援、関係機関とのネットワーク構築 (3) 自立に向けた介護予防ケアプランの作成など(介護予防ケアマネジメント)
	前年度	56億2,634万円	2 生活支援体制整備事業〈拡充〉 10億5,703万円 (10億2,806万円) 社会福祉協議会と地域ケアプラザ等に「生活支援コーディネーター」を配置し、高齢者の生活支援・介護予防・社会参加が充実した地域づくりを支援します。 新たな担い手の発掘及び地域活動団体の活性化のため、プロボノの仕組みづくりを進めます。 <u>役割がある形での高齢者の社会参加を促進するため、高齢者就労的活動支援事業をモデル実施します。</u>
	差引	2億473万円	
本年度の財源内訳	国	22億3,003万円	
	県	11億1,501万円	
	第1号保険料等	13億4,227万円	
	市費	11億4,376万円	
医療局予算 3億9,881万円含む			3 地域包括ケア推進事業 3,841万円 (2,901万円) (1) 医療介護保健統合データベースを活用し、医療局と連携して外部研究機関との共同研究に取り組み、研究結果を基にワークショップ等を実施します。 (2) 高齢期の暮らしに関する情報発信の充実に向け、高齢期の暮らし選び応援サイト「ふくしらべ」の内容を拡充するとともに、サイト閲覧者増加に向けた広報等を行います。 (3) 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた区アクションプランを基に、介護予防、生活支援、医療・介護連携、認知症支援など、区域での取組を推進します。
			4 ケアマネジメント推進事業等 436万円 (391万円) (1) ケアマネジメントの質の向上を図るため研修等を実施します。 (2) 在宅生活から施設生活となっても継続的なケアマネジメントが実施できるよう、入所時に施設に手渡す、自身の希望や事柄を記載できる情報ツールの活用を図ります。 (3) 個別課題の解決や地域課題の発見等を進める地域ケア会議を開催します。
			5 市民の意思決定支援事業 (エンディングノート等普及啓発) 687万円 (778万円) 市民一人ひとりが自らの意思で生き方を選択し、人生の最期まで自分らしく生きることができるよう、エンディングノートの書き方講座等を全区で開催し、高齢者等に必要な情報を提供します。
			6 認知症初期集中支援推進事業等 1億6,032万円 (1億5,573万円) 認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活へのサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」の取組を推進していきます。

8	〔地域支援事業〕 任意事業 (介護保険事業費会計)		事業内容 任意事業として、給付費の適正化や、高齢者の在宅生活の継続に必要な支援を行います。 1 介護給付費適正化事業 2億2,251万円 (2億2,431万円) ケアプラン点検等の主要5事業の取組を着実に進め給付の適正化を推進します。 2 介護相談員派遣事業 1,783万円 (1,678万円) 利用者の生活の場である特別養護老人ホームや介護老人保健施設、高齢者グループホーム等に介護相談員を派遣し、介護サービスの質の向上を図ります。 3 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業〈拡充〉 4億8,750万円 (4億7,804万円) 高齢者用市営住宅等に生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認及び緊急対応等を行います。また、 <u>一般公営住宅への生活援助員の派遣を拡充します。</u> 4 高齢者配食・見守り事業 5,440万円 (5,600万円) ひとり暮らしの中重度要介護者等に対し、訪問による食事の提供と安否確認を行います。 5 ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業等 7億198万円 (6億9,228万円) ねたきり又は認知症の状態にある市民税非課税世帯の要介護者等を対象に、紙おむつを給付します。
	本年度	14億8,422万円	
	前年度	14億6,741万円	
	差引	1,681万円	
本年度の財源内訳	国	5億4,232万円	
	県	2億7,117万円	
	第1号保険料等	3億2,492万円	
	市費	3億4,581万円	

9	生活の支援(介護保険外サービス等)		事業内容 介護保険外の事業として、在宅の要援護高齢者等を対象に必要なサービスを提供します。 1 ねたきり高齢者等日常生活用具(あんしん電話)貸与事業 1,686万円 (1,920万円) ひとり暮らし高齢者等を対象に、あんしん電話(緊急通報装置)を貸与し、急な体調悪化等の緊急時に近隣の方や救急に連絡が取れるようにします。 2 中途障害者支援事業 4億3,320万円 (4億2,720万円) 脳血管疾患の後遺症等による中途障害者の地域での社会参加と自立を支援する「中途障害者地域活動センター」へ運営費の補助を行います。 また、中途障害者への理解を深めるための普及啓発や連絡会・研修会等を実施します。 3 陽性高齢者ショートステイ事業【コロナ】〈新規〉 1億3,657万円 (0万円) 新型コロナウイルス感染拡大時に備えて、介護上や生活上の理由により自宅療養が困難な高齢の陽性者を受け入れる施設を確保します。 4 介護サービス継続支援事業等【一部コロナ】 10億5,288万円 (9億2,923万円) 高齢者施設等で感染者が発生した際の、代替職員の確保や事業所内の消毒等、サービス提供の継続のためのかかり増し経費を助成します。
	本年度	16億3,951万円	
	前年度	13億7,563万円	
	差引	2億6,388万円	
本年度の財源内訳	国	1億1,629万円	
	県	7億9,184万円	
	その他	885万円	
	市費	7億2,253万円	

10	認知症施策の推進 ※ 7、8、9 の事業の再掲		事業内容 認知症施策推進計画に基づき、認知症の人や家族の支援、医療・介護連携等の取組を進めます。 1 認知症支援事業〈拡充〉 1億4,080万円 （1億3,805万円） 認知症サポーターの養成及び認知症疾患医療センターの運営、若年性認知症支援を進めます。また、 <u>もの忘れ検診の対象年齢を引き下げるとともに、軽度認知障害（MCI）の診断後支援を開始します。加えて、スローショッピングの普及啓発に取り組みます。</u>
	本年度	3億1,962万円	2 認知症初期集中支援推進事業 〈再掲(P12)〉 1億3,572万円 （1億3,771万円） 認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活へのサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」の取組を推進していきます。
	前年度	3億1,304万円	3 認知症地域支援推進事業〈拡充〉 2,460万円 （1,802万円） 認知症カフェの活動支援を行います。また、 <u>チームオレンジをモデル実施する箇所数を拡大します。</u>
	差引	658万円	4 地域で支える介護者支援事業 1,850万円 （1,926万円） 介護者を対象とした、つどいや講演会等を実施します。認知症への理解促進、高齢者虐待防止の普及啓発や関係機関の連携を推進します。また、認知症の人の身元を特定できる見守りシールを配付します。
本年度の財源内訳	国	1億2,437万円	
	県	3,878万円	
	その他	4,117万円	
	市費	1億1,530万円	

11	高齢者の社会参加促進		事業内容 1 敬老特別乗車証交付事業 127億1,127万円 （136億7,896万円） 高齢者の社会参加を支援するため、70歳以上の市民で希望される方に敬老特別乗車証を交付します。 また、 <u>高齢者等外出支援の観点で敬老特別乗車証の利用実績データを活用し、制度の検討を進めます。</u>
	本年度	130億8,147万円	2 老人クラブ助成事業等〈拡充〉 3億752万円 （3億1,204万円） 地域における高齢者相互の支えあいや、社会参加を促進するため事業費の助成を行います。 <u>老人クラブ数・会員数の減少を踏まえ、区老連のIT化や加入促進等を支援します。</u>
	前年度	147億232万円	3 生きがい就労支援スポット運営等事業 2,519万円 （2,519万円） 地域社会で高齢者が活躍できる仕組みづくりに向け金沢区・港北区の2か所で事業を実施します。
	差引	△16億2,085万円	4 全国健康福祉祭参加事業 3,749万円 （6億8,613万円） ねんりんピック愛媛大会に参加し、交流の輪を広げ、長寿社会づくりに貢献します。
本年度の財源内訳	国	1億3,067万円	
	県	—	
	その他	20億7,407万円	
	市費	108億7,673万円	

12	介護人材支援事業		事業内容
本 年 度	4 億752万円		<p>1 新たな介護人材の確保〈拡充〉 2 億6,012万円（2 億646万円）</p> <p>新たな介護人材を確保するため、介護人材の裾野の拡大、将来の介護人材への支援を進めます。</p> <p><u>(1) 小中学校への介護職員出前授業実施事業〈新規〉</u> <u>介護職員の仕事の内容や、介護現場で働くことの魅力を、介護職員が直接小・中学生に伝える出前授業を実施します。</u></p> <p><u>(2) 高校生向け介護職への就職準備支援事業〈拡充〉</u> <u>定時制高校生等を対象に、介護施設での就労体験等を通じて、介護のやりがいや魅力を伝えます。</u> <u>また、実施校を拡充します。</u></p> <p><u>(3) 住居借上支援事業〈拡充〉</u> <u>新たに市内で介護職員となる者を雇用する法人に、住居の借上げのための経費を補助します。また、新規補助人数を拡充します。</u></p> <p>(4) 訪日前日本語等研修事業 本市で介護の仕事我希望する外国人を対象に、日本語や介護の知識などの研修を実施します。</p> <p>(5) 外国人と受入施設等のマッチング支援事業 海外において、本市で介護の仕事我希望する外国人を発掘し、マッチングを実施します。</p>
前 年 度	3 億5,356万円		
差 引	5,396万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	
	県	1 億6,861万円	
	その他	350万円	
	市 費	2 億3,541万円	
			<p>(6) 日本語学校学費補助事業【基金】 介護福祉士を目指す留学生を受け入れる法人に日本語学校の学費を補助します。</p> <p>(7) 介護福祉士専門学校学費補助事業 専門学校等の学費を立て替えた介護事業者に学費を補助します。</p> <p>(8) 資格取得・就労支援事業（初任者研修） 市内介護事業所での就労を目指す市民を対象に、介護職員初任者研修を実施し、研修の受講と就労を一体的に支援します。</p> <p>(9) 訪問介護等資格取得支援事業 ホームヘルパー等を目指す市民を対象に研修費用を助成し、資格取得を支援します。</p> <p>(10) 介護に関する入門的研修事業 等 介護人材の裾野を広げるため、介護に関する基本的な知識を身につけることができる「介護に関する入門的研修」をオンラインで実施します。</p> <p>2 介護人材の定着支援 1 億4,150万円（1 億4,120万円） 介護職員の定着を支援するため、働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減に向けた取組を支援します。</p> <p>(1) 受入施設担当者研修事業 (2) 訪日後日本語等研修事業 等 (3) 中高齢者、又は外国人雇用を伴う介護ロボット等導入支援事業 (4) 介護職員の宿舍整備事業</p> <p>3 専門性の向上 590万円（590万円） 介護現場の中核を担う人材を育成するとともに、各種専門性向上のための研修実施や多職種との連携などにより、介護人材の専門性向上を推進します。</p> <p>(1) 認知症ケア技法に係るセミナーの実施 (2) 地域包括ケア実現を担う人材育成事業 等</p>

13	低所得者の利用者負担助成事業		事業内容 介護保険サービスの利用にあたり、低所得者の方に対し、負担軽減のため利用料等を助成します。 1 社会福祉法人による利用者負担軽減 3,568万円 (3,168万円) 社会福祉法人が、低所得で特別養護老人ホーム等の利用料等の負担が困難な方に対し、利用料等を軽減した場合、法人が負担した金額の一部を助成します。 助成予定対象者数 1,050人 2 介護サービス自己負担助成費 1億3,998万円 (1億3,238万円) 収入や資産等が一定の基準に該当する方に対して、在宅サービス及び高齢者グループホームの利用料等や特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費について、利用者負担の一部を助成します。 助成の種類及び助成予定対象者数 (1) 在宅サービス助成 835人 (2) グループホーム助成 240人 (3) 施設居住費助成 31人
	本年度	1億7,566万円	
	前年度	1億6,406万円	
	差引	1,160万円	
本年度の財源内訳	国	2,902万円	
	県	3,571万円	
	第1号保険料	1,736万円	
	市費	9,357万円	

14	地域密着型サービス推進事業		事業内容 地域密着型サービス事業所の整備を進めるとともに、適切なサービス利用を図るサービスの普及促進、サービスの質の確保及び向上を図る事業者向けセミナーの開催等により運営支援を行います。 1 地域密着型サービス事業所整備等事業 3億9,577万円 (4億8,471万円) 小規模多機能型居宅介護事業所や高齢者グループホーム等の地域密着型サービス事業所の整備に対する補助を行うとともに、民有地マッチング事業により、未整備圏域の解消を図ります。 また、既存事業所の防災改修工事等に係る補助を行います。 地域密着型サービス事業所整備費補助 10か所 2 地域密着型サービス事業所開設準備補助事業 2億1,508万円 (1億9,877万円) 開設経費補助 14か所 3 地域密着型サービス事業所運営推進事業 408万円 (424万円) (1) 優れた自立支援の取組を行った事業所を表彰 (2) 事業者向けセミナー等の開催やリーフレットの配布等の広報・啓発活動
	本年度	6億1,493万円	
	前年度	6億8,772万円	
	差引	△7,279万円	
本年度の財源内訳	国	5,569万円	
	県	4億9,247万円	
	その他	3,262万円	
	市費	3,415万円	

15	施設や住まいの整備等の推進		事業内容 1 特別養護老人ホーム整備事業 35億2,171万円 (44億4,955万円) 介護需要の増大に対応するため、特別養護老人ホームの整備に対する補助を行います。 特別養護老人ホーム建設費補助 12か所																																																																																	
	本年度	96億2,677万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名(仮称)</th> <th>建設地</th> <th>建設運営法人</th> <th>定員(シフト)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プレシヤス横浜</td> <td>青葉区元石川町</td> <td>あすか福祉会</td> <td>100(20)人</td> </tr> <tr> <td>スマール荏田</td> <td>都筑区荏田南町</td> <td>たつき会</td> <td>130(10)人</td> </tr> <tr> <td>和の郷戸塚</td> <td>戸塚区俣野町</td> <td>新湊福祉会</td> <td>40(0)人</td> </tr> <tr> <td>けいあいの郷 山王台</td> <td>南区永田山王台</td> <td>敬愛</td> <td>190(10)人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">4か所 460人分 (5年度増分)</td> <td>460(40)人</td> </tr> <tr> <td>前年度</td> <td>92億1,301万円</td> <td colspan="4" rowspan="4"> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>常盤台みずほ</td> <td>保土ヶ谷区常盤台</td> <td>旭会</td> <td>200(18)人</td> </tr> <tr> <td>花のかなで</td> <td>瀬谷区下瀬谷</td> <td>湖成会</td> <td>150(10)人</td> </tr> <tr> <td>若葉台みずほ</td> <td>旭区若葉台</td> <td>旭会</td> <td>130(10)人</td> </tr> <tr> <td>横浜旭いこいの里</td> <td>旭区西川島町</td> <td>きらめき会</td> <td>200(20)人</td> </tr> <tr> <td>白山4丁目</td> <td>緑区白山</td> <td>清光会</td> <td>108(12)人</td> </tr> <tr> <td>すないの家都筑</td> <td>都筑区東山田町</td> <td>かなえ福祉会</td> <td>96(0)人</td> </tr> <tr> <td>しょうじゅの里三保サテライト荏田</td> <td>青葉区荏田北</td> <td>兼愛会</td> <td>29(10)人</td> </tr> <tr> <td>ハピネス都筑サテライト</td> <td>都筑区池辺町</td> <td>ファミリー</td> <td>29(10)人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">8か所 942人分 (6年度増分)</td> <td>942(90)人</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td>4億1,376万円</td> </tr> <tr> <td>本年度の財源内訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>1億2,505万円</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>59億9,411万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8,503万円</td> </tr> <tr> <td>市費</td> <td>34億2,258万円</td> </tr> </tbody></table>				施設名(仮称)	建設地	建設運営法人	定員(シフト)	プレシヤス横浜	青葉区元石川町	あすか福祉会	100(20)人	スマール荏田	都筑区荏田南町	たつき会	130(10)人	和の郷戸塚	戸塚区俣野町	新湊福祉会	40(0)人	けいあいの郷 山王台	南区永田山王台	敬愛	190(10)人	4か所 460人分 (5年度増分)			460(40)人	前年度	92億1,301万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>常盤台みずほ</td> <td>保土ヶ谷区常盤台</td> <td>旭会</td> <td>200(18)人</td> </tr> <tr> <td>花のかなで</td> <td>瀬谷区下瀬谷</td> <td>湖成会</td> <td>150(10)人</td> </tr> <tr> <td>若葉台みずほ</td> <td>旭区若葉台</td> <td>旭会</td> <td>130(10)人</td> </tr> <tr> <td>横浜旭いこいの里</td> <td>旭区西川島町</td> <td>きらめき会</td> <td>200(20)人</td> </tr> <tr> <td>白山4丁目</td> <td>緑区白山</td> <td>清光会</td> <td>108(12)人</td> </tr> <tr> <td>すないの家都筑</td> <td>都筑区東山田町</td> <td>かなえ福祉会</td> <td>96(0)人</td> </tr> <tr> <td>しょうじゅの里三保サテライト荏田</td> <td>青葉区荏田北</td> <td>兼愛会</td> <td>29(10)人</td> </tr> <tr> <td>ハピネス都筑サテライト</td> <td>都筑区池辺町</td> <td>ファミリー</td> <td>29(10)人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">8か所 942人分 (6年度増分)</td> <td>942(90)人</td> </tr> </tbody> </table>				常盤台みずほ	保土ヶ谷区常盤台	旭会	200(18)人	花のかなで	瀬谷区下瀬谷	湖成会	150(10)人	若葉台みずほ	旭区若葉台	旭会	130(10)人	横浜旭いこいの里	旭区西川島町	きらめき会	200(20)人	白山4丁目	緑区白山	清光会	108(12)人	すないの家都筑	都筑区東山田町	かなえ福祉会	96(0)人	しょうじゅの里三保サテライト荏田	青葉区荏田北	兼愛会	29(10)人	ハピネス都筑サテライト	都筑区池辺町	ファミリー	29(10)人	8か所 942人分 (6年度増分)			942(90)人	差引	4億1,376万円	本年度の財源内訳		国	1億2,505万円	県	59億9,411万円	その他	8,503万円	市費	34億2,258万円
	施設名(仮称)	建設地					建設運営法人	定員(シフト)																																																																												
	プレシヤス横浜	青葉区元石川町					あすか福祉会	100(20)人																																																																												
スマール荏田	都筑区荏田南町	たつき会					130(10)人																																																																													
和の郷戸塚	戸塚区俣野町	新湊福祉会	40(0)人																																																																																	
けいあいの郷 山王台	南区永田山王台	敬愛	190(10)人																																																																																	
4か所 460人分 (5年度増分)			460(40)人																																																																																	
前年度	92億1,301万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>常盤台みずほ</td> <td>保土ヶ谷区常盤台</td> <td>旭会</td> <td>200(18)人</td> </tr> <tr> <td>花のかなで</td> <td>瀬谷区下瀬谷</td> <td>湖成会</td> <td>150(10)人</td> </tr> <tr> <td>若葉台みずほ</td> <td>旭区若葉台</td> <td>旭会</td> <td>130(10)人</td> </tr> <tr> <td>横浜旭いこいの里</td> <td>旭区西川島町</td> <td>きらめき会</td> <td>200(20)人</td> </tr> <tr> <td>白山4丁目</td> <td>緑区白山</td> <td>清光会</td> <td>108(12)人</td> </tr> <tr> <td>すないの家都筑</td> <td>都筑区東山田町</td> <td>かなえ福祉会</td> <td>96(0)人</td> </tr> <tr> <td>しょうじゅの里三保サテライト荏田</td> <td>青葉区荏田北</td> <td>兼愛会</td> <td>29(10)人</td> </tr> <tr> <td>ハピネス都筑サテライト</td> <td>都筑区池辺町</td> <td>ファミリー</td> <td>29(10)人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">8か所 942人分 (6年度増分)</td> <td>942(90)人</td> </tr> </tbody> </table>				常盤台みずほ	保土ヶ谷区常盤台	旭会	200(18)人	花のかなで	瀬谷区下瀬谷	湖成会	150(10)人	若葉台みずほ	旭区若葉台	旭会	130(10)人	横浜旭いこいの里	旭区西川島町	きらめき会	200(20)人	白山4丁目	緑区白山	清光会	108(12)人	すないの家都筑	都筑区東山田町	かなえ福祉会	96(0)人	しょうじゅの里三保サテライト荏田	青葉区荏田北	兼愛会	29(10)人	ハピネス都筑サテライト	都筑区池辺町	ファミリー	29(10)人	8か所 942人分 (6年度増分)			942(90)人																																											
常盤台みずほ	保土ヶ谷区常盤台					旭会	200(18)人																																																																													
花のかなで	瀬谷区下瀬谷					湖成会	150(10)人																																																																													
若葉台みずほ	旭区若葉台					旭会	130(10)人																																																																													
横浜旭いこいの里	旭区西川島町	きらめき会	200(20)人																																																																																	
白山4丁目	緑区白山	清光会	108(12)人																																																																																	
すないの家都筑	都筑区東山田町	かなえ福祉会	96(0)人																																																																																	
しょうじゅの里三保サテライト荏田	青葉区荏田北	兼愛会	29(10)人																																																																																	
ハピネス都筑サテライト	都筑区池辺町	ファミリー	29(10)人																																																																																	
8か所 942人分 (6年度増分)			942(90)人																																																																																	
差引	4億1,376万円																																																																																			
本年度の財源内訳																																																																																				
国	1億2,505万円																																																																																			
県	59億9,411万円																																																																																			
その他	8,503万円																																																																																			
市費	34億2,258万円																																																																																			
2 特別養護老人ホーム等改修事業 5億5,875万円 (4億3,379万円) 既存施設に対し、居住環境改善のための改修費等の補助を行います。 (1) プライバシー保護のための改修費補助 5か所 (2) 看取り環境整備費補助 12か所 (3) 新規整備を条件に行う大規模修繕等補助 7か所																																																																																				
3 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業等 49億1,384万円 (35億7,805万円) 介護現場の業務効率化・職員負担軽減等の観点から、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入に必要な経費の補助を行います。また、特別養護老人ホーム等への開設準備経費の補助を行います。																																																																																				
4 高齢者施設等の非常用自家発電設備・給水設備整備事業等 1億7,923万円 (3億913万円) 高齢者施設等が、災害時にも施設機能を維持できるよう、非常用自家発電設備、給水設備等の整備に要する費用について補助を行います。																																																																																				
5 高齢者施設・住まいの相談センター運営事業〈拡充〉 6,369万円 (5,330万円) 高齢者の施設・住まいに関する情報を集約し、個別相談・情報提供を行う「高齢者施設・住まいの相談センター」の運営費の補助を行います。また、 <u>区役所や地域ケアプラ</u> で出張相談を行うとともに、「 <u>高齢者施設・住まいの相談センター</u> 」での土日相談や出張相談等におけるオンライン相談を実施します。																																																																																				
6 特別養護老人ホーム等医療対応促進助成事業 3億8,955万円 (3億8,919万円) 医療的ケアが必要な方を多く受入れている特別養護老人ホーム等に助成金を交付し、医療的ケアが必要な方の受入れを促進します。																																																																																				

III 障害者施策の推進

1 障害者総合支援法に基づく主な事業

障害者への福祉サービスの基本的な内容は、障害者総合支援法に規定されており、国が定める基準に基づき個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村等が地域の特性や利用者の状況に応じて、給付の基準や内容を定める「地域生活支援事業」によって構成されています。

事業種別	本市事業名	
自立支援給付関連	障害福祉サービス費等 (介護給付、訓練給付)	居宅介護事業【予算概要16】、障害者地域活動ホーム運営事業【予算概要17】 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要20】 障害者グループホーム設置運営事業【予算概要21】 在宅障害児・者短期入所事業【予算概要16】
	計画相談支援給付費等	計画相談・地域相談支援事業【予算概要18】
自立支援医療費等	更生医療事業【予算概要26】 医療給付事業 医療費公費負担事業【予算概要27】 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要20】	
	補装具費	生活援護事業
高額障害福祉サービス等給付費	高額障害福祉サービス費等償還事業	
地域生活支援事業関連	後見的支援推進事業【予算概要16】	障害のある方が安心して地域で暮らせるように、生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等とともに作っていきます。
	精神障害者生活支援センター運営事業【予算概要17】	各区に1館ある「精神障害者生活支援センター」では、精神障害者の自立生活を支援するため、精神保健福祉士による相談や居場所の提供等を行っています。
	地域活動支援センター(障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型)【予算概要17】	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター(障害者地域作業所型等)に対して助成を行います。
	障害者相談支援事業【予算概要18】	基幹相談支援センター等に配置された専任職員が、障害者が地域で安心して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。
	発達障害者支援体制整備事業【予算概要18】	発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。
	その他の主な事業	

2 その他の主な事業

上記の障害者総合支援法に規定されている事業以外にも、本市が独自に企画した事業等を展開しています。(財源については、可能な限り国費・県費を導入しています。)

その他の主な事業	障害者自立生活アシスタント事業等【予算概要16】	地域で生活する单身等の障害者に対し、居宅訪問等を通じた助言や相談等のサービスを提供し、地域生活の継続を図ります。(障害者総合支援法の自立生活援助事業を含む)
	多機能型拠点運営事業【予算概要17】	常に医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児・者等を支援するため、診療、訪問看護、短期入所等のサービスを一体的に提供する「多機能型拠点」を運営します。
	障害者地域活動ホーム運営事業【予算概要17】	在宅の障害児・者の支援拠点として、日中活動のほか、一時的な滞在等を提供する「障害者地域活動ホーム」を各区で運営します。
	重度障害者タクシー料金助成事業【予算概要19】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付することにより、タクシー料金を助成します。
	障害者自動車燃料費助成事業【予算概要19】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付することにより、自動車燃料費を助成します。
	障害者就労支援事業【予算概要23】	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等にも取り組みます。
	障害者スポーツ文化センター管理運営事業【予算概要24】	横浜ラポール及びラポール上大岡において、障害者のスポーツ・文化活動を推進します。
	障害者差別解消推進事業【予算概要25】	障害者差別解消法、障害者差別解消の推進に関する取組指針等に基づいた事業を行います。
	こころの健康対策【予算概要27】	自殺対策の充実に向け、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に取り組みます。このほか、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。
	依存症対策事業【予算概要28】	横浜市依存症対策地域支援計画に基づき、支援者向けガイドラインの作成や相談機能の強化、様々な媒体を活用した普及啓発の取組を行い、引き続きアルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者や家族等への支援を充実していきます。
精神科救急医療対策事業【予算概要29】	県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。	

16	障害者の 地域生活支援等	
本年度	206億5,937万円	
前年度	188億6,671万円	
差引	17億9,266万円	
本年度の 財源内訳	国	72億5,117万円
	県	35億9,566万円
	その他	1,931万円
	市費	97億9,323万円

事業内容

本人の生活力を引き出す支援の充実を図り、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。

(「あんしん」と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。)

1 後見的支援推進事業

あんしん 6億2,825万円 (6億2,520万円)

障害者が地域で安心して暮らせるよう、本人の日常生活を見守るあんしんキーパーをはじめとして、住み慣れた地域での見守り体制を構築します。

また、制度登録者に対して、定期訪問のほか、将来の不安や希望を本人に寄り添いながら聴き、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。(全区実施)

2 障害者ホームヘルプ事業【基金】〈拡充〉

177億3,258万円 (157億7,678万円)

身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害、知的障害、精神障害の児・者に対して、ホームヘルプサービスを提供します。

- ・重度訪問介護利用者大学修学支援事業
- ・**重度障害者等就労支援特別事業【基金】〈新規〉**

就労している重度障害者に対して、通勤支援や職場等における身体介護等の支援を提供します。

3 障害者自立生活アシスタント事業・自立生活援助事業

あんしん 2億1,151万円 (2億1,700万円)

一人暮らしの障害者や一人暮らしを目指す障害者に対して、支援員の定期的な自宅訪問や随時の対応により、日常生活に関する相談や助言、情報提供等を行います。関係機関との連絡調整や連携を通じて、本人が持つ能力を最大限に引き出し、地域で安定した単身生活を継続できるよう支援します。

4 医療的ケア児・者等支援促進事業

あんしん 628万円 (1,424万円)

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進します。

5 要電源障害児者等災害時電源確保支援事業【基金】〈拡充〉

2,602万円 (1,400万円)

電源が必要な医療機器を在宅で常時使用する障害児者等に対し、災害等による停電時の備えとして、蓄電池等の非常用電源装置の購入を補助します。それにより、自助力や防災意識を向上させ、災害時にも電源を確保できるよう支援します。

電源喪失を伴う大きな災害が発生する前に、多くの人に非常用電源を給付する必要があるため、対象を拡大します。

6 在宅障害児・者短期入所事業〈拡充〉

19億6,705万円 (19億14万円)

介護者の病気・事故等の理由により障害児者が介護を受けられないときに、一時的に施設等に入所し介護を受けることができる短期入所等のサービスを提供します。

また、短期入所施設の新設を推進し、定員数の増加を図ります。

7 サービス継続支援事業【コロナ】

8,768万円 (3億1,935万円)

障害者施設等で利用者や職員に感染者が発生した場合等に、感染対策に必要な消毒費用や追加的人件費等の経費を助成します。また、急激な感染により各施設で備蓄している抗原検査キットの不足が発生した際に緊急用の抗原検査キットを配付します。

17	障害者の 地域支援の拠点		事業内容 1 多機能型拠点運営事業 あんしん 1億9,767万円 （1億8,499万円） 常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等の地域での暮らしを支援するため、診療所を併設し、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点を運営します。（4か所・R6開所予定含）
本年度	105億2,762万円		2 障害者地域活動ホーム運営事業 59億632万円 （58億6,172万円） 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。 （41か所：社会福祉法人型18か所、機能強化型23か所）
前年度	104億7,926万円		
差引	4,836万円		3 精神障害者生活支援センター運営事業 あんしん 13億2,406万円 （12億8,640万円） 統合失調症など精神障害者の社会復帰、自立等を支援する拠点施設として、全区で運営を行います。 （指定管理方式のA型9区、補助方式のB型9区）
本年度の 財源内訳	国	30億618万円	
	県	15億309万円	
	その他	8万円	
	市費	60億1,827万円	

18	障害者の 相談支援		事業内容 1 障害者相談支援事業 8億5,782万円 （8億5,753万円） 基幹相談支援センター等にて身近な地域での相談から個別的・専門的な相談まで総合的に実施します。 また、障害のある方が地域で安心して生活することができるよう地域生活支援拠点機能の充実に向けて取り組みます。
本年度	20億5,817万円		2 計画相談・地域相談支援事業〈拡充〉 11億6,371万円 （10億566万円） 障害福祉サービス等を利用する方に、サービス等利用計画の作成を含む相談支援を実施します。また、 <u>計画相談支援の実施率向上のため、新たに「常勤・専従」の相談支援専門員を配置した事業所に対し、助成を実施します。</u> その他、施設等からの地域移行、単身等で生活する障害者の地域定着を支援する地域相談支援を実施します。
前年度	18億9,988万円		
差引	1億5,829万円		3 発達障害者支援体制整備事業 あんしん 3,664万円 （3,669万円） 発達障害者の支援に困難を抱えている事業所への訪問支援や、強度行動障害に対する支援力向上を図るための研修を実施します。 また、地域での一人暮らしに向けた当事者への支援を行うサポートホーム事業を実施します。
本年度の 財源内訳	国	9億3,824万円	
	県	4億6,912万円	
	その他	—	
	市費	6億5,081万円	

19	障害者の 移動支援		事業内容 障害者等の外出を促進するために、各事業を推進していきます。
本年度	72億6,719万円		1 福祉特別乗車券交付事業 31億130万円 (30億377万円) 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサイドラインを利用できる乗車券を交付します。 利用者負担額 (年額) 1,200円 (20歳未満600円)
前年度	67億6,896万円		
差引	4億9,823万円		
本年度の 財源内訳	国	11億9,834万円	
	県	5億9,917万円	
	その他	6,588万円	
	市費	54億380万円	
4 移動情報センター運営等事業 あんしん 1億6,039万円 (1億5,731万円)			2 重度障害者タクシー料金助成事業 あんしん 8億581万円 (7億4,007万円) 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。 (助成額 1枚500円 交付枚数 年84枚〈1乗車7枚まで使用可〉)
移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、移動支援に関わるボランティア等の発掘・育成を行う移動情報センターを18区社会福祉協議会で運営します。			
5 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 22億8,560万円 (21億1,031万円)			
重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等に、ヘルパーが外出の支援を行います。また、ガイドヘルパー資格取得にかかる研修受講料の一部助成等を行います。			
6 障害者移動支援事業 あんしん 1億2,990万円 (1億3,337万円)			
(1) ハンディキャブ事業 ハンディキャブ(リフト付車両)の運行・貸出、運転ボランティアの紹介を行います。			
(2) タクシー事業者福祉車両導入促進事業 車椅子で乗車できるユニバーサルデザインタクシー導入費用の一部を助成します。			
(3) ガイドボランティア事業 障害児・者等が外出する際の付き添い等をボランティアが行います。			
7 障害者施設等通所者交通費助成事業 4億3,667万円 (3億8,875万円)			3 障害者自動車燃料費助成事業 3億2,771万円 (2億1,602万円) 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付します。 (助成額 1枚1,000円 交付枚数 年24枚)
施設等への通所者及び介助者に対して通所にかかる交通費を助成します。			
8 障害者自動車運転訓練・改造費助成事業 あんしん 1,981万円 (1,936万円)			
中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。			

20	障害者支援施設等 自立支援給付費		事業内容 障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。
本 年 度	396億621万円		1 主な障害福祉サービス (1) 施設入所支援 施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供します。 (2) 生活介護 施設に入所又は通所している人に対し、日中に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供します。 (3) 就労継続支援 就労や生産活動の機会や、一般就労に向けた支援を提供します。 (4) 就労移行支援 一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に応じた職場の開拓、就労後の職場定着のための支援等を提供します。
前 年 度	366億4,579万円		
差 引	29億6,042万円		
本年度の 財源内訳	国	197億9,650万円	
	県	98億9,825万円	
	その他	4万円	
	市 費	99億1,142万円	
			2 利用者数見込 延べ16,905人 (月平均)

21	障害者グループホーム 設置運営事業		事業内容 1 設置費補助 1億7,899万円 (1億7,886万円) 障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。 (1) 新設ホーム 44か所、移転ホーム 10か所 ※うち新設4か所は障害児施設18歳以上入所者(過齢児)移行相当分 (2) スプリングラー設置補助 13か所 ※新設・移転ホーム分 9か所 ※既設ホーム分 4か所
本 年 度	198億3,606万円		2 運営費補助等 196億982万円 (184億4,965万円) グループホームにおける家賃、人件費等の一部を補助することで、運営、支援の強化等を図ります。 952か所 (うち新設44か所)
前 年 度	186億7,577万円		
差 引	11億6,029万円		
本年度の 財源内訳	国	79億8,998万円	
	県	39億8,867万円	
	その他	—	
	市 費	78億5,741万円	
			3 高齢化・重度化対応事業 あんしん 4,725万円 (4,726万円) 医療的ケア等が必要となる入居者に対応するため、看護師等を配置する高齢化及び重度化対応グループホーム事業を実施します。また、既存ホームのバリアフリー改修を助成します。

22	障害者 施設の整備	事業内容 1 障害者施設整備事業 あんしん 6億6,575万円 (5,083万円) 障害者が地域において自立した日常生活を送るため必要な支援を提供する施設を整備する法人に対して助成を行います。 ・多機能型拠点 (工事費)	
本年度	10億5,620万円	2 松風学園再整備事業 3億6,800万円 (10億1,509万円) 居住者の利用環境改善のため、居住棟B棟の解体工事を完了し、日中活動棟新設工事に着手します。 <u>6年度以降は居住棟A棟改修工事などを行う予定です。</u>	
前年度	10億8,416万円	3 障害者施設安全対策事業 2,245万円 (1,824万円) 利用者の安全確保のため、防犯カメラの設置やブロック塀の改修等に要する費用を助成します。 また、緊急災害時に備えて障害者支援施設に非常用自家発電設備設置に要する費用を助成します。 (1) 防犯対策 7施設 (2) ブロック塀等改修工事 1施設 (3) 非常用自家発電設備設置 2施設	
差引	△2,796万円		
本年度の 財源内訳	国	6,318万円	
	県	—	
	その他	20万円	
	市費	9億9,282万円	

23	障害者の 就労支援	事業内容 1 障害者就労支援センターの運営 3億51万円 (3億51万円) 障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営補助を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。 また、就労支援センターの職員を対象とした研修により、人材育成を進めます。 ・障害者就労支援センターの運営 9か所	
本年度	3億3,378万円	2 障害者共同受注センターの運営 2,045万円 (2,045万円) 横浜市障害者共同受注センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大等、包括的なコーディネートを行います。	
前年度	3億3,579万円	3 障害者の就労啓発等 1,282万円 (1,483万円) 障害者の就労・雇用への理解を広げるため、企業を対象としたセミナー等を開催します。 また、障害者就労への市民理解を促進するため、就労現場の紹介や障害者施設が作成した商品販売、就労啓発施設を活用した情報発信等を行います。	
差引	△201万円		
本年度の 財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	1,208万円	
	市費	3億2,170万円	

24	障害者のスポーツ・文化		事業内容 1 障害者のスポーツ・文化活動推進の取組 障害者のスポーツ・文化活動の中核拠点である障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール・ラポール上大岡）を中心に障害者スポーツ等の普及啓発や全国大会への選手派遣に取り組むとともに、横浜市スポーツ協会や障害者施設等と連携し、障害者スポーツ・文化活動の全市的な支援の充実を図ります。 <主な取組> (1) リハビリテーション・スポーツ教室 横浜市総合リハビリテーションセンター等と連携したスポーツや健康に関する相談・運動プログラムの実施 (2) 地域支援事業 障害のある方が身近な場所でスポーツ等ができるよう、ラポール職員による出張教室の開催 (3) 全国障害者スポーツ大会派遣業務 派遣選手の選考を兼ねて実施する「ハマピック」の開催、及び出場選手の強化練習等の実施 (4) 文化振興事業 障害がある方の絵画、写真、陶芸等の作品展の開催やピアノやダンスなどの発表会の実施 (5) 個別の健康増進事業 障害や健康状態に合わせたプログラムの提供等
本年度	12億4,774万円		
前年度	12億3,947万円		
差引	827万円		
本年度の財源内訳	国	1億3,496万円	
	県	5,672万円	
	その他	48万円	
	市費	10億5,558万円	

25	障害者差別解消・障害理解の推進		事業内容 1 啓発活動 588万円（465万円） 幅広い世代の市民等に向けた啓発活動を行います。 (1) 障害者週間イベント等の普及啓発活動 (2) 交通機関等での啓発動画掲載 2 情報保障の取組 2,036万円（2,105万円） 聴覚障害等のコミュニケーションに配慮が必要な方への情報保障に取り組みます。 (1) 手話通訳者のモデル配置（2区） (2) タブレット端末を活用した遠隔手話通訳及び音声認識による文字表示（全区） (3) 市民苑の通知に関する点字等対応 (4) 市民向け資料等の文章の表現見直しによる、知的障害者に分かりやすい資料の作成等 3 相談及び紛争防止等のための体制整備 822万円（831万円） 差別解消に向けた助言等のサポートに加え、解決困難事案のあっせんを行う調整委員会を運営します。 4 障害者差別解消支援地域協議会の運営 279万円（204万円） 相談事例の共有や差別解消の課題等を協議するため、各分野の代表等で構成する協議会を運営します。
本年度	3,725万円		
前年度	3,605万円		
差引	120万円		
本年度の財源内訳	国	1,305万円	
	県	652万円	
	その他	2万円	
	市費	1,766万円	

26	重度障害者医療費助成事業・更生医療事業	事業内容 1 重度障害者医療費助成事業 116億4,081万円 (113億9,634万円) 重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級(入院を除く) (2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 17,136人 イ 国民健康保険加入者 17,708人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 23,312人 計 58,156人
本年度	165億2,830万円	
前年度	165億3,996万円	
差引	△1,166万円	
本年度の財源内訳	国	24億3,033万円
	県	47億2,431万円
	その他	18億8,987万円
	市費	74億8,379万円
		2 更生医療給付事業 48億8,749万円 (51億4,362万円) 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。 (1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象者数見込 2,229人

27	こころの健康対策	事業内容 1 自殺対策事業【一部コロナ】〈拡充〉 8,588万円 (7,268万円) 本市の自殺者の特徴を踏まえた、総合的な対策を推進します。 (1) 普及啓発・人材育成・相談支援【コロナ】 普及啓発やインターネットを通じた相談、情報提供を実施します。また、ゲートキーパーを養成します。 (2) 自死遺族支援、自殺未遂者支援 電話相談等による自死遺族支援や、自殺未遂者の初期対応にあたる職員対象の研修を実施します。 (3) <u>第2期横浜市自殺対策計画策定〈拡充〉</u> <u>現計画を見直し、4年度に実施した市民意識調査の結果等を踏まえ、第2期計画を策定します。</u>
本年度	93億8,122万円	
前年度	87億7,349万円	
差引	6億773万円	
本年度の財源内訳	国	45億8,348万円
	県	3,733万円
	その他	251万円
	市費	47億5,790万円
		2 医療費公費負担事業 92億5,850万円 (86億6,814万円) 精神保健福祉法及び障害者総合支援法の規定に基づき措置入院費及び通院医療費を公費負担します。 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進【基金】〈拡充〉 3,684万円 (3,267万円) 精神障害の有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる地域づくりに向け、 <u>精神障害者ピアスタッフ推進事業及び措置入院者退院後支援事業などを実施します。</u>

28	依存症対策事業		事業内容 3年10月に策定した横浜市依存症対策地域支援計画に基づき、民間支援団体や関係機関と支援の方向性を共有し、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援の充実のため、相談・支援や普及啓発、連携推進などの取組を拡充します。
本 年 度	6,134万円		1 依存症対策の推進〈拡充〉 6,134万円 (6,429万円) 依存症の予防や偏見解消に向けた理解促進のため、特に若年層向けにインターネットやSNSの活用等による普及啓発の取組を充実します。また、4年10月に策定した支援者向けガイドラインの活用や民間支援団体・関係機関との連携により、早期発見・早期支援及び包括的・重層的な支援につなげます。さらに、依存症当事者や家族等の回復を支えていくため、引き続き相談機能を充実していきます。
前 年 度	6,429万円		
差 引	△295万円		
本年度の財源内訳	国	3,310万円	
	県	120万円	
	その他	41万円	
	市 費	2,663万円	
			(1) 地域支援計画推進 (2) 専門相談支援事業 〈拡充〉 (3) 普及啓発事業 〈拡充〉 (4) 連携推進事業 〈拡充〉 (5) 回復プログラム・家族教室・支援者研修の開催 (6) 民間支援団体への補助金による事業活動支援

29	精神科救急医療対策事業		事業内容 県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。
本 年 度	3億4,660万円		1 精神科救急医療対策事業 3億4,660万円 (3億5,590万円) (1) 精神科救急医療の受入体制 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく通報等に対応する体制を確保します。また、精神科救急の専用病床に入院した患者のかかりつけ病院等への転院を進め、受入病床を確保します。 (2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。 (3) 精神科身体合併症転院受入病院 (全3病院14床) 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。 (4) 精神科救急新型コロナウイルス感染症疑い患者等受入体制強化事業 【コロナ】 新型コロナウイルス感染症疑い患者等を措置入院等により受け入れた精神科病院に対して、受入れに係る負担の補填として協力金を支給します。
前 年 度	3億5,590万円		
差 引	△930万円		
本年度の財源内訳	国	6,148万円	
	県	951万円	
	その他	36万円	
	市 費	2億7,525万円	

IV 生活基盤の安定と自立の支援

30	生活保護・生活困窮者自立支援事業等		事業内容 本市におけるセーフティネット施策を充実させるために、生活保護制度及び、生活困窮者自立支援制度における自立支援をさらに拡充し、一体的な実施を進めます。
本年度	1,313億479万円		1 生活保護費 1,294億4,867万円 （1,270億8,124万円） 生活困窮者に対し、国の定める基準でその困窮の程度に応じ、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費、就労自立給付金、進学準備給付金、施設事務費、委託事務費を支給します。 <u>(1) 被保護世帯 55,472世帯</u> （4年10月 55,350世帯） <u>(2) 被保護人員 68,547人</u> （4年10月 68,704人） ※被保護世帯及び被保護人員は5年度見込み
前年度	1,290億8,990万円		
差引	22億1,489万円		
本年度の財源内訳	国	974億1,872万円	
	県	1億3,173万円	
	その他	14億0,823万円	
	市費	323億4,611万円	
			2 被保護者自立支援プログラム事業 4億9,237万円 （4億9,458万円） (1) 就労支援事業 各区に就労支援専門員を配置し、18区全ての区役所内に設置したジョブスポットとの連携による求職活動の支援や、求職者のニーズにあった求人情報を提供するなど、被保護者の早期就労に向けた、きめ細かな支援を展開します。
			(2) 就労準備支援事業 すぐに求職活動を行うことが難しい被保護者に職場実習の場を提供し、就労意欲の喚起や一般就労に必要な基礎能力の形成を支援します。
			3 生活困窮者自立支援事業 13億6,375万円 （15億1,408万円） 生活保護に至る前の段階や社会的に孤立している等の理由により、生活に困窮している方に対し、自立に向けた支援を積極的に進めるとともに、包括的な相談支援を実施できる体制づくりに取り組みます。 相談者の状況に応じて就労訓練の場の提供など、段階的な支援も含めた就労支援の実施や家計管理の支援など多面的な相談支援を行います。
			(1) 自立相談支援事業【一部コロナ】 コロナ禍で増加した生活にお困りの方の相談に対して、きめ細かな相談支援を行います。 地域ケアプラザ等の関係機関と連携して、生活困窮者の早期把握や自立した生活を支えるためのネットワークづくりに向けた事業等を実施します。
			(2) 住居確保給付金【一部コロナ】 離職・廃業若しくは新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い減収となった方に対して、家賃相当分を支給するとともに、就労に向けた支援を行います。 ・支給見込件数 1,900件
			(3) 寄り添い型学習支援事業 貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を実施します。また、高校等に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を実施します。

31	ひきこもり 相談支援事業	事業内容 ひきこもりの状態にある当事者やその家族等を支援します。また、地域で相談支援を行う関係機関との連携やバックアップ体制を強化します。	
本年度	2,382万円	1 当事者・家族支援 1,292万円 (1,591万円) 全年齢を対象とした市民向けのひきこもり相談専用ダイヤルや、中高年向けのひきこもり相談窓口において、個別の相談支援を行います。 相談者のニーズ理解や支援スキル向上のため、精神科医のコンサルテーションを実施します。	
前年度	2,237万円	2 支援者養成・後方支援 343万円 (384万円) ひきこもり支援に対する共通理解を促進するため、支援者を対象とした研修を実施します。 ひきこもり支援について検討・協議を行う連絡協議会の開催を通じたネットワークの構築や、地域の関係機関へのスーパーバイザー派遣を行います。	
差引	145万円	3 情報発信・啓発〈拡充〉 747万円 (262万円) 広告等を活用したひきこもり相談専用ダイヤルの更なる周知や、市民向け講演会の開催など、広報・啓発を強化します。	
本年度の 財源内訳	国	1,567万円	
	県	—	
	その他	6万円	
	市費	809万円	

32	援護対策事業	事業内容 寿地区住民やホームレス等住居を持たない生活困窮者及び中国残留邦人等を対象に支援を行います。	
本年度	14億6,569万円	1 寿地区対策 6,184万円 (6,405万円) (1) 寿生活館運営事業 (2) 寿地区対策事業 (3) 寿福祉プラザ運営事業	
前年度	14億7,875万円	2 寿町健康福祉交流センター等の運営 2億856万円 (1億9,838万円) 横浜市寿町健康福祉交流センター及び、ことぶき協働スペースを運営し、寿地区をはじめとする市民の福祉保健医療の充実、健康づくり・介護予防、社会参加の取組等を進めるとともに、地区内外との交流を促進します。	
差引	△1,306万円	3 ホームレス等自立支援事業【一部コロナ】 3億9,998万円 (4億169万円) 生活自立支援施設はまかぜで、ホームレス等の就労や福祉制度の利用による自立を推進します。 はまかぜや簡易宿泊所での滞在が困難な要配慮者のための借上げシェルターと、はまかぜ入所時体調不良者等のための一時宿泊場所を確保します。	
本年度の 財源内訳	国	8億8,399万円	
	県	—	
	その他	471万円	
	市費	5億7,699万円	
		4 中国残留邦人等援護対策事業 7億9,531万円 (8億1,463万円) 中国残留邦人等に対し、生活支援のための給付や日本語教室受講等の支援を行います。高齢化が進み、支援対象世帯数は微減しつつあります。	

33	小児医療費助成事業 ・ひとり親家庭等 医療費助成事業		事業内容 1 小児医療費助成事業〈拡充〉 111億5,634万円 （93億4,080万円） 小児の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 <u>5年8月から制度を拡充し、所得制限及び一部負担金を撤廃します。新たに対象となる方には、5月頃から申請勧奨を始め、7月から医療証を発送します。</u>
本 年 度	127億9,974万円		(1) 対象者 0歳～中学3年生
前 年 度	110億2,253万円		(2) 対象者数見込 438,206人
差 引	17億7,721万円		2 ひとり親家庭等医療費助成事業 16億4,340万円 （16億8,173万円） ひとり親家庭等の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。
本年度の 財源内訳	国	—	(1) 対象者（所得制限あり）
	県	33億8,976万円	ア ひとり親家庭等の親及び児童 イ 養育者家庭の養育者及び児童
	その他	6,623万円	(2) 対象者数見込 39,494人
	市 費	93億4,375万円	

34	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 (後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費 会 計)		事業内容 国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、後期高齢者医療事業を実施します。 後期高齢者医療制度は、神奈川県後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して運営します。
本 年 度	917億5,128万円		1 対象者 75歳以上、65～74歳の一定の障害のある方
前 年 度	900億325万円		2 被保険者数 512,891人（4年度：491,322人）
差 引	17億4,803万円		3 一部負担金割合 1割（現役並み所得の方は3割、現役並み所得者以外の一定以上所得の方は2割）
本年度の 財源内訳	国	—	4 保険料
	県	—	(1) <u>保険料率（2年毎改定）</u>
	保険料等	505億4,711万円	均等割額 43,100円（4年度同） 所得割率 8.78%（4年度同）
	市 費	412億417万円	※低所得者の方は、世帯の所得状況に応じて均等割額の7割・5割・2割を減額。 (2) 保険料賦課限度額66万円（4年度同）

35	国民健康保険 (国民健康保険 事業費会計)	
本年度	3,230億2,035万円	
前年度	3,201億3,429万円	
差引	28億8,606万円	
本年度の 財源内訳	国	251万円
	県	2,168億1,907万円
	保険料等	786億8,909万円
	市費	275億968万円

事業内容

他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者、無職の人等を対象とし、傷病、出産等について必要な保険給付を行います。

1 被保険者数：624,256人（4年度：647,246人）
世帯数：427,638世帯（4年度：443,361世帯）

2 一部負担金割合

原則3割。小学校就学前は2割。
70歳以上は2割（現役並み所得者は3割）。

3 保険料（5年度予算）〈拡充〉

（1）1人あたり年間平均保険料額

118,283円（4年度：112,310円）

※医療給付費分、後期支援金分、介護納付金分の合計
※市費及び繰越金の繰入れを行い、保険料負担を緩和

（2）保険料賦課限度額 ※政令改正予定

- ・医療給付費分：65万円（4年度同）
- ・後期支援金分：22万円（4年度：20万円）
- ・介護納付金分：17万円（4年度同）

〈保険料率の比較〉 ※5年度は見込み料率

	賦課割合		医療給付費分料率		後期支援金分料率		介護納付金分料率	
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割
5年度	40%	60%	36,640円	7.85%	11,580円	2.45%	15,490円	3.00%
4年度	40%	60%	35,120円	7.51%	10,600円	2.26%	14,980円	2.90%

※低所得者の方は、世帯の所得状況に応じて均等割額の7割・5割・2割を減額。

うち、5割・2割については、所得基準額を変更 ※政令改正

（3）産前産後期間相当分の保険料免除〈新規〉

出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の保険料を免除します。

（6年1月～実施予定）

4 出産育児一時金〈拡充〉

出産育児一時金を42万円から50万円に増額します。

5 データヘルス計画及び特定健診等実施計画に基づく保健事業

20億7,236万円（24億6,651万円）

特定健康診査・特定保健指導において、特定健康診査の自己負担額の無料化を継続するほか、未受診者・未利用者対策として、対象者特性に合わせたナッジ理論に基づく個別勧奨を行います。

また、第3期横浜市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期横浜市国民健康保険特定健康診査等実施計画を一体的に策定します。

V 健康で安全・安心な暮らしの支援

健康福祉局及び医療局の局再編にかかる概要

一般会計

市民の健康づくりの推進（6億9,313万円）

- ・健康横浜21の推進〈拡充〉
- ・よこはま健康アクション推進事業〈拡充〉
- ・よこはま健康スタイル推進事業
- ・受動喫煙防止対策事業

難病対策事業（68億1,358万円）

公害健康被害者等への支援

- ・難病対策事業
- ・公害健康被害補償事業等

- ・公害被害者救済事業費会計

公害被害者救済事業費会計

斎場・墓地管理運営事業

（46億3,963万円）

- ・斎場運営事業
- ・民営斎場使用料補助事業
- ・墓地・霊堂事業
- ・市営墓地危険箇所対策事業
- ・大規模施設跡地等墓地整備
- ・東部方面斎場(仮称)整備事業

- ・新墓園運営事業・舞岡地区新墓園

新墓園事業費会計

一般会計

新型コロナウイルス感染症対策【コロナ】（355億7,564万円）

- ・コールセンター運営等
- ・診療・検査体制の充実
- ・医療費等の負担
- ・療養環境整備・保健所体制の強化
- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業

がん検診事業（39億2,736万円）

- ・各種がん検診
- ・受診率向上への取組

感染症・食中毒対策事業等

（4億2,015万円）

- ・感染症・食中毒対策事業
- ・感染症発生動向調査事業
- ・結核対策事業
- ・エイズ・性感染症予防対策事業
- ・新型インフルエンザ等対策事業

医療安全の推進（8,912万円）

- ・医療安全支援センター事業
- ・薬務事業
- ・医療指導事業

予防接種事業（116億9,845万円）

- ・こどものための予防接種事業等〈拡充〉
- ・高齢者のための予防接種事業
- ・風しんの感染拡大防止対策事業

食の安全確保事業（2億7,655万円）

- ・食品衛生監視指導等事業
- ・食の安全強化対策事業
- ・食品の放射性物質検査事業
- ・市場衛生検査所運営事業

快適な生活環境の確保事業（6,762万円）

- ・環境衛生監視指導等事業
- ・建築物衛生、居住衛生対策事業
- ・生活環境対策事業
- ・災害時生活用水確保事業

衛生研究所運営事業（2億6,513万円）

- ・管理費
- ・試験検査費
- ・試験検査機器維持整備事業費
- ・調査研究・研修指導事業
- ・感染症・疫学情報提供等事業
- ・ヘルスデータ活用事業

動物の愛護及び保護管理事業

（1億8,376万円）

- ・動物愛護センター運営事業
- ・動物愛護普及啓発事業
- ・動物保護管理事業
- ・狂犬病予防事業

健康福祉局

医療局

36	市民の健康づくりの推進		<p>事業内容 <u>健康横浜21に基づき、「食生活」「歯・口腔」「喫煙・飲酒」「運動」「休養・こころ」の5つの分野の取組を充実させ、企業や地域等と連携した健康づくりを進めます。</u> <u>また、健康増進法に基づく受動喫煙防止対策等に取り組み、健康寿命延伸を目指します。</u></p>
本 年 度	6 億9,313万円		<p>1 健康横浜21の推進〈拡充〉 9,248万円 (8,718万円) 関係機関・団体等と連携し、生活習慣の改善と生活習慣病の重症化予防に取り組み、市民の健康づくりを進めます。 <u>(1) 第3期健康横浜21の策定〈拡充〉</u> <u>第3期健康横浜21（計画期間：6年度～）を策定します。計画開始時の状況を把握するため、市民意識調査を実施します。なお、第3期計画は、歯科口腔保健推進計画及び食環境づくりを推進する第3期食育推進計画と一体的に策定します。</u> <u>(2) 歯科口腔保健の推進〈拡充〉</u> <u>大学や専修学校等に通う青年期を対象に歯科口腔保健推進モデル事業を実施します。</u> また、障害児・者やその支援者に対し、歯科口腔保健の正しい知識の普及啓発に取り組みます。 <u>(3) 地域人材の育成</u> 保健活動推進員など、地域の健康活動の担い手育成や活動を支援します。</p>
前 年 度	6 億7,863万円		
差 引	1,450万円		
本年度の財源内訳	国	1 億5,446万円	
	県	1,211万円	
	その他	1 億791万円	
	市 費	4 億1,865万円	
医療局予算 1,082万円含む			<p>2 よこはま健康アクション推進事業〈拡充〉 1 億3,177万円 (1 億3,143万円) 健康横浜21の取組のうち、特に重点的に進める取組として、関連する施策と連携して推進します。また、企業と連携した健康づくりを推進します。 <u>(1) 保健指導などによる糖尿病等の疾病の重症化予防の推進</u> <u>(2) 生活保護受給者等への健診受診勧奨、保健指導など健康管理支援の実施</u> <u>(3) 健康経営に取り組む事業所を支援する「横浜健康経営認証制度」の推進〈拡充〉</u> <u>市が実施する4つの認定・認証制度（横浜型地域貢献企業認定、よこはまグッドバランス企業認定、横浜健康経営認証、横浜市SDGs認証制度”Y-SDGs”）を全て取得した企業を表彰する『横浜グランドスラム企業表彰』を各制度の所管局と連携して実施します。</u></p>
3 よこはま健康スタイル推進事業 4 億4,042万円 (4 億3,730万円)			<p><u>(1) よこはまウォーキングポイント事業</u> スマホアプリや歩数計を活用し、日常生活の中で手軽に楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうことで、運動習慣の定着化を目指します。引き続き現歩数計参加者のアプリへの移行促進や、新規参加促進及び継続支援に取り組みます。 <u>(2) よこはまシニアボランティアポイント事業〈再掲(P11)〉</u></p>
4 受動喫煙防止対策事業 1,764万円 (1,800万円)			
<p>飲食店の責任者が集まる機会での法内容の説明、店舗への巡回や通報に基づく現地確認を通じて事業者働きかけ、健康増進法に定められた受動喫煙防止対策が順守される環境づくりを推進します。 また、法の趣旨や内容について広く周知啓発を実施し、受動喫煙防止に対する市民意識の向上に取り組みます。</p>			

37	がん検診事業		事業内容 1 各種がん検診 36億463万円 (37億1,660万円) <u>早期発見・早期治療の促進を図るため、市内の医療機関及び区福祉保健センター等で市民の受診機会を確保し、各種がん検診を実施します。</u> (胃・肺・子宮・乳・大腸・前立腺(PSA))																																			
	本年度	39億2,736万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>対象</th> <th>5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">胃がん検診</td> <td>エックス線</td> <td rowspan="2">50歳以上 (2年度に1回)</td> <td>12,000人</td> </tr> <tr> <td>内視鏡</td> <td>24,000人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">肺がん検診</td> <td>40歳以上 (年度に1回)</td> <td>116,500人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">子宮頸がん検診</td> <td>20歳以上の女性 (2年度に1回)</td> <td>112,000人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">乳がん検診</td> <td>40歳以上の女性 (2年度に1回)</td> <td>57,600人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">大腸がん検診</td> <td>40歳以上 (年度に1回)</td> <td>167,000人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">前立腺がん検診 (PSA検査)</td> <td>50歳以上の男性 (年度に1回)</td> <td>77,000人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>566,100人</td> </tr> </tbody> </table>			区分		対象	5年度	胃がん検診	エックス線	50歳以上 (2年度に1回)	12,000人	内視鏡	24,000人	肺がん検診		40歳以上 (年度に1回)	116,500人	子宮頸がん検診		20歳以上の女性 (2年度に1回)	112,000人	乳がん検診		40歳以上の女性 (2年度に1回)	57,600人	大腸がん検診		40歳以上 (年度に1回)	167,000人	前立腺がん検診 (PSA検査)		50歳以上の男性 (年度に1回)	77,000人	計		
区分		対象				5年度																																
胃がん検診	エックス線	50歳以上 (2年度に1回)				12,000人																																
	内視鏡					24,000人																																
肺がん検診		40歳以上 (年度に1回)	116,500人																																			
子宮頸がん検診		20歳以上の女性 (2年度に1回)	112,000人																																			
乳がん検診		40歳以上の女性 (2年度に1回)	57,600人																																			
大腸がん検診		40歳以上 (年度に1回)	167,000人																																			
前立腺がん検診 (PSA検査)		50歳以上の男性 (年度に1回)	77,000人																																			
計			566,100人																																			
前年度	40億3,141万円	2 受診率向上への取組 3億2,273万円 (3億1,481万円)																																				
差引	△1億405万円				(1) 大腸がん検診の自己負担額の無料化 1億20万円 (9,600万円) 引き続き、本市のがんり患者数1位の大腸がんについて、 <u>検診受診者の自己負担額を無料とします。</u>																																	
本年度の財源内訳	国							1億1,297万円	(2) 妊婦健診対象者の子宮頸がん検診の自己負担額の無料化 2,086万円 (2,086万円) 妊婦の方は、産婦人科を定期的に受診し、子宮頸がんり患率の高まる年齢の方が大部分を占め、高い勧奨効果が望めるため、母子健康手帳とともに配付する健診券綴の中に、引き続き子宮頸がん検診無料クーポン券を追加します。																													
	市費	38億1,382万円																																				
県	—	(3) 個別通知の送付等による受診勧奨 2億167万円 (1億9,795万円)																																				
その他	57万円				(ア) がん検診の受診勧奨通知 〈対象人数〉 約193万人 国において受診率向上効果が認められている個別勧奨通知について、受診を習慣づけるようなキャッチフレーズを掲載するなど、行動経済学的知見を取り入れた内容とし、対象年齢(21歳から69歳まで)の方へ送付します。																																	
市費	38億1,382万円	(イ) 検診開始年齢の方への無料クーポン券の送付 〈対象人数〉 約4万4,000人 検診の初回受診率を高めることを狙いとして、検診開始対象年齢となる子宮頸がん検診(20歳)及び乳がん検診(40歳)の方に対して、無料クーポン券を送付します。																																				

38	予 防 接 種 事 業	
本 年 度	116億9,845万円	
前 年 度	121億7,296万円	
差 引	△4億7,451万円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	1億3,202万円
	県	2,195万円
	その他	8万円
	市 費	115億4,440万円

事業内容

感染症の発生及びまん延を予防することなどを目的に予防接種法に基づく定期予防接種を市内協力医療機関等において実施します。

1 こどものための予防接種事業等〈拡充〉

95億2,582万円（101億188万円）

（1）定期予防接種〈拡充〉

95億2,382万円（100億9,988万円）

四種混合（ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ）、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、麻しん風しん混合、BCG、水痘（水ぼうそう）、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん予防ワクチンの11種類の予防接種を引き続き実施します。

なお、子宮頸がん予防ワクチンは従来の2価、4価ワクチンに加えて9価ワクチンを新たに定期予防接種の対象に追加します。

また、帯状疱疹ワクチンの定期接種化に向けた国への要望を継続していくにあたり必要な調査を行います。

（2）骨髄移植等により免疫を失った方への再接種費用助成

200万円（200万円）

骨髄移植等により定期予防接種の免疫が失われたお子さんに対し、予防接種費用を助成します。

2 高齢者のための予防接種事業

16億9,446万円（14億9,078万円）

（1）肺炎球菌ワクチン

2億5,329万円（2億2,763万円）

高齢者の肺炎球菌による疾病の発生及び重症化を予防するため、65歳以上の5歳刻みの対象者及び60歳以上65歳未満で一定の障害を有する方に対して、肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。

（自己負担額：3,000円）

（2）季節性インフルエンザワクチン

14億4,117万円（12億6,315万円）

65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、インフルエンザの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。

（自己負担額：2,300円）

3 風しんの感染拡大防止対策事業

4億7,817万円（5億8,030万円）

（1）成人男性への予防接種（第5期定期予防接種）

3億4,497万円（4億4,752万円）

これまで予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性に対し、抗体検査を実施し、陰性の方に予防接種を実施します。（自己負担額：無料）

（2）妊婦のパートナー等を対象とした予防接種

1億3,320万円（1億3,278万円）

「先天性風しん症候群」と風しんの発生予防を図るため、妊娠を希望する女性やそのパートナー及び同居家族等に対し、予防接種費用及び抗体検査費用を助成します。

（自己負担額：抗体検査無料、予防接種3,300円）

39	感染症・食中毒 対策事業等		事業内容 感染症・食中毒などの発生を予防するとともに、発生時の被害を最小限にとどめ、安全・安心な市民生活を確保するために必要な事業を実施します。
本年度	4億2,015万円		1 感染症・食中毒対策事業 4,492万円 (4,773万円) 感染症等の啓発により発生防止を図るほか、発生時には迅速な調査等により被害の拡大防止を図ります。
前年度	4億4,959万円		2 感染症発生動向調査事業 5,670万円 (5,607万円) デング熱等の蚊媒介感染症対策として蚊のモニタリング調査を継続するなど、感染症等の発生動向を調査・分析し予防対策等に繋がります。
差引	△2,944万円		
本年度の 財源内訳	国	1億4,095万円	3 結核対策事業 2億673万円 (2億3,161万円) 結核接触者等を対象に健康診断を行い、結核の早期発見・まん延防止を図るとともに患者の医療費を負担します。 (1) 接触者健診・管理検診の実施 (2) 定期健康診断費補助 (3) 医療費支払 (4) 感染症診査協議会開催
	県	—	
	その他	17万円	
	市費	2億7,903万円	
4 エイズ・性感染症予防対策事業 5,917万円 (6,041万円) HIV・性感染症の感染予防、感染の早期発見、適切な医療の提供等を図るため、土日夜間を含めたエイズに関する相談・検査・医療体制を整備します。			
5 新型インフルエンザ等対策事業 5,263万円 (5,377万円) (1) 発生時に患者を受け入れる市民病院や、帰国者・接触者外来を設置する地域中核病院で使用する個人用感染防護具や医療資器材等を確保します。 (2) 帰国者・接触者外来の医療従事者向けの抗インフルエンザ薬を外来設置病院及び横浜市薬剤師会との協定に基づき、市内薬局等で備蓄します。 (3) 地域中核病院等で、発生時を想定した帰国者・接触者外来訓練を実施します。 (4) 発生時に備え「新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡会」を運営し、保健・医療体制等に関する連携強化を図っていきます。 (5) 市民に対し、正しい知識や発生時の予防策等についての啓発を行います。			

40	衛生研究所 運営事業	事業内容 保健所等と連携して、新型コロナウイルス等の感染症や食中毒等の検体及び食品等についての各種試験検査を行うとともに、検査に関連する調査研究、研修指導及び公衆衛生情報の収集・解析・提供を行います。	
本年度	2億6,513万円	1 管理費 1億5,705万円 （1億3,455万円） 試験検査業務等が正確かつ円滑に実施できるよう、衛生研究所の運営及び設備の管理等を行います。	
前年度	2億4,941万円	2 試験検査費 3,967万円 （3,990万円） 保健所等から搬入される感染症や食中毒等の検体、食品等の各種試験検査を行います。	
差引	1,572万円	3 試験検査機器維持整備事業費 5,691万円 （6,239万円） 試験検査に必要な機器の整備を行い、検査の迅速性、信頼性を図ります。	
本年度の 財源内訳	国	158万円	4 調査研究・研修指導事業 366万円 （366万円） 保健衛生、健康に係わる調査研究及び検査技術や公衆衛生等に関する研修を行います。
	県	32万円	
	その他	345万円	
	市費	2億5,978万円	
		5 感染症・疫学情報提供等事業 621万円 （811万円） 感染症の発生状況を国へ報告するとともに、感染症の情報を医療機関や市民に情報提供します。	
		6 ヘルスデータ活用事業 163万円 （80万円） 疾病や健康に関連したデータや健診データ等を分析・把握し、本市の事業評価を支援します。	

41	医療安全の推進	事業内容	
本年度	8,912万円	1 医療安全支援センター事業 1,778万円 （1,789万円） （1）医療に関する相談に対し、当事者間の問題解決を中立的立場で支援する相談窓口を運営します。 （2）患者サービス向上や医療安全管理体制確保、市民と医療機関のコミュニケーション向上を目的に、医療従事者向け研修会や市民向け講演会を行います。	
前年度	7,922万円	2 薬務事業 2,181万円 （1,505万円） （1）薬局、医薬品販売業、毒劇物販売業等の許認可及び監視指導業務を行います。また、これら業種に関して電子申請化を推進するとともに、システム間の連携等の業務効率化を図ります。 （2）大麻や覚醒剤等の薬物の乱用を未然に防ぐため、「薬物乱用防止キャンペーン」を開催するとともに市民向けの啓発を実施します。	
差引	990万円	3 医療指導事業 4,953万円 （4,628万円） 医療法に基づく市内医療機関への立入検査（医療監視）や、医療機関及び医療法人等への許認可等を通じて、適切で安全な医療提供体制の推進を図ります。 また、法定の医療統計調査を外部委託により実施するほか、病院・診療所等に係る手続きの電子化をより一層推進します。	
本年度の 財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	2,933万円	
	市費	5,979万円	

42	食の安全確保事業		事業内容 食品関係施設への監視指導等により食中毒や違反食品の流通を防止するとともに、食品の適正表示を推進して食の安全・安心を確保します。
本年度	2億7,655万円		1 食品衛生監視指導等事業 8,413万円 (8,161万円) (1) 食品関係施設に対して、HACCPによる衛生管理の取組状況について監視指導を実施します。 (2) 食品関係事業者の利便性向上のため、電子申請による営業許可事務の手續を拡充します。 (3) eラーニングにより実施している衛生講習会の内容を更新して充実を図ります。 2 食の安全強化対策事業 5,919万円 (5,794万円) 発生件数が多いカンピロバクターやノロウイルス等の食中毒、食物アレルギー等の健康危害を防止するため、食品関係施設の監視指導や流通食品等の検査を実施します。 3 食品の放射性物質検査事業 665万円 (693万円) 市民の安全・安心を確保するため、市内流通食品等の放射性物質検査を実施します。 4 市場衛生検査所運営事業 1億2,658万円 (1億1,233万円) 市場流通食品による危害防止及び安全確保を目的に細菌及び理化学検査や監視指導を実施します。
前年度	2億5,881万円		
差 引	1,774万円		
本年度の財源内訳	国	199万円	
	県	—	
	その他	1億7,583万円	
	市費	9,873万円	

43	快適な生活環境の確保事業		事業内容 環境衛生関係施設の衛生を確保します。また墓地等の許可について厳格な審査を行います。
本年度	6,762万円		1 環境衛生監視指導等事業 5,143万円 (5,341万円) (1) ホテル、公衆浴場、理容所、美容所等の環境衛生営業施設の衛生を確保するため、監視指導や検査等を実施します。 (2) 住宅宿泊事業法に基づく届出受付事務や指導を実施します。 (3) 墓地等の経営許可については、専門の有識者による財務状況の審査会を適切に開催します。 2 建築物衛生、居住衛生対策事業 1,000万円 (984万円) レジオネラ症防止対策の徹底を図るため、冷却塔や循環式浴槽等の設備の維持管理に係る施設管理者等への指導や、患者発生時に感染原因究明等を行います。 3 生活環境対策事業 83万円 (86万円) ネズミ・トコジラミ等による被害を防止するための啓発や相談対応等を行います。 デング熱等の蚊が媒介して拡大する感染症の発生防止のための啓発や相談対応等を行います。 4 災害時生活用水確保事業 536万円 (541万円) 災害応急用井戸の指定と簡易水質検査を行います。
前年度	6,952万円		
差 引	△190万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	1,149万円	
	市費	5,613万円	

44	動物の愛護及び保護管理事業		事業内容 収容した犬猫の返還や譲渡を一層推進するとともに、終生飼養や動物愛護に係る普及啓発事業を進めます。
本年度	1億8,376万円		1 動物愛護センター運営事業 3,038万円 (2,924万円) 動物愛護の普及啓発の拠点として、より多くの方にご利用いただける施設にしていきます。 2 動物愛護普及啓発事業 2,249万円 (2,554万円) <u>(1) 災害時に備えたペット同行避難訓練の取組等の啓発を推進します。</u> (2) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の一部補助を行うとともに、地域猫活動支援事業を推進します。 (3) 動物愛護思想、終生飼育や <u>適正飼育の普及啓発等を推進します。</u> 【基金】
前年度	1億8,620万円		
差引	△244万円		
本年度の財源内訳	国	3万円	
	県	—	
	その他	1億2,952万円	
	市費	5,421万円	
			3 動物保護管理事業 6,096万円 (6,249万円) SNS等を活用し、返還及び譲渡を推進します。また、特定動物の飼養者や動物取扱事業者に対し、飼養管理の遵守状況を確認するための立入調査を行い、監視指導を実施します。
			4 狂犬病予防事業 6,993万円 (6,893万円) 犬の登録と狂犬病予防注射の接種を推進します。

45	難病対策事業 公害健康被害者等への支援 (一般会計・公害被害者救済事業費会計)		事業内容 1 難病対策事業 62億4,805万円 (54億5,691万円) 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、以下の事業等を実施します。 (1) 特定医療費(指定難病)助成事業 指定難病に罹患している方の負担軽減のため、治療に係る医療費の一部を助成します。 (2) 療養生活環境整備事業 在宅人工呼吸器使用患者支援事業やホームヘルパー養成研修事業等を実施します。 また、一時入院事業や難病相談事業等もあわせて実施します。
本年度	68億1,358万円		2 公害健康被害補償事業等 5億3,038万円 (5億3,820万円) 公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき、公害健康被害者・遺族に対する補償費の給付や健康増進に必要な事業を実施します。 また、石綿健康被害救済給付の申請受付等を実施します。
前年度	60億3,003万円		
差引	7億8,355万円		
本年度の財源内訳	国	30億6,218万円	
	県	—	
	その他	5億3,010万円	
	市費	32億2,130万円	
			3 公害被害者救済事業費会計 3,515万円 (3,492万円) 横浜市公害健康被害者保護規則等に基づき、必要な事業を実施します。

46	斎場・墓地管理運営事業 (一般会計・新墓園事業費会計)		事業内容
	本 年 度	46億3,963万円	1 斎場運営事業 22億1,519万円 (19億7,013万円) 火葬業務等を円滑に行うため市営4斎場の管理運営を行います。また、市営斎場の残骨灰売払収入を活用し、斎場の利用環境向上に取り組みます。
	前 年 度	49億6,323万円	2 民営斎場使用料補助事業 3,114万円 (3,114万円) 民営火葬場を利用する市民に対し、市営斎場火葬料との差額の一部を補助します。
	差 引	△3億2,360万円	3 墓地・霊堂事業 3億114万円 (2億2,386万円) 市営墓地(久保山、三ツ沢、日野公園墓地、根岸外国人墓地)及び久保山霊堂の管理運営を行います。
本年度の財源内訳	国	—	4 市営墓地危険箇所対策事業 4,976万円 (6,153万円) 市営墓地の危険箇所の安全対策として、これまでに実施した法面等危険箇所調査等の結果を踏まえ、がけ崩れ等対策強化に取り組みます。
	県	3,623万円	5 新墓園運営事業 9億7,843万円 (10億9,578万円) メモリアルグリーン及び日野こもれび納骨堂について、指定管理者による管理運営を行います。また、日野こもれび納骨堂の使用者募集を行います。
	その他	22億5,473万円	6 市営墓地整備事業 5億3,000万円 (11億5,950万円)
	市 費	23億4,867万円	(1) 舞岡地区新墓園 4億4,700万円 (10億5,300万円) 公園型墓園を整備するための施設整備工事等を行います。
			(2) 大規模施設跡地等墓地整備 8,300万円 (1億650万円) 深谷通信所跡地での環境影響評価の手續等を進めます。
			7 東部方面斎場(仮称)整備事業 5億3,397万円 (4億2,129万円) 将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区において、市内で5か所目となる市営斎場の整備を進めます。
			(1) 整備火葬炉数 16炉(本炉15炉、予備炉1炉)
			(2) 実施内容 地中熱工事、土木工事等

47	新型コロナウイルス感染症対策【コロナ】		<p>事業内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、感染症コールセンターを運営するとともに、医療費等を公費で負担し、市民の不安・負担軽減を図ります。</p> <p>また、高齢者施設等でのクラスター発生防止、早期収束を図るとともに、医療機関等と連携し、診療・検査体制の充実や療養環境の整備に取り組みます。</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種については、希望する全市民が接種できることを想定し、体制を確保します。</p> <p>1 感染症コールセンター運営等 11億2,817万円（4億4,198万円）</p> <p>市民や症状のある方からの相談や問い合わせに対応するため、引き続きコールセンターを運営します。</p> <p>2 診療・検査体制の充実 18億537万円（34億5,298万円）</p> <p>高齢者施設等で陽性者が確認された場合に、適切に感染防止対策を行いクラスター予防につなげます。</p> <p>また、休日でも切れ目のない診療体制を確保するため、休日急患診療所の体制を維持・強化します。</p> <p>3 療養環境整備・保健所体制の強化 23億2,330万円（28億4,571万円）</p> <p>保健所が自宅療養者の健康観察や問い合わせ対応をきめ細やかに行います。また、健康観察により、医師の診断が必要と判断された自宅療養者に対し、区医師会や協力医療機関、委託事業者による電話診療や訪問診療等を行う体制を確保します。併せて会計年度任用職員や人材派遣を活用し、保健所の危機管理体制を維持・強化します。</p> <p>4 医療費等の負担 52億5,106万円（26億9,486万円）</p> <p>(1) 行政検査公費負担事業 37億2,299万円（15億4,522万円） 行政検査について、医療保険適用後の患者自己負担相当額を公費で負担します。</p> <p>(2) 医療費公費負担事業 15億2,807万円（11億4,964万円） 入院勧告に基づいて入院した患者に対し、治療に必要な費用を公費で負担します。</p> <p>5 新型コロナウイルスワクチン接種事業 250億6,774万円（323億4,606万円） <u>希望する全市民(生後6か月以上)が1回接種できることを想定し、体制を確保します。</u>接種期間終了後においても、接種証明書の交付など必要な各種事務を実施します。</p>
本 年 度	355億7,564万円		
前 年 度	417億8,159万円		
差 引	△62億595万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	286億5,654万円	
	県	34億4,448万円	
	その他	558万円	
	市 費	34億6,904万円	

外郭団体関連予算案一覧

(単位：千円)

団体名	区分	4年度	5年度	増 △ 減	主な事業内容
(公財)横浜市寿町健康福祉交流協会	委託料	209,361	219,555	10,194	① 寿生活館の管理 ② 横浜市寿町健康福祉交流センターの運営
	計	209,361	219,555	10,194	
(福)横浜市社会福祉協議会 ＜合計＞	補助金	3,777,721	5,066,954	1,289,233	
	委託料	1,911,440	1,949,278	37,838	
	計	5,689,161	7,016,232	1,327,071	
(福)横浜市社会福祉協議会 <small>(※障害者支援センター分を除く)</small>	補助金	1,389,565	1,386,962	△ 2,603	① 団体事業費等 ② 振興資金利子補給 ③ 横浜生活あんしんセンター ④ 横浜市民生委員児童委員協議会の運営 (地域包括支援センターの運営) ⑤ 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」の運営
	委託料	1,506,993	1,529,710	22,717	
	計	2,896,558	2,916,672	20,114	
障害者支援センター	補助金	2,388,156	3,679,992	1,291,836	① 地域活動支援センター事業障害者地域作業所型助成 ② グループホームA型助成 ③ 機能強化型障害者地域活動ホーム助成 ④ 後見的支援推進事業 ⑤ 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」の運営
	委託料	404,447	419,568	15,121	
	計	2,792,603	4,099,560	1,306,957	
(福)横浜市リハビリテーション事業団	委託料	3,003,049	3,118,217	115,168	① リハビリテーションセンター等の運営 ② 障害者スポーツ文化センターの運営等
	計	3,003,049	3,118,217	115,168	
(公財)横浜市総合保健医療財団	補助金	2,592	2,592	0	① 精神障害者地域生活推進事業運営費助成等 ② 総合保健医療センターの運営 ③ 生活支援センターの運営 ④ 精神障害者の家族支援 ⑤ 精神障害者ピアスタッフ推進事業
	委託料	1,035,259	1,087,717	52,458	
	計	1,037,851	1,090,309	52,458	
合 計		9,939,422	11,444,313	1,504,891	

【財源創出の取組】

令和5年度予算編成は、持続可能な市政運営を実現するため、「財政ビジョン」「中期計画」「行政運営の基本方針」の『3つの市政方針』に基づく最初の予算編成として、全庁一丸となって『創造・転換』を理念とする財源創出に取り組みました。

<主な財源捻出の取組>

事業名	財源創出の内容	財源創出額
1 施策・事務事業の徹底した見直し		
新型コロナウイルス感染症対策事業	感染状況や国の見直しの動向を踏まえた、患者の受入及び検査体制等の確保に係る事業の見直し	1,420百万円
がん検診事業	横浜市医師会と連携し、子宮頸がん検診のうち、医師が必要性を判断し実施する子宮体がん検診を保険診療へ移行	121百万円
収納率向上特別対策事業費	口座振替web申請の実施による市民の利便性の向上と事務効率化	5百万円
2 補助金・特別会計に対する繰出金の適正化・縮減、新たな政策手法の導入		
国民健康保険事業費会計繰出金	法定外繰出市費の解消に向けて、繰越金を抑制	400百万円
障害者グループホームA型設置運営費補助事業等	本市補助金事業から障害者総合支援法の事業への移行を推進することで、国・県の負担金による歳入を確保するとともに、移行支援補助金を終了	6百万円



HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

けんこういくし